

令和 4 年

第 1 回美濃市議会定例会会議録

令和 4 年 2 月 2 8 日 開会

令和 4 年 3 月 2 3 日 閉会

美 濃 市 議 会

令和4年第1回美濃市議会定例会会議録目次

第 1 号 (2月28日)	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
市長挨拶	3
開会・開議の宣告	4
諸般の報告及び行政諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
令和4年度施政方針	5
休憩	16
再開	16
議案の上程	16
議案の説明	
承第1号(総務部長 瀬瀬敬久君)	17
休憩	17
再開	17
質疑	17
委員会付託省略(承第1号)	18
討論	18
議案の採決	18
議案の上程	18
議案の説明	
議第1号(副市長 堀部 勉君)	18
議第2号・議第5号・議第6号・議第10号・議第13号・議第14号	
議第22号(民生部長(福祉事務所長) 小森 誠君)	22
休憩	27
再開	27
議第3号・議第4号・議第8号・議第11号・議第12号・議第16号	
議第19号・議第21号・議第26号・議第27号・議第28号(建設部長 伊藤 篤君)	27
議第7号・議第15号(美濃病院事務局長 林 信一君)	34

議第9号・議第23号・議第24号（総務部長 額敏久君）	36
休憩	39
再開	39
議第17号（秘書課長 高橋保雄君）	39
議第18号・議第20号（教育次長兼教育総務課長 井上博司君）	40
議第25号（産業振興部長 永田幸泰君）	41
議案の上程	41
議案の説明	
議第29号・議第30号（市長 武藤鉄弘君）	41
休憩	42
再開	42
質疑	42
委員会付託省略（議第29号・議第30号）	42
討論	42
議案の採決	43
岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	43
休会期間の決定	43
散会の宣告	44
会議録署名議員	45

第 2 号 （3月11日）

議事日程	47
本日の会議に付した事件	48
出席議員	48
欠席議員	48
説明のため出席した者	48
職務のため出席した事務局職員	48
開議の宣告	49
会議録署名議員の指名	49
議案の上程	49
質疑	49
議案の上程	49
議案の説明	
議第31号・議第32号（秘書課長 高橋保雄君）	50
質疑	51
委員会付託（議第1号から議第28号まで、並びに議第31号及び議第32号）	51

議案の上程	51
議案の説明	
市議第1号（1番 松嶋哲也君）	51
質疑	52
委員会付託省略（市議第1号）	52
討論	52
議案の採決	52
市政に対する一般質問	53
1 太田照彦議員	53
1. 2期8年の成果を踏まえた3期目の市政の方向性について	53
① 第6次総合計画の将来都市像「一人ひとりが挑戦 夢かなえるまち」の実現に向けた今後の市政運営はどのようなか。	
2. 健康意識向上の推進について	53
① 新型コロナウイルス感染症への対応はどのようなか。	
② 健康意識の向上を進める上での考えはどのようなか。	
3. アフターコロナを見据えた活性化の推進について	55
① 産業の振興施策の今後の展望はどのようなか。	
4. 安全・安心の推進について	56
① 道路整備計画等のインフラ整備や土地活用についての考えはどのようなか。	
5. SDGs、カーボンニュートラル、DXの推進について	57
① 推進方針はどのようなか。	
6. 美濃市の将来を担う子どもたちへの教育について	57
① 小中学校児童生徒が美濃市の将来を担う子どもとして、たくましく成長できるための教育はどのようなか。	
休憩	64
再開	64
2 辻 文男議員	65
1. 斎場における残骨灰の取り扱いについて	65
① 現状の残骨灰の処理はどのようなか。	
② 残骨灰に含まれる有価物に対する取扱いは、どのようなか。	
③ 遺族への説明は、どのようにされているか。	
④ 今後は、どのような取り扱いを考えているか。	
2. 成年年齢が18歳に改正されることについて	69
① 市としての対応はどのようなか。	
② 成人式についての考えは、どのようなか。	
3. 小学校教科担任制について	72

① 教科担任制に向けて、現在の取り組みはどのようなか。	
② 教職員の働き方改革に有効な制度として、教科担任制導入をどのように考えるか。	
休憩	74
再開	74
3 須田盛也議員	74
1. 中学校の制服について	74
① 中学校の制服の在り方について、今後どのように考えていくのか。	
4 松嶋哲也議員	76
1. 長良川遊水地計画（横越地区）について	76
① 長良川遊水地（横越地区）について、現在の進捗状況と今後の予定・計画はどのようなか。	
2. 美濃市健康文化交流センター駐車場について	77
① 健康文化交流センター駐車場の運営に関し、改善が必要と思える問題点についての対応はどのようなか。	
3. 文化が息づく観光まちづくりについて	78
① 美濃市において、直近5年間の観光客数と宿泊施設の利用者数の推移はどのようなか。	
② 「文化が息づく観光まちづくり」のために行った令和3年度の支援や取り組みはどのようなか。	
③ 伝統・文化の継承が難しい状況下で「文化が息づく観光まちづくり」のために行う令和4年度の支援と取り組みはどのようなか。	
休憩	83
再開	83
5 永田知子議員	83
1. 第6次総合計画説明会について	84
① 各会場の参加人数や説明会の進行はどのようなであったか。	
② 人数が多い市街地での説明会は行われていない。案内の周知はどのように行われたのか。	
③ 各会場の参加者の反応、声はどのような内容であったか。それに対し、市はどのように受け止めたか。	
④ タイムスケジュールでは、令和3年度中に最初の3年間の実施計画の作成をするとなっているが現在の進捗状況はどのようなか。	
2. 市道の維持管理について	88
① 道路の維持管理はどのようにされてきたのか。	
② 維持管理における課題はどのようなか。	

3. 子宮頸がんワクチンの予防接種について	92
① この事業の概要はどのようなか。	
② ワクチン接種によってどのような効果が得られるのか。また副反応の発生頻度とその事例についてはどのようなか。	
③ 接種後の副反応が発生した場合、その相談はどこにすればよいのか。裁判で係争中の事例から、将来的に自立できない場合の対応はどのようなか。	
④ 美濃市では接種の「積極的勧奨」や副反応リスクについてどのように周知されるのか、現段階の接種人数の見通しはどのようなか。	
6 古田 豊議員	96
1. 森林経営管理の方針と担い手確保対策について	96
① 森林環境譲与税を活用した事業の実施状況と、今後の活用方針はどのようなか。	
② 令和4年度から取り組まれる林業の担い手確保対策とはどのようなものか。	
2. 地域おこし協力隊について	99
① 令和3年度の地域おこし協力隊員はどのような活動をされたのか。	
② 令和4年度に増員する3名はどのような活動をするのか。	
③ 人口減少やマンネリ化したイベント事業に対して、協力隊員の新しい発想で政策立案をできないか。	
延会	102
会議録署名議員	103
第 3 号 (3月14日)	
議事日程	105
本日の会議に付した事件	105
出席議員	105
欠席議員	105
説明のため出席した者	105
職務のため出席した事務局職員	105
開議の宣告	106
会議録署名議員の指名	106
市政に対する一般質問	106
7 古田秀文議員	106
1. 「シビックプライド」の醸成と「シティプロモーション」推進について	106
① 今こそ地方創生、地域活性化の切り札として注目される「シビックプライド」と「シティプロモーション」を連携させ、内から輝き外から注目される「まち」となることを期待するところですが、市長の見解並びに取り組みはどのようなか。	

② 観光の振興に向けて、今後「シビックプライド」をどのように醸成していくのか。	
8 服部光由議員	115
1. 新設される給食センターについて	115
① 新学校給食センターにおける調理等の業務委託はどうなるのか。	
② 学校給食における食物アレルギー対応等の現状と新学校給食センターでの対応はどのようなか。	
2. 長良川遊水地について	117
① 遊水地計画の地域への説明会などは今後どのように進展するのか。	
3. 新型コロナウイルス感染症について	118
① 新型コロナウイルス感染症に対しての市民への支援はどのようなか。	
4. 防犯カメラの設置について	120
① 管理・運営は美濃市が行うのか。	
② 防犯カメラの設置にあたり、運用指針の整備はどのように考えているのか。	
5. 消防団活動の推進について	121
① 団員が所属する事業所に対して、消防団員への配慮要請・協力依頼などはどのようにされているのか。	
② 消防団員の年額報酬や出勤手当について更なる改善はできないか。	
休憩	123
再開	123
9 岡部忠敏議員	123
1. プラスチック資源のリサイクルについて	123
① 市として環境問題に積極的に取り組む姿勢を明らかにする「プラスチックごみゼロ宣言」を行うことはできないか。	
② 自販機業界では「自販機リサイクルボックスの異物低減」に取り組んでいるが、市として、さらにすすんだペットボトルのリサイクルの取り組みはできないか。	
休会期間の決定	126
散会の宣告	127
会議録署名議員	128
第 4 号 (3月23日)	
議事日程	129
本日の会議に付した事件	130
出席議員	130
欠席議員	130

説明のため出席した者	130
職務のため出席した事務局職員	130
開議の宣告	131
会議録署名議員の指名	131
議案の上程	131
委員長報告	
総務産業建設常任委員会委員長 松嶋哲也君	131
民生教育常任委員会委員長 須田盛也君	133
委員長報告に対する質疑	134
討論	134
議案の採決	135
閉会の宣告	139
市長挨拶	139
会議録署名議員	141
総務産業建設常任委員会審査報告書	142
民生教育常任委員会審査報告書	143

美濃市告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、令和4年2月28日に令和4年第1回美濃市議会定例会を美濃市議会議事堂に招集する。

令和4年2月21日

美濃市長 武藤鉄弘

付議事件名

1、専決処分の承認について

令和3年度美濃市一般会計補正予算（第11号）

1、令和4年度美濃市一般会計予算

1、令和4年度美濃市国民健康保険特別会計予算

1、令和4年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算

1、令和4年度美濃市下水道特別会計予算

1、令和4年度美濃市介護保険特別会計予算

1、令和4年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算

1、令和4年度美濃市病院事業会計予算

1、令和4年度美濃市上水道事業会計予算

1、令和3年度美濃市一般会計補正予算（第12号）

1、令和3年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

1、令和3年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

1、令和3年度美濃市下水道特別会計補正予算（第2号）

1、令和3年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第3号）

1、令和3年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

1、令和3年度美濃市病院事業会計補正予算（第3号）

1、令和3年度美濃市上水道事業会計補正予算（第1号）

1、美濃市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

1、美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

1、美濃市積立基金条例の一部を改正する条例について

1、美濃市教育研究所設置条例を廃止する条例について

1、美濃市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

1、美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

1、美濃市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例に

ついて

- 1、美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 1、公の施設の指定管理者の指定について
- 1、市道路線の廃止について
- 1、市道路線の変更について
- 1、市道路線の認定について
- 1、美濃市公平委員会委員の選任について
- 1、人権擁護委員候補者の推薦について

令和 4 年 2 月 28 日

令和 4 年第 1 回美濃市議会定例会会議録（第 1 号）

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 4 年 2 月 28 日 (月曜日) 午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 令和 4 年度施政方針
- 第 4 承第 1 号 専決処分の承認について
令和 3 年度美濃市一般会計補正予算 (第 11 号)
- 第 5 議第 1 号 令和 4 年度美濃市一般会計予算
- 第 6 議第 2 号 令和 4 年度美濃市国民健康保険特別会計予算
- 第 7 議第 3 号 令和 4 年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算
- 第 8 議第 4 号 令和 4 年度美濃市下水道特別会計予算
- 第 9 議第 5 号 令和 4 年度美濃市介護保険特別会計予算
- 第 10 議第 6 号 令和 4 年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算
- 第 11 議第 7 号 令和 4 年度美濃市病院事業会計予算
- 第 12 議第 8 号 令和 4 年度美濃市上水道事業会計予算
- 第 13 議第 9 号 令和 3 年度美濃市一般会計補正予算 (第 12 号)
- 第 14 議第 10 号 令和 3 年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第 15 議第 11 号 令和 3 年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 16 議第 12 号 令和 3 年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 17 議第 13 号 令和 3 年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 18 議第 14 号 令和 3 年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 19 議第 15 号 令和 3 年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第 20 議第 16 号 令和 3 年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 21 議第 17 号 美濃市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 22 議第 18 号 美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 23 議第 19 号 美濃市積立基金条例の一部を改正する条例について
- 第 24 議第 20 号 美濃市教育研究所設置条例を廃止する条例について
- 第 25 議第 21 号 美濃市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 第 26 議第 22 号 美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 27 議第 23 号 美濃市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 28 議第 24 号 美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第 29 議第 25 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 30 議第 26 号 市道路線の廃止について
- 第 31 議第 27 号 市道路線の変更について

- 第32 議第28号 市道路線の認定について
 第33 議第29号 美濃市公平委員会委員の選任について
 第34 議第30号 人権擁護委員候補者の推薦について
 第35 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

本日の会議に付した事件

第1から第35までの各事件

出席議員（13名）

1 番	松 嶋 哲 也 君	2 番	須 田 盛 也 君
3 番	服 部 光 由 君	4 番	豊 澤 正 信 君
5 番	梅 村 辰 郎 君	6 番	永 田 知 子 君
7 番	古 田 秀 文 君	8 番	岡 部 忠 敏 君
9 番	辻 文 男 君	10 番	古 田 豊 君
11 番	太 田 照 彦 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	堀 部 勉 君
教 育 長	島 田 昌 紀 君	総 務 部 長	瀬 瀬 敬 久 君
民 生 部 長 (福祉事務所長)	小 森 誠 君	産 業 振 興 部 長	永 田 幸 泰 君
建 設 部 長	伊 藤 篤 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	篠 田 博 史 君
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	井 上 博 司 君	美 濃 病 院 事 務 局 長	林 信 一 君
民 生 部 参 事 兼 保 健 セ ン タ ー 所 長	辻 幸 子 君	建 設 部 参 事 兼 都 市 整 備 課 長	島 田 勝 美 君
総 務 課 長 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	西 部 睦 人 君	秘 書 課 長	高 橋 保 雄 君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	澤 村 浩	議会事務局次長	辻 美 鶴
議会事務局 議事調査係長	内 藤 佳奈子		

○議長（佐藤好夫君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和4年第1回美濃市議会定例会が招集されましたところ、御参集いただきまして、ありがとうございます。

本定例会に提出されます案件は、令和4年度予算をはじめ、いずれも重要案件であります。どうか慎重に審議を賜りますとともに、議会の円滑なる運営に御協力をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、議席及び執行部席を移動して間隔を広げて着席し、議場内の換気のため、一部のドアを開放しています。また、議場内でのマスクの着用をお願いいたします。

議長席、演壇席及び質問席にアクリル板を設置しておりますので、アクリル板の前ではマスクを外して発言することを認めます。

なお、感染予防のため、発言者ごとに職員が演壇及び質問席の拭き取り消毒を行いますので、御承知をお願いいたします。

これより私もマスクを外して進行いたします。

開会に先立ちまして、本日の議会は、武藤鉄弘市長が3期目就任後初めての議会でありますので、議会を代表しまして御祝辞を申し上げます。

甚だ僭越ではございますが、武藤市長の3期目の御就任に当たりまして、議会を代表しましてお祝いの言葉を申し上げます。

市長におかれましては、このたび市長選挙に見事当選されましたことを議員一同心からお喜び申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が終息しない中、美濃市を取り巻く環境は依然厳しく、人口減少、少子高齢化、公共施設の老朽化など、様々な問題に取り組んでいかなければなりません。

市長におかれましては、対話と現場主義を基本姿勢にし、2期8年にわたる市政運営の豊富な経験を十分に生かされ、美濃市第6次総合計画の目指す「一人ひとりが挑戦 夢かなうまち」の実現に向けて邁進されますようお願いを申し上げます。

今後とも、議会と執行部が車の両輪のごとく十分に話し合い、市民の声に耳を傾け、市民目線に立った市政運営を進められますことを御期待申し上げ、簡単ではございますが、お祝いの挨拶といたします。おめでとうございます。

市長挨拶

○議長（佐藤好夫君） ここで、市長から御挨拶をいただきます。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに令和4年第1回美濃市議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には御多用にもかかわらず御出席を賜り、誠にありがとうございます。

ただいまは佐藤議長から御丁寧なるお祝いのお言葉をいただきまして、誠に身に余る光栄と心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。

3期目を迎えるに当たりましては、私が強く思うことといたしまして、市民と共につくってまいりました第6次総合計画の実現でございます。この計画は、多くの市民の皆様が関わり、一緒につくり上げました。将来都市像を「一人ひとりが挑戦 夢かなうまち」として、基本目標は4つございます。「健康でうるおいのあるまち」「子どもたちが誇りに思う輝くまち」「魅力と活力あふれるまち」「安全・安心なまち」としています。その実現に向けまして歩みを着実に進め、市民皆様お一人お一人が一つでも多くの夢がかなうよう、全力を挙げて取り組む所存でございます。

これまで2期8年間、一貫して「健康」というテーマを土台として市政を運営してまいりました。3期目は、市民・地域・企業など、あらゆる分野の健康をという視点で取組を進めてまいりたいと存じます。

市民の健康は、引き続き人間ドックやがん検診などの各種の健康診断の推進や健康講座、健康体操教室の開催によって、健康年齢5歳アップに取り組んでまいります。また、地域の健康は、清流長良川、美濃和紙、美濃まつりなどの地域資源の活用や滞在型観光の定着と充実、さらには交流人口の増加を図り、元気な地域をつくりたいと思っています。さらに、企業の健康につきましては、土地利用計画を見直し、道路整備など、新たな企業誘致にも取り組んでまいりたいと思っています。このように、市民・地域・企業など、あらゆる分野が健康になることで、美濃市の活性化につなげてまいりたいと存じます。

ここに改めて、市民皆様並びに議員の皆様のご格別の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、先週、2月24日からロシアがウクライナに侵攻いたしました。平和の尊さが本当に今、叫ばれるときだと思っています。テレビをずっと見ていましたけれども、非常に悲惨な光景が見えます。ぜひ早く戦争を終息して平和が来ることを願いながら、御挨拶とさせていただきます。

開会・開議の宣告

○議長（佐藤好夫君） ただいまから令和4年第1回美濃市議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

開会 午前10時08分

諸般の報告及び行政諸般の報告

○議長（佐藤好夫君） 諸般の報告及び行政諸般の報告をいたします。

報告の内容につきましては、お手元に配付してありますので、御承知をお願いいたします。

また、市長から、報第1号、地方自治法第180条第2項の規定による専決処分の報告がありましたので、御承知をお願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 本日の日程は、さきに御通知申し上げたとおり決めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤好夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10番 古田豊君、11番 太田照彦君の両君を指名いたします。

第2 会期の決定

○議長（佐藤好夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日から3月23日までの24日間といたしたいと思っております。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会の会期は、本日から3月23日までの24日間と決定いたしました。

第3 令和4年度施政方針

○議長（佐藤好夫君） 日程第3、令和4年度施政方針について、市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） それでは、令和4年第1回美濃市議会定例会の開催に当たり、令和4年度の市政運営に関する私の所信の一端を述べ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

初めに、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになりました方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、罹患されました方々、その御家族、関係者の皆様、感染拡大により日常生活に影響を受けている方々に心よりお見舞いを申し上げます。

また、患者さんを救うために力を尽くす医療従事者の皆様、感染拡大の防止に奔走されている保健所の皆様、細心の注意を払い高齢者と向き合う介護関係の皆様、子供たちと向き合う保育や学校関係の皆様、全ての関係者に深く感謝を申し上げたいと思っております。誠にありがとうございます。

本市におきましては、本年1月21日、国の岐阜県に対するまん延防止等重点措置の適用に合わせ、市独自の非常事態宣言を発出し、市民の皆様に改めて感染防止対策の徹底をお願いしているところでございます。

新型コロナウイルス「オミクロン株」は、今まで以上に感染力が強力であり、市内においても今までにないスピードで感染が拡大し、まん延防止等重点措置の期間も3月6日まで延長されたところであります。

まだまだ感染症の収束が見えてこないために、市民の皆様には基本的な感染防止対策の徹底や感染リスクが高まる場面の回避、飲食店の営業時間の時短要請など、生活や仕事に御負担や御苦勞をおかけし、御理解と御協力をいただいております。感謝を申し上げます。

さて、昨年は一昨年につき、新型コロナウイルス感染症対策に明け暮れた一年でありまし

た。岐阜県が、1月、8月に非常事態宣言、5月、8月にまん延防止等重点措置の適用を受けたことに伴い、市民の皆様に対して、感染症対策の徹底やリスクを伴う飲食、不要不急の外出自粛、また酒類やカラオケを提供する飲食店への休業や時短営業の要請、市内公共施設においては休館や利用時間を制限、夏休み明けの小・中学校においては午前と午後で登校時間をずらす分散登校を実施し、感染防止対策の徹底を行った上で授業を行うなど、各方面におきまして制限のかかった生活をお願いしたところでございます。

一方で、子育て世帯へ児童1人につき10万円の臨時特別給付金、住民税非課税世帯へ臨時特別給付金の支給、要請に応じた事業所への協力金の支給などのほか、市の独自事業として、子育て世帯に対する生活支援としての給付や高校生や大学生の下宿代などへの助成、小・中学校の感染対策を行った学習環境の整備のほか、中小企業者の事業が継続できるよう、電気、上下水道、ガスなどの固定費の助成、サテライトオフィス拠点の整備や誘致への支援、宿泊・会食など応援事業、キャッシュレスポイントの還元、感染症対策として全世帯へのマスクの配付、高齢者のフレイル予防対策事業などを実施するなど、生活支援と経済支援の両面から市民の皆様や事業者の皆様を支援してまいりました。

これらと並行して、5月から、みのエネプラザを会場に高齢者向けワクチンの接種を開始いたしました。接種日を指定の上、遠方の方にはバスでの送迎を実施、64歳以下の方へはインターネットでの予約を受け付け、昨年末までに対象となる市民の皆様約87%が2回の接種を混乱なく行うことができました。

1月中旬から医療従事者や高齢者施設などで3回目のワクチンの接種を開始し、2月から希望する高齢者への3回目のワクチン接種を開始したところでございますが、今後も県をはじめ関係機関と連携しながらワクチンの接種など感染症対策を行っていく所存でございますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年度も残すところ1か月となりました。まちづくりにつきましては、今年度からスタートした美濃市第6次総合計画の4つの基本目標に基づき、取り組んでまいりました。

1つ目の基本目標である「健康でうるおいのあるまち」の推進施策としましては、疾病の早期発見・早期治療を目的に、美濃病院健康管理センターを活用した人間ドック、がん検診などの健康診査の推進と検査結果に基づく個別指導の強化を図り、さらなる健康寿命の延伸を図ってまいりました。美濃病院の人間ドック等の検査件数は毎年順調に伸びてきており、昨年度の約1万7,000件から令和3年度では2万1,500件の検査見込みでございます。

国民健康保険事業では、人間ドックの受診率向上のため、50歳から72歳のうち900人を対象として受診費用を2万円助成し、人間ドックの受診促進を図りました。受診費用の助成対象でない方の積極的な受診もあり、昨年度に比べ受診者が50名程度伸び、助成対象者の20%となりましたが、今後も制度の内容と受診の重要性を積極的にPRすることで受診率を向上させ、疾病の早期発見・治療につなげてまいります。

また、縁側コミュニティ事業により、身近な地域の住民が気軽に集い、お茶をしながらいろいろな話ができるような場所を提供してまいりました。市内10か所で約800回開催してお

りますが、並行して外出をされない高齢者の方が増加しておりましたので、各地区の神社など43か所を会場にフレイル予防体操を実施いたしました。延べ4,700人の方に参加をいただいております。コロナ禍による運動不足を解消し、加齢に伴う虚弱な状態であるフレイルの予防を図ることができました。

次に、2つ目の基本目標であります「子どもたちが誇りに思う輝くまち」では、コロナ禍が続く中、今年度は子供たちへのICT教育の充実が求められた年でもありました。児童・生徒1人に対し1台のタブレット端末を配付し、パスワードの設定や使い方の練習を行ってきました。分散登校時にはオンラインでの朝の会を行うなど、子供たちの生活リズムが不規則にならないよう努めたほか、オンライン授業も実施したところであります。

また、建設から40年以上が経過した学校給食センターを、前野の県産業技術センター跡地に建設を進めてまいりました。今年7月末の完成を目指しているところでございます。

このほか、赤ちゃんの紙おむつ支援、幼児教育・保育での給食費の一部助成、子育て世代包括支援センターやすくすくプレイルームでは、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して相談の受付や子育てサービスについて情報提供を行うとともに、関係機関との連携、連絡調整を図り、切れ目のない支援をワンストップで行ってまいりました。

3つ目の基本目標である「魅力と活力あふれるまち」につきましては、滞在・体験型観光の推進に、民間企業が有する専門知識や業務経験を活用することで地域活性化に向けた課題解決を図るため、地域活性化起業人制度を活用し、株式会社エイチ・アイ・エスから人材を派遣いただきました。現在、地域連携マネージャーとして、民間のノウハウを生かし、観光コンテンツの開発やアフターコロナを見据えたインバウンド事業に関する業務なども進めていただいております。

このほか、地域おこし協力隊として2名を委嘱し、市外で生活をしている視点から、外国人技能実習生や市外事業者への対応など、美濃市のよさである絆を深めながらの地域活性化活動を中心に取り組んでいただいているところでございます。

また、東京オリンピック・パラリンピック大会において、入賞者に美濃手すき和紙の表彰状が授与されました。12月から1月にかけて美濃和紙の里会館で開催した「美濃手すき和紙を捧ぐ展～TOKYO2020の賞状～」には、フェンシング男子エペ代表で金メダルを獲得した山田優選手や体操個人総合金メダルの橋本大輝選手のほか、岐阜県内の入賞された選手など18枚の表彰状を展示いたしました。照明が当てられた表彰状には「TOKYO2020」という透かし文字が浮かび上がり、美濃手すき和紙の卓越した技法を見ることができ、美濃和紙の品質の高さが魅力の一つとして感じていただけたものと感じています。

4つ目の基本目標である「安全・安心なまち」につきましては、防災力の向上として、自分の命は自分で守ることを意識し、日頃の備えと、より効果的な訓練により、地域の危機管理意識を高めていくことが重要であります。

昨年度末に作成した洪水と土砂災害ハザードマップを全世帯に配付するとともに、自治会や各組などに対し、出前講座と称して説明会を進めてまいりました。また、これまで行って

きた防災訓練を見直し、関係機関との連携訓練や気軽に防災に触れていただく防災フェアを開催いたしました。

このように、新型コロナウイルスの感染拡大による様々なイベントや事業の実施が危ぶまれる中、着実に市政運営を進められたことに心から感謝申し上げたいと思います。

次に、令和4年度予算についてであります。

まず最初に、国の予算編成について御報告申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策に万全を期しつつ、成長と分配の好循環とコロナ後の新しい生活の開拓をコンセプトとする新しい資本主義の実現を図るための予算として、ポストコロナ社会を見据えた成長戦略を国主導で推進し、経済成長を図るとともに、全ての世代が支え合う持続可能な全世代型社会保障制度の構築を柱とした分配戦略を推進するとしております。一般会計予算は過去最大の107兆5,964億円と、対前年度比9,867億円増、0.9%増でございます。4年連続で100兆円の台を越え、10年連続で過去最大を更新いたしました。

新年度予算では、新型コロナウイルス感染症への対応を引き続き推進しつつ、科学技術立国の実現、地方を活性化し、世界とつながるデジタル田園都市国家構想、経済安全保障の推進を3つの柱とした大胆な投資により、ポストコロナ社会を見据えた成長戦略を国主導で推進し、経済成長を図るとしてあります。また、賃上げの促進等による働く人への分配機能の強化、看護・介護・保育等に係る公的価格の在り方の抜本的な見直し、少子化対策などを含む全ての世代が支え合う持続可能な全世代型社会保障制度の構築を柱とした分配戦略を推進するとしてあります。

なお、国では令和3年度補正予算として、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策、ウイズコロナ下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え、未来を切り拓く新しい資本主義の起動、防災・減災、国土強靱化の推進など、安全・安心の確保のために31兆5,627億円の予算化を行うとともに、切れ目なく歳出需要に対応するため、令和4年度予算と合わせて16か月予算としているところでございます。

次に、県の予算でございます。

令和4年度の県の一般会計当初予算は8,869億円で、対前年度比1.9%増となっております。県政運営の指針となる清流の国ぎふ創生総合戦略の4年目となる令和4年度は、引き続き総合戦略に掲げる3つの柱に沿って、未来を見据えた「清流の国ぎふ」づくりに向け、取組を進めるとしてあります。

中でも、ウイズコロナ対策として感染防止対策の推進、医療提供体制の確保及び個人、事業者への支援を通じて、引き続き命と暮らしを守ることに全力を尽くす予算に513億円、アフターコロナとしてデジタルトランスフォーメーションの推進、持続可能な社会づくり、新次元の地方分散・新たな産業の創出などの未来をつくる予算に157億円を計上してあります。

美濃市に関する予算としましては、新大矢田トンネルなど道路インフラの整備、子育て環境対策、社会保障制度の充実をはじめ、美濃和紙ブランドのプロモーションの展開や新規就農者への支援のほか、デジタルトランスフォーメーション化やICT化に向けた取組予算が

盛り込まれております。

一方、市の予算編成の前提となる令和4年度の地方財政計画通常収支分の規模は90兆5,918億円と、対前年度比で0.9%の増となっています。地方税収は8.3%増の41兆2,305億円、地方交付税につきましては3.5%増の18兆538億円に対し、赤字地方債である臨時財政対策債は67.5%減の1兆7,805億円で、一般財源総額では1.1%増の63兆8,635億円となっております。

歳出では、地域社会のデジタル化を推進するために、地域デジタル社会推進費に引き続き2,000億円、公共施設の脱炭素化の取組推進として6,000億円、まち・ひと・しごと創生事業費は引き続き1兆円が計上されており、一般歳出の総額では0.6%の増額となっております。

そこで、美濃市の財政状況でございます。令和2年度決算における財政の健全化を示す健全化判断比率は、継続的な行政改革や市債の発行抑制などの財政運営により、実質公債費比率は9.9%から9.3%と前年度に比べ0.6ポイントの改善、将来負担比率は41.0%と前年度に比べ17.3ポイント増加しています。いずれの数値も国が示す早期健全化の判断基準比率を大幅にクリアしておりますけれども、県内他市と比較しますと高い水準にありますので、引き続き各基金残高や事業実施に伴う借入額を判断しながら、将来、過度の負担とならないよう財政運営を進めてまいります。

また、財政の弾力性を示す令和2年度決算における経常収支比率は91.1%から93.8%となり、少し弾力性がなくなっております。今後も社会保障費の増加による経常的経費の増加や公債費の増加が見込まれ、経常収支比率の上昇が想定されます。また、自治体の財政力を示す財政力指数は0.558と低い状況にあり、税収をはじめとした自主財源の確保が大きな課題でもあります。

令和3年度の決算見込みにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響下で大幅に減少した市税収入も前年度と比較して幾分回復傾向にありますが、依然として不透明な情勢は継続しております。また、老朽化した公共施設の整備・更新も念頭に入れ、今後に備える経費も必要であり、厳しい状況が続くものと想定されます。

こうした状況の下でありますけれども、令和4年度の当初予算の規模は、一般会計が98億7,500万円、特別会計が64億7,434万円、企業会計が39億7,728万円で、総額203億2,662万円余となりました。対前年度比では、一般会計が3.9%の増、特別会計は1.0%の増、企業会計は2.2%の増となり、全体では2.6%の増となりました。

一般会計予算の主な歳入を令和3年度当初予算と比較しますと、市税は景気回復の基調の見込みに基づいた個人・法人市民税の増や、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小事業者等への軽減措置終了に伴う固定資産税、都市計画税の増などにより2億1,475万円、8.1%の増、地方交付税は国が示す地方財政計画に基づいて6,000万円、2.4%の増、県支出金は美濃会館建設事業に伴う地方改善施設整備費、農業費補助金の元気な農業産地構造改革支援事業費などの増により1億6,234万円、23.3%の増、市債は臨時財政対策債などの減により2億1,210万円、33%の減となっています。

歳出種別ごとに一般会計予算を令和3年度当初予算と比較しますと、総務費は地域おこし協力隊の増員やホームページのリニューアルなどにより4.9%の増となり、民生費は美濃会館の建設等により7%の増、農林水産業費は農林業の担い手確保等により10.9%の増、商工費は小倉公園駐車場舗装整備などにより17.2%の増、教育費はALT（外国人英語指導助手）の増員や学校給食センターリニューアルに伴う備品整備等により8.5%の増となっています。

また、新学校給食センターの建設に関しましては、国の補正予算に対応するため、今年度の3月補正予算に前倒しをさせていただき、7億6,560万円の建設費等の補正予算の計上をお願いしているところでございます。

特別会計では、対前年度比で1.0%の増となっておりますが、後期高齢者医療特別会計は、保険料率の改定や後期高齢者医療における令和4年度中の窓口2割負担移行への対応により8.6%の増、介護保険特別会計では在宅介護給付費の増や高齢者フレイル予防事業の充実により1.5%増としております。

企業会計全体の対前年度比は2.2%の増となっておりますが、上水道事業が配水管布設替え工事等により18.7%の増、美濃病院事業は前年度に引き続き空調設備などの工事を行い、ほぼ同規模となる0.8%の減となっています。

厳しい財政状況ではありますが、公共施設の老朽化対策、防災・減災対策、社会変革に対応するデジタル化、少子高齢化社会の進行に伴う人口減少対策など様々な財政需要が見込まれる中、各施策の展開を着実に行うことで、「一人ひとりが挑戦 夢かなえるまち 美濃市」の実現を目指した未来につながる美濃市づくり予算としたところでございます。

令和4年度の主要施策について御説明申し上げます。

市民・地域・産業の健康を実現する予算として位置づけております。SDGs（持続可能な開発目標）、カーボンニュートラル（脱炭素社会の実現）及びデジタルトランスフォーメーション化の推進の下、地球規模の課題を踏まえた意識を持ち、少子高齢化・人口減少等をはじめとした多様化・複雑化する様々な行政課題に対し、持続可能な行政運営を行うため、全ての施策を相互に連携させ、効果的に実行するよう予算編成を行いました。

令和4年度の主な施策につきましては、第6次総合計画の本格的な展開を目指すよう、当初予算のテーマとして政策の4つの柱を設けましたので、その柱に沿って御説明を申し上げます。

まずは健康意識の向上の推進であります。

新型コロナウイルス感染症の収束がなかなか見えない中、市民の皆様の健康意識向上の推進のために、感染症対策が新年度においても引き続き大きな課題になると考えております。

新型コロナワクチンの3回目の接種につきましては、1月中旬から高齢者施設や市内医療従事者に対し開始し、2月3日からは接種日を指定し、高齢者に対して開始したところであります。また、3月の上旬には、65歳未満の一般接種を予約により開始をいたします。5歳から12歳未満の方につきましても順次接種を進め、市民の皆様が滞りなくワクチン接種がで

きるように準備をしています。順次御案内をさせていただきますので、御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

コロナ対策以外の推進施策としましては、疾病の早期発見・早期治療を目的として、美濃病院健康管理センターを活用した人間ドック、がん検診などの健康診査の推進と検査結果に基づく個別指導の強化を図り、さらなる健康寿命の延伸を図ってまいります。

また、健康意識の向上の推進の一つとして、新たに検診時に尿検査を行い、塩分の摂取量の測定を行うことや、検診時以外にもふだんの食生活の中での塩分摂取量の現状を確認していただくため、塩分量測定器を貸し出し、その結果に基づいて食生活等における保健指導に結びつけてまいりたいと考えております。

子宮頸がんの予防ワクチンの接種につきましては、予算を大幅に増額し、積極的に接種の勧奨を行い接種をすることで、将来の子宮頸がんリスクの軽減を図ってまいります。

国民健康保険事業では、引き続き人間ドック受診費用を2万5,000円のうち2万円の助成というを行うとともに、制度の内容と受診の重要性を積極的にPRすることで受診率を向上させ、疾病の早期発見・治療につなげてまいります。

皆様が様々な角度から自分の健康状態を知り、今後の健康の維持、生活改善の指標としていただき健康意識の向上を図るなど、生涯にわたって健康に暮らせるまちづくりを進めてまいります。

また、「心身ともに健やかでいきいきと暮らせるまちづくり」を目指し、高齢者を対象に運動指導士を派遣し、各地域の神社などで軽体操やウォーキングを30分程度実施することによりフレイル予防を図ってまいります。多くの方に御参加いただき、運動不足の解消や閉じこもりの予防につながればと期待をしております。

ここ2年間のコロナ禍により、市内全域において地域のつながりの希薄化を心配しています。地域の皆様自ら企画立案し、地域の活性化、心の健康につながるための地域の絆づくり事業を支援し、地域の交流を深め、豊かで活力に満ちた地域づくりを推進するとともに、心のリラックスやリフレッシュを促すため、みのエネプラザや文化会館において定期的にクラシックなどのコンサート開催を行います。このコンサートは、一流のアーティストをお迎えし、定期的に触れ合える環境とすることで、市民の皆様の心の健康にも取り組んでまいります。

2つ目は、ICT・英語教育の推進であります。

次に、「すべての子どもが豊かに育まれるまちづくり」を目指して、美濃市の将来を担う子供たちが充実した教育環境の中で心豊かに目を輝かせ、たくましく成長できるまちを推進いたします。

まず小・中学校におきましては、児童・生徒1人1台のタブレット端末が配付されており、日常的に活用する環境が整っています。学習場面に応じて児童・生徒がタブレット端末のICT機器を発達段階に合った方法により学習する授業を推進してまいります。

また、小学校、中学校ともに、ALT（外国人英語指導助手）を増員いたします。子供た

ちがネイティブな発音に触れることで国際的な視野を持ち、コミュニケーションができる力を身につけ、英語力向上とグローバル化に対応できる能力の育成を目指してまいります。

子供たちが興味関心のあることや将来の夢に結びつくような活動を通じ、夢実現への意欲を持ち、美濃市の将来に希望を持つことができるよう、未来を担う子ども体験事業も併せて実施の計画をしております。例えば英語のみに特化した体験メニューや山の中での自由な生活体験、ちり取りから板張り、出荷までを行う紙すき職人完全体験など、学校の教育活動では実現しにくい内容の活動を計画してまいります。

学校運営につきましては、保護者や地域の皆様の参画や支援・協力を促進し、信頼関係を深めながら学校改善や児童・生徒の健全育成に取り組むため、各小・中学校に学校運営協議会を立ち上げ、保護者や地域の皆様が教育の主体者として子育てに関わる仕組みづくりをつくってまいります。

次に、今年度から建設を進めております学校給食センターは、7月末の完成を予定しています。2学期から新しい給食センターで調理した給食を各小・中学校に配食し、安全・安心な給食の安定的な提供を行ってまいります。

次に、妊娠期から乳幼児における妊婦健診や乳幼児の健診、健康相談など、子育て世代包括支援センターを中心に、保健、医療、福祉の関係機関の連携調整を行い、子育てに不安を抱えている方に対し、安心して産み育てることができる環境づくりを行ってまいります。

子供たちが幼少期から木に触れ、豊かな心の発達を促す木育の推進や、1歳の記念に木のおもちゃをプレゼントするウッドスタート事業など、子供たちの健やかな成長を引き続き育んでまいります。

赤ちゃんへの紙おむつの助成や、3歳から5歳児までと住民税非課税世帯のゼロ歳から2歳児までの幼児教育・保育料の無償化、実費負担となる給食費など費用の一部について助成を行っており、子育て世帯への経済的な支援を引き続き進めてまいりたいと考えています。

また、幼児期におきましては、読み聞かせをしてもらうという経験は、想像力を高めたり聞く力を身につけさせることにつながると言われております。新たに市内保育園に幼児向け絵本を整備し、感受性豊かな優しい子供たちを育てまいります。

次に、3つ目であります。アフターコロナを見据えた活性化の推進であります。

本年度より地域活性化起業人制度を活用して地域連携マネジャーを配置し、日帰りバスツアーの企画、関西発の宿泊プランの造成、東京原宿での美濃市の特産品の販売を行うなど、観光PRを行うなど、アフターコロナを見据えた準備を着々と進めているところであります。

美濃市には、御承知のとおり、3つの世界遺産や、うだつの上がる町並み、美濃橋、大矢田神社、洲原神社などの文化遺産、清流長良川、板取川、片知溪谷、瓢ヶ岳、小倉山など、文化財や自然が継承されており、美濃市の印象を特徴づける自然や文化などの多様な観光資源が数多くあります。

先日も、「和紙と歴史と世界遺産のあるまち 美濃市を旅する一時間」と題し、HISの協力の下、フェイスブックライブを開催し、うだつの上がる町並み、美濃和紙あかりアート

館、美濃橋など、美濃市の盛りだくさんの見どころを発信したところでもあります。このように、美濃市に来ていただけるよう魅力の発信に努め、宿泊と体験を併せたメニューの造成により、経済波及効果が高く多くの人が楽しめる滞在・体験型の観光づくりを推進してまいります。

うだつの上がる町並み周辺には、旧松久邸や旧須田万右衛門邸など古民家を改修したホテルや道の駅「美濃にわか茶屋」内のホテルなど、シニア層や訪日旅行客をターゲットとした宿泊施設がオープンいたしました。コロナ禍ではありましたが、市内全体の宿泊客数も上昇傾向であり、アフターコロナを見据えた取組を推進していますので、新年度はますます市内に滞在する観光客が増加し、にぎわいの拠点となることを期待しております。

1,300年の歴史を誇る美濃手すき和紙は、東京オリンピック・パラリンピックの表彰状に採用され、世界の人々に認められたところでもあります。豊かな自然の恵みを受け、市民の皆様と共に発展してきた美濃手すき和紙は、SDGsの理念を体現する伝統産業でもあり、本市が世界に誇る文化でもあります。美濃和紙の持つ技術の高さを世界にPRするとともに、国内外での展示会やテストマーケティングなどを積極的に展開し、販路開拓、需要拡大を図ってまいります。

また、県と美濃和紙ブランド協同組合と連携し、インターネット上での商品販売を行うECサイトを構築してまいります。コロナ禍の外出自粛により実店舗に足を運ぶ人が減った代わりにECサイトを利用する人が増えてきていますので、ブランド登録商品の販売する場所を確保することで美濃和紙産業の需要拡大を図り、産地主導の産業活性化の取組へとつなげてまいります。

このほか、美濃和紙の新ブランドとして策定したMブランド商品を東京で開催されるギフトショーや美濃和紙フェア、小津和紙東京展などに出展し、美濃和紙文化の発信と紙産業の振興を図ってまいります。

コロナ禍の影響により延期が続いておりましたが、国内外のアーティストによる美濃和紙を用いた作品のほか、美濃和紙ちぎり絵作品や伝統工芸品などを展示する美濃和紙国際交流展「ここにはある」を東京と美濃市で開催いたします。東京では港区赤坂の豊川稲荷東京別院で3月12日から21日まで、美濃和紙の里会館では4月21日から7月18日まで、美濃市内で活動する和紙グループや23か国47名のアーティストによる美濃和紙を使った作品展を開催し、日本を訪れる観光客の積極的な誘客と美濃和紙の魅力を世界に発信してまいります。ただ、まん延防止が延長されるといううわさも流れておりますので、この辺につきまちは状況を十分注視しながら対応してまいりたいと考えております。

さらに、昨年度夏に地域おこし協力隊2名を採用いたしました。新年度はさらに3名を追加募集し、都市部の斬新な視点により、地域づくり・まちづくりの支援員として地域の課題や活性化にも取り組んでいただくものとしています。

また、市内在住の外国人の方も増加していますので、そうした方々が安心して暮らせるよう地域との交流の場をつくるとともに、外国人講師による文化教室を開催し、外国の方々に

対する理解を深めてまいります。

現在、農業団体が抱える問題として、新規就農希望者が営農を開始する際、ハウス施設などの事業を行うための設備投資が多額であることが上げられます。林業においても、森林の放置林の増加が深刻な課題となっています。未来の農林業を支える人材を育成するため、国や県と連携して初期投資を支援し、農業従事者の増加につなげるとともに、林業の担い手を確保するための支援や、仮称でありますけれども、森林人材情報センターを設置し、美濃市の森づくりや就業・安定支援などの情報発信を行ってまいります。

そのほかにも、市内の商工、農林水産業に携わる小規模事業者、個人の方を対象に、総合的な民間活力創生に取り組み、支援・推進をしながら、地域経済全体の活性化を図ってまいります。

具体的には、市内全域を対象とした空き店舗や空き家の活用に対する支援、生産、加工、流通、販売などの産業を融合することによる新しい産業形成への取組への支援、特産品開発、業務転換、事業継承など、SDGsへの取組に対する支援、買物弱者対策に取り組む事業者への支援など、市内ににぎわいをつくってまいります。

本市の人口は、出生数の減少などによる自然減とともに、大都市や近隣市への人口流出が同時に発生しており、移住・定住対策は待ったなしの状況になっています。活力ある新市街地を創出し、人口の流出を防止するため、宅地の安全性、快適性、利便性を向上させ、土地利用の増進を図るため、生櫛、大矢田、極楽寺の区画整理事業を推進いたします。

また、笠神・丸山線の道路改良につきましては、若い世代が住み続けられるために、新しい企業を誘致して働ける場所の確保を含め、早急に事業化に取り組んでまいります。

次に、柱の4つ目であります。安全・安心の推進であります。

市民の皆様の生活に欠かすことができない道路整備をはじめとする社会基盤の整備を進めてまいります。新大矢田トンネルの工事、岐阜美濃線の4車線化、須原・上河和線の国道156号線との交差点の改良、横越・大矢田線の道路改良、乙狩橋などの橋梁補修や、SDGsの達成に寄与するカーボンニュートラルへの貢献のため、道路照明を計画的にLED化するなど省エネルギー化に取り組んでまいります。

近年、土砂流出量が多く、上流部で河床が洗堀された箇所があることが判明したため、矢坪谷川につきましては、安全・安心な生活を守るため、洗堀や護岸崩壊を防ぐ目的で河川改修を行ってまいります。

また、令和3年度、各自治会から市に対して道路や河川に対するものを中心に400件ほどの要望がございました。内容や現地を確認した上で、緊急性を考慮し、年度内に30%ほどの対応をしてまいりましたが、新年度も安全・安心に生活できる基盤整備を行うため、優先順位を考慮しつつ事業を進めてまいります。

快適な生活環境の維持と豊かな生活を保全するため、都市公園につきましては、健全度調査等で改善が必要と判断された休憩施設、遊具、トイレ、駐車場等について、子供から高齢者までの憩いの場として安全・安心に利用できるよう、順次補修、改修を行ってまいります。

上水道事業につきましては、市民の皆様へ安全で安定した生活用水を供給し、上水道事業の経営の安定化を図るため、水道事業ビジョン及び水道事業経営戦略に基づき、計画的に事業の推進を図ってまいります。管路の更新、修繕につきましては、現状を見極めながら更新時期の決定や修繕を進めてまいります。

公共下水道事業につきましては、ストックマネジメント事業として、処理施設、管路、中継ポンプなど、下水施設の現状調査と今後の計画策定を行い、中長期的な維持管理、改築を進めてまいります。

なお、公共下水道事業、農業集落排水事業の事業会計につきましては、持続的で安定的な事業運営のため、令和5年度より地方公営企業法の適用を行うこととしておりますので、新年度は法適用に向けた体制を整え、より一層経営の健全化・効率化に努めてまいります。

近年、その重要性が高まっています防災・減災につきましては、幸い市内において、ここ数年、大きな災害は発生していませんが、全国的には大規模な自然災害が相次いで発生しています。自らを守る自助、近隣の人たちと助け合う共助が重要となっています。災害時には、市役所、警察、消防の機能が麻痺していることが考えられます。自主防災組織には定期的な訓練の実施を呼びかけるとともに、防災資機材の購入支援を行い、地域における防災意識の高揚と災害への備えを進めてまいります。

また、引き続き災害応援協定を結んでいる関係機関との実践的な連携訓練、市民避難訓練、家族や友人の皆様へ防災について考えていただく防災フェアの開催など、より効果的な事業を実施することで防災意識を高める取組を進めてまいります。

市内における防犯活動では、少年補導センターによる毎週1回の青色防犯パトロールや毎月1回の市内全域での声かけ活動、各地域のPTAやシニアクラブなど、子ども見守り隊による地域ぐるみの活動に取り組んでいただいております。新年度は新たに警察と連携し、市内主要道路に防犯カメラを設置し、犯罪の抑止力の向上に努めてまいります。

日常生活におきまして、車に乗れない方も不自由なく移動ができるよう、現行の公共交通手段である乗り合わせタクシー「のり愛くん」、自主運行バス牧谷線、路線バス、高速バス、長良川鉄道を継続し、さらなる市民の皆様への利便性向上を図るため、公共ネットワークについて調査・研究をしてまいります。

また、カーボンニュートラルの実現を目指し、温室効果ガスの排出量の削減に向け、廃棄物の焼却による二酸化炭素の排出を抑制するため、ごみ減量化に向けた生ごみ減量を促進し、段ボールコンポストの推進や電気生ごみ処理機購入助成を行ってまいります。こういったことは、広報、ホームページを通じ啓発を行い、市民や事業所の自主的なごみ減量の取組を促してまいります。

このように、ソフト・ハードの両面から住環境や地域防災力の強化を推進し、安全で安心なまちの実現に向け、取り組んでまいります。

施策の推進に当たりましては、市民の皆様へ信頼されるまちづくりを目指し、行政サービスに関しましては、インターネット、SNSサービスであるLINEに公式アカウントを開

設いたしましたので、LINEによる各種補助制度の情報、イベントの開催などの情報を発信いたします。

また、重要な広報手段の一つである市ホームページをリニューアルし、パソコン、スマホ、タブレットなど、多様な端末に対応した見やすいものとし、利便性向上を通じて市民の皆様により必要な情報を速く正確にお届けいたします。

加えて、自治体業務デジタル化という観点から、業務実態や事務処理の現状を調査・分析し、デジタル化に関する方針や手法の検討を行い、行政業務の電子化を進め、効率的な行政運営にも取り組んでまいります。

まだまだ収束の見えない新型コロナウイルス感染症につきましては、大きな影響を受けている飲食店、観光業などの支援をはじめ、真に困ってみえる市民の皆様に対し、感染症拡大状況を踏まえ、国・県の動向も注視しながら、適時適切な対応を講じてまいります。

これまで述べてまいりました施策の推進に当たりましては、美濃市SDGs推進協議会、美濃市カーボンニュートラル推進協議会、美濃市DX推進協議会を立ち上げ、それぞれの協議会に行政部会、民間部会をつくり、御協議いただきながら進めていくこととしております。

新年度を迎えるに当たり、市政運営に関する基本的な考え方と主要施策の概要につきまして申し上げさせていただきましたが、今までいろいろな事業に全力で取り組んでまいりましたが、議員各位をはじめ、市民の皆様の御支援と御協力なくしては着実な市政運営はできません。今後も引き続き御支援を賜りますようお願い申し上げます。令和4年度の施政方針といたします。

なお、今議会に提出いたしました案件は、専決処分の承認が1件、当初予算8件、補正予算8件、条例改正7件、条例廃止1件、人事案件2件、その他4件の合計31件であります。上程させていただきました各議案につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。今議会に提出しました案件は、いずれも美濃市民の安全・安心や地域の活性化など、現状の行政課題への取組や美濃市の将来にとりまして重要なものばかりでございます。議員の皆様には、慎重に御審議を賜り、適切な判断をいただきますようお願い申し上げます。施政方針を終わらせていただきます。

○議長（佐藤好夫君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時07分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

第4 承第1号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（佐藤好夫君） 日程第4、承第1号についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

承第1号について、総務部長 瀨瀬敬久君。

○総務部長（瀨瀬敬久君） 皆さん、おはようございます。

それでは、承第1号 専決処分の承認について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の4ページをお開きください。

専第2号 令和3年度美濃市一般会計補正予算（第11号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、本年1月24日付をもちまして専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

この補正は、新型コロナウイルス感染症が長期化する中、困難に直面する方々の生活や暮らしの支援を行うため、補正を行ったものでございます。

第1条は、予算総額に歳入歳出それぞれ2億4,544万4,000円を追加し、補正後の予算総額を106億862万9,000円としたものでございます。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算の金額は、5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、補正の内容について御説明をいたしますので、6ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表によりまして、歳入も併せて御説明を申し上げます。

歳出の3款 民生費は2億4,544万4,000円を追加し、36億8,431万7,000円としたもので、内訳は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業2億2,688万6,000円、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援事業1,555万8,000円のほか、コロナ禍において子育ての最前線で働く保育士等の処遇改善臨時特例補助経費300万円の補正を行ったものでございます。

財源は、全て国庫支出金でございます。

7ページ以降の説明は省略をさせていただきます。以上で承第1号の説明を終わらせていただきます。御承認いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤好夫君） 以上で説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は、休憩中に事務局へ御提出ください。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時11分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいまの議題については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいまの議題について、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

承第1号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、承第1号は、これを承認することに決定いたしました。

第5 議第1号から第32 議第28号まで（提案説明）

○議長（佐藤好夫君） 日程第5、議第1号から日程第32、議第28号までの28案件について、日程の順序を一部変更し、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に、議第1号について、副市長 堀部勉君。

○副市長（堀部 勉君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議第1号 令和4年度美濃市一般会計予算について御説明申し上げます。

先ほど市長が施政方針を申し上げましたが、それに基づいた予算編成といたしまして、第6次総合計画の基本理念と将来都市像「一人ひとりが挑戦 夢かなえるまち」の実現に向け、1点目、真に必要な事業を推進するための事業の優先順位の洗い直しと、財源に留意した事業の選択と集中による予算のさらなる重点化、2点目、総合計画の推進と市民との協働によるまちづくり、3点目、行政改革の推進による持続可能な財政運営を予算編成の基本方針とした予算案としております。

それでは、予算の内容について御説明申し上げます。

赤スタンプ2番、令和4年度美濃市予算書の1ページをお開きください。

第1条は、予算の総額を98億7,500万円と定めるものであります。

第2条は、債務負担行為に必要な事項を定めるものであります。

第3条は、地方債の起債に必要な事項を定めるものであります。

第4条は、一時借入金の最高限度額を10億円と定めるものであります。

第5条は、歳出予算流用の特例で、給料、職員手当及び共済費の予算に過不足を生じた場合に、同一款内での各項の間の流用を認めるものであります。

次に、2ページをお開きください。

第1表は、歳入歳出予算を款項の区分ごとに金額を定めたもので、後ほど内容と併せて御説明申し上げます。

次に、9ページをお開きください。

「第2表 債務負担行為」でございますが、岐阜県議会議員選挙ポスター掲示場設置管理撤去業務委託から10項目について、その期間と限度額を定めるものであります。

次に、10ページを御覧ください。

第3表は、地方債の目的及び限度額等を定めるもので、社会資本道路整備事業からの6件で地方債を起し、限度額の合計を4億3,110万円とするものであります。

次に、赤スタンプの5番の令和4年度美濃市一般会計当初予算説明資料により歳入歳出の予算の内容を御説明申し上げます。

赤スタンプの5番をお願いいたします。

1ページをお開きください。

この表は、歳入の当初予算の比較表でございます。各款ごとに主要な歳入について御説明申し上げます。

最初に、第1款 市税は28億7,338万7,000円、構成比29.1%、前年度対比2億1,475万1,000円、8.1%の増となりました。これは、個人及び法人市民税、固定資産税、都市計画税の増を見込んだことによるものでございます。

次に、第7款 地方消費税交付金は4億6,000万円、構成比4.7%、前年度対比3,000万、7.0%の増となりました。国の地方財政計画等を勘案して計上いたしました。

次に、第11款 地方交付税は25億8,000万円を計上し、構成比26.1%、前年度対比6,000万、2.4%の増となりました。

次に、第15款 国庫支出金は12億840万8,000円、構成比12.2%、前年度対比2,222万8,000円、1.8%の減となりました。これは、保健衛生費負担金（新型コロナウイルスワクチンの接種対策事業費）の減によるものでございます。

次に、第16款 県支出金は8億5,858万円、構成比8.7%、前年度対比は1億6,234万4,000円、23.3%の増となりました。これは、社会福祉費補助金（美濃会館建設に伴うもの）、農業費補助金（元気な農業産地構造改革支援事業費）などの増によるものでございます。

次に、第19款 繰入金金は6億5,205万1,000円、構成比6.6%、前年度対比1億7,864万1,000円、37.7%の増となりました。これは、財政調整基金及び6年前に創設されました公共施設整備改修等基金からの繰入金などの増によるものです。

次に、第22款 市債は4億3,110万円、構成比4.4%、前年度対比2億1,210万円、33.0%の減となりました。これは、臨時財政対策債などの減によるものです。

内容につきましては、先ほど説明いたしました予算書10ページの第3表に別記のとおりでございます。

続いて、2ページの歳出について御説明申し上げます。

まず第1款 議会費は1億912万1,000円、構成比1.1%、前年度対比で1,041万9,000円、

8.7%の減で、議会運営経費などの減でございます。

次に、第2款 総務費は11億1,440万円で構成比11.3%、前年度対比5,210万8,000円、4.9%の増で、主な要因は、地域おこし協力隊活動事業、インターネット関係経費などの増によるものでございます。

その他の主な事業といたしましては、長良川鉄道設備整備補助経費、自主運行バス運行事業補助経費、乗り合わせタクシー運行経費、参議院議員の通常選挙経費などです。

次に、第3款 民生費は32億6,725万5,000円で構成比33.1%、前年度対比2億1,331万5,000円、7.0%の増で、主な要因は、美濃会館改築整備事業、障害者自立支援費などの増によるものでございます。

その他の主な事業といたしまして、健康文化交流センター指定管理経費、福祉医療助成事業、施設型等給付経費、児童手当給付経費や介護・後期高齢者特別会計への繰出金などです。

次に、第4款 衛生費は9億389万2,000円で構成比9.1%、前年度対比1,635万5,000円で1.8%の減で、主な要因は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の減によるものでございます。

その他の主な事業といたしましては、予防接種事業、健康年齢向上事業、中濃広域の行政事務組合の負担経費、病院事業会計及び上水道事業会計の負担金などがございます。

次に、第5款 労働費は570万円で構成比0.1%、前年度と同額であります。

次に、第6款 農林水産業費は4億2,730万9,000円で構成比4.3%、前年度対比4,217万1,000円、10.9%の増で、主な要因は、元気な農業産地構造改革支援事業などの増によるものでございます。

その他の主な事業といたしまして、農業機械設備導入事業補助経費、森林経営管理事業、ライフライン保全対策事業、農業集落排水事業特別会計への繰出金でございます。

次に、第7款 商工費は3億6,880万6,000円で構成比3.7%、前年度対比5,411万、17.2%の増で、主な要因は、小倉公園駐車場舗装事業の増によるものでございます。

その他主な事業といたしましては、産業祭補助経費、民間活力創生事業、商工会議所や観光協会への補助金、本美濃紙無形文化遺産伝承補助経費でございます。

次に、第8款 土木費は15億2,632万8,000円で構成比15.5%、前年度対比2,031万9,000円、1.3%の減で、主な要因は、生櫛土地区画整理受託事業の減によるものでございます。

その他主な事業といたしましては、道路新設改良費、橋梁長寿命化修繕事業、都市計画図の修正業務委託事業、下水道特別会計繰出金です。

次に、第9款 消防費は4億4,330万6,000円、構成比4.5%、前年度対比1,343万7,000円、2.9%の減で、主な要因は、消防ポンプ自動車更新事業の減によるものです。

その他の主な事業といたしましては、中濃消防組合の負担経費、消防団員の報酬経費、自主防災組織育成事業、防災フェア開催経費などがございます。

次に、第10款 教育費は10億2,641万8,000円で構成比10.4%、前年度対比8,063万2,000円、8.5%の増で、主な要因は、学校給食センター建設に伴う備品購入費などの増によるもので

ございます。

なお、学校給食センター建設事業費 7 億 6,560 万 3,000 円は、令和 4 年度当初予算を予定しておりましたが、国の補正予算で事業を実施することにより市単独財源が軽減されることから、令和 3 年度の 3 月補正要求しております。

その他主な事業といたしましては、小中学校少人数指導等教育推進経費、小中学校教育用コンピューター関係経費、文化会館指定管理経費、町並み保存整備事業などです。

次に、第 11 款 災害復旧費は 103 万で、前年度と同額でございます。

次に、第 12 款 公債費は 6 億 6,093 万 5,000 円で構成比 6.7%、前年度対比 880 万 6,000 円、1.3%の減となりました。

次に、第 13 款 諸支出金は 50 万で、前年度と同額でございます。

次に、第 14 款 予備費は 2,000 万円で、昨年度と同額でございます。

以上、給食センター建設費を 3 月の補正に回しましたので、歳入歳出の合計は 98 億 7,500 万円で前年度対比 3 億 7,300 万、3.9%の増となります。

続いて、3 ページをお開きください。

この表は、歳出予算を性質別に分類したものであります。

主な内容でございますが、1 の人件費は 15 億 9,680 万 4,000 円で、前年度対比 1.2%の増です。

4 の扶助費は 18 億 6,006 万 1,000 円で、前年度対比 3.3%の増です。

5 の補助費等は 13 億 250 万 1,000 円で、前年度対比 4.9%の増です。

6 の普通建設事業費は 10 億 4,768 万円で、前年度対比 25.6%の増です。これは、美濃会館改築整備事業、学校給食センター建設に伴う備品購入費などの増によるものでございます。

8 の公債費は 6 億 6,088 万 7,000 円で、前年度対比 1.3%の減です。

12 の繰出金は、特別会計に対する繰出金で 16 億 7,020 万 8,000 円、前年度対比 1.9%の増、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金の増によるものです。

次に、4 ページを御覧ください。

この表は、予算の財源を一般財源と特定財源、自主財源と依存財源に分け、前年度と比較したものです。

一般財源は 68 億 9,984 万 9,000 円で構成比は 69.9%、伸び率は市税の増を見込んだことなどにより 3.2%の増となり、特定財源は 29 億 7,515 万 1,000 円で構成比は 30.1%、伸び率は美濃会館建設に係る県支出金の増などにより 5.7%の増となっております。

なお、自主財源は、款番号の丸数字で表記されているものの合計で 41 億 8,447 万 4,000 円、構成比は 42.4%、伸び率は 10.9%の増となり、依存財源は、款番号が丸数字でないものの合計で 56 億 9,052 万 6,000 円、構成比は 57.6%、伸び率は 0.7%の減となっております。

以上で、議第 1 号 令和 4 年度美濃市一般会計予算の説明は終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤好夫君） 次に、議第 2 号、議第 5 号、議第 6 号、議第 10 号、議第 13 号、議第 14

号、議第22号の7案件について、民生部長 小森誠君。

○民生部長（福祉事務所長）（小森 誠君） 皆さん、おはようございます。

それでは、民生部関係の議案説明をさせていただきます。

初めに、議第2号 令和4年度美濃市国民健康保険特別会計予算につきまして御説明いたします。

赤スタンプ2番、予算書の161ページをお開きください。

初めに、美濃市における国保の加入状況は、令和4年1月末現在で世帯数は2,808世帯、前年の同時期より90世帯の減少、被保険者数は4,552人で183人の減少となり、依然加入者は減少傾向にございます。

令和4年度の予算編成に当たりましては、県が示す給付金算定額と当市における医療給付費の推計を基に総額を算定しております。

それでは、予算の概要について御説明いたします。

第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ25億7,291万円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、次ページの「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条は、一時借入金の最高額を1億5,000万円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用について、保険給付費にあっては款内で各項の間の流用ができるものと定めるものでございます。

次に、165ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の総括の表により、歳入から御説明いたします。

1款 国民健康保険税4億7,188万円は、一般被保険者の現年度及び過年度の保険税と退職被保険者等の過年度の保険税でございます。

2款 使用料及び手数料30万円は、保険税の督促手数料でございます。

3款 県支出金18億3,607万3,000円は、保険給付費等交付金と国庫負担金減額措置対策費補助金でございます。

4款 財産収入49万9,000円は、財政調整基金利子でございます。

5款 繰入金2億5,103万3,000円は、一般会計からの法定内の繰入れと基金からの繰入金となります。

6款 繰越金1,000万円は前年度からの繰越金、7款 諸収入312万5,000円は交通事故などによる第三者納付金等でございます。

次に、166ページをお開きください。

歳出の1款 総務費4,533万3,000円は、主に職員人件費などの一般管理費と賦課徴税费、特別事業費、国保運営協議会費等でございます。

2款 保険給付費18億1,442万2,000円は、療養諸費、高額療養費、移送費、出産育児諸費及び葬祭諸費等でございます。

3款 国民健康保険事業費納付金6億6,000万円は県への保険税等の納付金で、医療給付

費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分でございます。

4款 保健事業費3,790万5,000円は、特定健康診査等事業、人間ドック助成事業と健康づくりなど、その他保健事業費でございます。

5款 基金積立金50万円は財政調整基金への積立金、6款 公債費74万円は一時借入れが生じたときの借入利子でございます。

7款 諸支出金401万円は保険税の還付金等に充てるもので、8款 予備費は1,000万円を計上しております。

以上、歳入及び歳出合計は、それぞれ25億7,291万円でございます。

167ページ以降の説明は省略させていただきます、議第2号の説明を終わります。

次に、議第5号 令和4年度美濃市介護保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書の235ページをお開きください。

初めに、介護保険の現状ですが、人口の高齢化に伴い、要介護認定者数も年々増加しており、本年2月1日現在の第1号被保険者7,270人中要介護認定者数は1,165人で、占める割合は16%、昨年同時期と比べますと0.3%増となっております。

こうした状況等を勘案し、令和4年度予算に当たりましては、介護予防事業の充実やフレイル予防対策事業を行うとともに、介護給付費の適正化などの運営に努めるとともに、前年度の実績と第8期介護保険事業計画のサービス見込量に基づきまして予算編成したところでございます。

それでは、予算の概要について御説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算総額をそれぞれ21億312万3,000円と定めるものでございます。

また、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、次ページの「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条は債務負担行為で、239ページの「第2表 債務負担行為」によるものでございます。

第3条は、一時借入金の最高額を8,000万円と定めるものでございます。

それでは、241ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の総括の表により御説明いたします。

歳入、1款 保険料4億6,198万8,000円は、65歳以上の第1号被保険者の現年度、過年度の介護保険料でございます。

2款 使用料及び手数料4万4,000円は督促手数料、3款 国庫支出金4億6,429万3,000円は介護給付費負担金と調整交付金、地域支援事業交付金、保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金でございます。

4款 支払基金交付金5億4,585万3,000円は、介護給付費交付金と地域支援事業支援交付金でございます。

5款 県支出金3億827万6,000円は、介護給付費交付金と地域支援事業交付金でございます。

6款 財産収入25万5,000円は基金利子、7款 繰入金3億2,138万8,000円は、介護給付費、地域支援事業費、事務費、低所得者保険料軽減に係る一般会計からの繰入金及び基金からの繰入金でございます。

8款 繰越金100万円は前年度からの繰越金、9款 諸収入2万6,000円は延滞金、第三者納付金、雇用保険料の個人負担金等でございます。

242ページをお開きください。

歳出、1款 総務費3,379万1,000円は、人件費等の一般管理費と国保連合会負担金、介護認定事業費等でございます。

2款 保険給付費19億5,760万円は、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費と介護給付費審査支払事務経費でございます。

3款 地域支援事業費1億1,027万2,000円は、介護予防・生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費、包括的支援事業・任意事業費等でございます。

4款 基金積立金26万円は基金の利子等を積み立てるもので、5款 公債費20万円は一時借入金が生じたときの借入利子でございます。

6款 諸支出金100万円は、過年度分保険料還付金等でございます。

以上、歳入及び歳出予算総額は、それぞれ21億312万3,000円でございます。

243ページ以降の説明は省略させていただきまして、議第5号の説明を終わります。

次に、議第6号 令和4年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

予算書の265ページをお開きください。

後期高齢者医療に関しましては、予算編成に当たり、岐阜県後期高齢者医療広域連合が算定しました療養給付費、保険基盤安定や保健事業費等の美濃市負担分と保険料徴収経費等を推計し、総額を算定しております。

予算の概要につきまして御説明をいたします。

第1条は、歳入歳出予算総額をそれぞれ5億9,677万8,000円と定めるものでございます。

また、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、次ページの「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条は、一時借入金の最高額を6,000万円と定めるものでございます。

269ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の総括の表により御説明いたします。

歳入、1款 後期高齢者医療保険料2億3,610万5,000円は、被保険者の現年度、過年度の保険料でございます。

2款 使用料及び手数料5万円は督促手数料、3款 後期高齢者医療広域連合委託金775万6,000円は保健事業費委託金でございます。

4款 繰入金3億5,146万5,000円は、療養給付費、保険基盤安定、保健事業費、事務費等

の一般会計からの繰入金でございます。

5款 繰越金40万円は前年度からの繰越金、6款 諸収入100万2,000円は延滞金、預金利子、保険料等負担金過年度返還金でございます。

270ページをお開きください。

歳出、1款 総務費549万円は、保険料の徴収経費、事務経費でございます。

2款 後期高齢者医療広域連合納付金5億8,233万2,000円は、保険料、療養給付費、保険基盤安定事務費等の美濃市負担分でございます。

3款 保健事業費775万6,000円は健康診査の経費、4款 公債費20万円は一時借入金が生じたときの借入利子でございます。

5款 諸支出金100万円は、過年度分の保険料還付金でございます。

以上、歳入及び歳出予算総額は、それぞれ5億9,677万8,000円でございます。

271ページ以降の説明は省略させていただき、議第6号の説明を終わります。

次に、議第10号 令和3年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

赤スタンプ3番、補正予算書の60ページをお開きください。

今回の補正は、年度末を控えまして、予算の執行状況及び決算見込みを検討し、補正をお願いするものでございます。

第1条は、歳入歳出それぞれ1,390万5,000円を減額し、補正後の総額をそれぞれ25億7,029万1,000円とするものでございます。

また、補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の金額は、次ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

63ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括により御説明いたします。

歳出の表により歳入も併せて説明いたします。

1款 総務費は、決算見込みにより、補正前の額から57万8,000円を減額し、4,518万2,000円とするもので、繰入金を減額するものです。

3款 国民健康保険事業費納付金は、決算見込みにより、補正前の額から2,912万3,000円を減額し、6億1,087万7,000円とするもので、財源内訳は、保険税で2,707万5,000円、繰入金で3,662万5,000円を減額、その他繰越金等3,457万7,000円を増額するものでございます。

4款 保健事業費については、決算見込みにより、補正前の額から1,300万円を減額し、2,545万8,000円とするもので、主に人間ドック助成事業の減によるもので、財源内訳は、繰入金で1,751万5,000円を減額、その他繰越金で451万5,000円を増額するものでございます。

5款 基金積立金は、補正前の額に2,822万6,000円を増額し、補正後の額を2,873万6,000円とし、次年度以降の国保財政の安定化を図るため基金に積み立てるもので、財源内訳は、保険税で2,707万5,000円、その他財源で基金利子115万1,000円を増額するものでございます。

7款 諸支出金は、補正前の額に57万円を増額し、補正後の額を2,093万2,000円とするも

ので、財源の内訳は、その他財源で繰越金でございます。

64ページ以降の説明は省略いたしまして、議第10号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第13号 令和3年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

赤スタンプ3番の補正予算書の92ページをお開きください。

今回の補正は、各介護給付費等の決算見込みを算出し、総額において増額をお願いするものでございます。

第1条は、歳入歳出それぞれ6,147万6,000円を増額し、補正後の総額をそれぞれ21億7,399万4,000円とするものでございます。

また、補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の金額は、次ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

95ページをお開きください。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出により、歳入も併せて御説明いたします。

1款 総務費は、補正前の額から8万4,000円を減額し、補正後の額を3,221万7,000円とするもので、財源内訳のその他一般会計からの繰入金を減額するものです。

2款 保険給付費は、補正前の額に1,200万円を増額し、補正後の額を19億4,260万円とするもので、内容は、決算見込みに基づく介護サービス等給付費の補正及び財源内訳の変更でございます。財源内訳の内容は、保険料1,193万8,000円の減額、国県支出金1,321万6,000円、支払基金交付金675万2,000円、その他財源は一般会計からの繰入金397万円の増額になります。

3款 地域支援事業費は、補正前の額から600万円を減額し、補正後の額を1億137万6,000円とするもので、内容は、介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業、包括的支援事業・任意事業の決算見込みに伴うものでございます。財源内訳は、保険料1,338万2,000円の減額、国県支出金381万6,000円、支払基金交付金244万5,000円、その他財源は一般会計からの繰入金112万1,000円の増額をしております。

4款 基金積立金は、補正前の額に5,556万円を増額し、補正後の額を5,577万円とするもので、介護保険給付準備基金積立金の増額でございます。財源内訳は、保険料3,462万8,000円、その他財源は繰越金と財産収入基金利子で2,093万2,000円を増額するものでございます。

96ページ以降の説明は省略させていただきます、議第13号の説明を終わります。

次に、議第14号 令和3年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

赤スタンプ3番、補正予算書の106ページをお開きください。

今回の補正は、決算見込みにより、後期高齢者医療広域連合への納付金を追加するものでございます。

第1条は、歳入歳出それぞれ688万8,000円を増額し、補正後の総額をそれぞれ5億5,660

万2,000円とするものでございます。

また、補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の金額は、次ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

108ページをお開きください。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入も併せて御説明いたします。

歳出の2款 後期高齢者医療広域連合納付金は、補正前の額に688万8,000円を増額し、補正後の額を5億4,371万円とするもので、財源内訳は、保険料で470万9,000円の増額、一般会計からの繰入金2,787万9,000円の減額と、その他財源3,005万8,000円の増額は、繰越金と諸収入、療養給付費等過年度返還金でございます。

109ページ以降の説明は省略させていただきます、議第14号の説明を終わります。

最後に、議第22号 美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

赤スタンプ1番、議案集では22ページとなりますが、赤スタンプ4番、議案説明資料で説明させていただきますので、4番の17ページをお開きください。

改正の趣旨は、地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

主とする改正内容は、国民健康保険の被保険者に未就学児がある場合に、その均等割額を減額するもので、表に記載のとおり、7割を減額した世帯は、7割の減額に加え、未就学児1人につき医療給付費分で4,350円、後期高齢者支援金分で1,275円を減額するものでございます。

5割を減額した世帯、2割を減額した世帯、その他の世帯につきましては、記載のとおりでございます。

また、施行期日は公布の日及び、一部規定は令和4年4月1日と定めております。

なお、改正案につきましては、18ページ以降の新旧対照表にて御確認をお願いいたします。

以上で、民生部に関する議案説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） これより昼食のため休憩いたします。午後1時から会議を開きます。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時00分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議第3号、議第4号、議第8号、議第11号、議第12号、議第16号、議第19号、議第21号、議第26号、議第27号、議第28号の11案件について、建設部長 伊藤篤君。

○建設部長（伊藤 篤君） 皆さん、こんにちは。

建設部の案件を説明させていただきます。

初めに、議第3号 令和4年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算について御説明申し

上げます。

赤スタンプ2、予算書の191ページをお開きください。

農業集落排水事業は、農業用水路や公共用水域の水質保全、農村の生活環境の向上を図るため、市内では7地区で供用開始しております。現在は適正な維持管理に努め、施設の長寿命化を図りつつ、経費の節減と効率のよい運営に努めております。

それでは、予算書により御説明申し上げます。

第1条は、予算の総額を歳入それぞれ2億2,041万1,000円とするものであり、予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、次ページの「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条は、一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものでございます。

それでは、195ページの歳入歳出予算事項別明細書の1. 総括の表より歳入から御説明申し上げます。

第1款 分担金及び負担金90万円は、新規加入者に伴う分担金でございます。

第2款 使用料及び手数料3,779万8,000円は、農業集落排水使用料等でございます。

第3款 財産収入6万3,000円は、農業集落排水事業減債基金の利子でございます。

第4款 繰入金1億8,164万7,000円は、一般会計及び農業集落排水事業の減債基金からの繰入金でございます。

第5款 繰越金1,000円は、前年度からの繰越金でございます。

第6款 諸収入2,000円は、預金利子でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

第1款 農業集落排水事業費1億1,052万3,000円は、事務経費及び施設維持管理経費等でございます。

第2款 公債費1億988万8,000円は市債の元利償還金で、公債償還元金及び公債償還利子等でございます。

歳入及び歳出予算の総額は、それぞれ2億2,041万1,000円でございます。

なお、196ページ以降の説明は省略させていただきます。

以上で、議第3号の説明を終わります。

続きまして、議第4号 令和4年度美濃市下水道特別会計予算について御説明申し上げます。

赤スタンプ2、予算書の211ページをお開きください。

公共下水道は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質保全を図るため、市内では3処理区で供用開始をしております。現在は適正な維持管理に努め、施設の長寿命化を図りつつ、経費の節減と効率のよい運営に努めております。

それでは、予算書により御説明申し上げます。

第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,112万4,000円とするものであり、予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、次ページの「第1表 歳入歳出予算」のとおりでござ

ざいます。

第2条は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を214ページの「第2表 地方債」のとおり定めるものでございます。

211ページにお戻りください。

第3条は、一時借入金の最高額を1億円と定めるものでございます。

それでは、215ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括の表により、歳入から御説明申し上げます。

第1款 分担金及び負担金3,211万5,000円は、区域外流入分担金、受益者負担金及び工事負担金でございます。

第2款 使用料及び手数料2億2,711万6,000円は、下水道使用料等でございます。

第3款 国庫支出金2,110万円は、下水道事業に対する国庫補助金でございます。

第4款 財産収入5万1,000円は、下水道事業減債基金の利子でございます。

第5款 繰入金6億5,624万5,000円は、一般会計からの繰入金及び下水道事業減債基金からの繰入金でございます。

第6款 繰越金1,000円は、前年度からの繰越金でございます。

第7款 諸収入349万6,000円は、左岸雨水排水ポンプ維持管理経費負担金収入等でございます。

第8款 市債4,100万円は、管渠整備事業を対象とした市債でございます。

216ページをお開きください。

歳出について御説明申し上げます。

第1款 総務費5,263万3,000円は、事務経費等でございます。

第2款 下水道事業費2億6,733万円は、処理場施設及びポンプ場等の施設維持管理経費、管渠建設費及び処理場建設費でございます。

第3款 公債費6億6,116万1,000円は、市債の元利償還金でございます。

歳入及び歳出予算の総額は、それぞれ9億8,112万4,000円でございます。

なお、217ページ以降の説明は省略をさせていただき、以上で議第4号の説明を終わります。

続きまして、議第8号 令和4年度美濃市上水道事業会計予算について御説明申し上げます。

赤スタンプ2、予算書311ページをお開きください。

上水道事業は、平成29年度に策定した水道事業ビジョン、経営戦略及び管路耐震化計画に基づき、安定した生活用水を供給するため、事業の推進を図っております。

令和4年度は、管路施設の耐震化計画に基づき、配水管布設替え工事や施設の保守点検、漏水修繕対策を実施することにより、安定した給水の確保と経費の節減を図り、健全な経営に努めてまいります。

それでは、予算書により御説明申し上げます。

1条は、総則でございます。

2条は、業務の予定量を定めるものでございます。

3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入の第1款 水道事業収益は4億635万円で、内訳は、第1項 営業収益3億4,177万8,000円、第2項 営業外収益6,457万2,000円でございます。

次のページをお開きください。

支出の第1款 水道事業費用は3億8,505万8,000円で、内訳は、第1項 営業費用3億4,602万円でございます。第2項 営業外費用3,763万8,000円等でございます。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入の第1款 資本的収入は9,220万円で、内訳は、第1項 企業債7,770万円、第2項 工事負担金1,450万円でございます。

支出の第1款 資本的支出は3億3,096万1,000円で、内訳は、建設改良費1億1,363万3,000円、第2項 企業債償還金1億1,732万8,000円及び第3項 投資1億円でございます。

したがいまして、資本的収入額が資本的支出額に対し、2億3,876万1,000円不足いたしますので、第4条本文の括弧書きにおきまして、不足額は減債積立金、消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填する旨、定めるものでございます。

313ページへお進みください。

第5条は、企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を1億円と定めるものでございます。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費を2,607万9,000円と定めるものでございます。

315ページ以降の説明は省略をさせていただき、以上で議第8号の説明を終わります。

続きまして、議第11号 令和3年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ3、補正予算書の72ページをお開きください。

今回、補正予算をお願いします主な内容は、年度末を控え、事業費の確定などに伴い所要の調整を行うものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ452万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億3,066万7,000円とするものでございます。

また、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の金額は、次ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、74ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入も併せて御説明申し上げます。

歳出の第1款 農業集落排水事業費は、補正前の額1億2,228万1,000円から452万8,000円

を減額し、補正後の額を1億1,775万3,000円とするもので、その内容は、農業集落排水事業事務経費及び使用料徴収事務経費の減額、減債基金積立金の増額によるものでございます。

また、施設維持管理経費の財源の組替えにより、財源内訳は、繰入金495万4,000円の減額、その他の財源42万6,000円の増額でございます。

なお、75ページ以降の説明は省略をさせていただき、以上で議第11号の説明を終わります。

続いて、議第12号 令和3年度美濃市下水道特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ3、補正予算書の80ページをお開きください。

今回補正をお願いします主な内容は、年度末を控え、事業費の確定などに伴い所要の調整を行うものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,644万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億7,607万3,000円とするものでございます。

また、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の金額は、次ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は地方債の変更で、83ページの「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

それでは、84ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入も併せて御説明申し上げます。

歳出の第1款 総務費は、補正前の額7,659万9,000円から2,323万9,000円を減額し、補正後の額を5,336万円とするものであり、その内容は、公共下水道事業事務経費及び使用料徴収事務経費の減額、減債基金の積立金の増額によるものでございます。財源内訳は、地方債180万円の減額、その他の財源2,143万9,000円の減額でございます。

続きまして、第2款 下水道事業費は、補正前の額2億6,736万5,000円から1,299万7,000円を減額し、補正後の額を2億5,436万8,000円とするものであり、その内容は、処理場及び管渠の施設管理経費、左岸処理区管渠整備の単独事業の減額によるもので、財源内訳は、地方債380万円の減額、一般会計からの繰入金2,435万4,000円の減額、その他の財源1,515万7,000円の増額によるものでございます。

続きまして、第3款 公債費は、補正前の額6億6,855万6,000円から21万1,000円を減額し、補正後の額を6億6,834万5,000円とするもので、その内容は、公債償還利子の21万1,000円の減額によるものでございます。財源内訳は、一般会計からの繰入金21万1,000円の減額でございます。

なお、85ページ以降の説明は省略をさせていただき、以上で議第12号の説明を終わります。

続きまして、議第16号 令和3年度美濃市上水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ3、議案集の130ページをお開きください。

今回補正をお願いします主な内容は、年度末を控え、事業費の確定などに伴い所要の調整

を行うものでございます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、予算の第3条に定めた収益的支出予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出の第1款 水道事業費用は、既決予定額3億8,659万8,000円から営業費用853万3,000円と営業外費用92万8,000円を合わせた946万1,000円を減額し、補正後の額を3億7,713万7,000円とするものでございます。

第3条は、予算の第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入の第1款 資本的収入は、既決予定額7,920万円から企業債2,310万円及び工事負担金145万6,000円を合わせた2,455万6,000円を減額し、補正後の額を5,464万4,000円とするものでございます。

131ページに移りまして、支出の第1款 資本的支出は、既決予定額2億1,638万2,000円から建設改良費2,294万1,000円を減額し、補正後の額を1億9,344万1,000円とするもので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,879万7,000円は、減債積立金6,000万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額586万7,000円、過年度分損益勘定留保資金7,293万円を補填する旨、改めるものでございます。

第4条は、予算第5条に定めた企業債の限度額を5,110万円に改めるものでございます。

第5条は、予算の第7条に定めた経費の金額を職員給与費の既決予定額2,552万8,000円から50万円を減額し、補正後の額を2,502万8,000円とするものでございます。

132ページ以降の説明は省略をさせていただき、以上で議第16号の説明を終わります。

続きまして、条例改正について2件御説明いたします。

初めに、議第19号 美濃市積立基金条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1の議案集17ページ、併せて赤スタンプ4の議案説明資料の9ページをお開きください。

今回、一部改正をお願いしますのは、美濃市健康文化交流センターの完成により、基金の目的を達成した美濃市市民わくわくふれあい施設整備基金を廃止するため、改正を行うものでございます。

赤スタンプ4の10ページにて御説明をいたします。

新旧対照表では、第2条で名称として美濃市市民わくわくふれあい施設整備基金及び当該の目的を削除するものでございます。

なお、施行期日を令和4年4月1日としています。

以上、議第19号の説明を終わります。

続いて、議第21号 美濃市営住宅管理条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1の議案集19ページ、併せて赤スタンプ4の議案説明資料の12ページをお開きください。

今回、一部改正をお願いしますのは、市営住宅に用途変更した特定公共賃貸住宅を追加すること及び入居者の選考方法の見直しをすることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

赤スタンプ4、議案説明資料の13ページをお開きください。

新旧対照表にて主な改正内容を説明いたします。

なお、文言の整理、条項番号の変更等については省略させていただきます。

第2条は、第1項第1号のイに、市営住宅とするものとして、特定公共賃貸住宅の用途変更に伴い、低所得者に賃貸する住宅及び附帯施設を加えてございます。

14ページをお開きください。

第6条第3項は、入居者選考委員会を廃止し、入居者の選考方法の見直しをすることに伴い、職員が入居申込者の心身の状況、介護の内容その他の必要な事項の調査を行うことができることとしております。

また、入居者選考委員会の廃止に伴い、9条第4項を削除しております。

15ページを御覧ください。

別表では、設置年度の欄と構造欄を削除し、第2条第1号イに規定する特定公共賃貸住宅を用途変更した亀野団地の3987番地1に当たる住宅を追加しております。

なお、附則第1条では施行期日を令和4年4月1日とし、16ページの附則第2条は、美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の別表から市営住宅入居者選考委員会の委員の欄を削除してございます。

以上、議第21号の説明を終わります。

続きまして、市道の廃止等について3件御説明いたします。

初めに、議第26号 市道路線の廃止について御説明申し上げます。

赤スタンプ1の議案集28ページをお開きください。

市道路線を廃止しようとする場合は、道路法第10条第3項の規定により、あらかじめ議会の議決を必要とするものとのことでございます。

今回廃止したい路線は、記載してございます表の整理番号1番、美濃121号線から整理番号10番、美濃131号線の計10路線でございます。

表には、路線名と区間の起終点を記載しております。

なお、30ページから39ページには、各路線の市道（廃止）要図を示しておりますので、御参照ください。

以上で、議第26号の説明を終わります。

続きまして、議第27号 市道路線の変更について御説明申し上げます。

赤スタンプ1の議案集40ページをお開きください。

市道路線を変更しようとする場合は、道路法第10条第3項の規定により、あらかじめ議会

の議決を必要とするものでございます。

今回変更したい路線は、記載してございます表の整理番号1番、美濃130号線及び曾代21号線でございます。

表には、路線名と新旧の区間の起終点を記載してございます。

なお、41ページから44ページには、各路線の新旧の市道路線要図を示しておりますので、御参照ください。

以上で、議第27号の説明を終わります。

最後に、議第28号 市道路線の認定について御説明申し上げます。

赤スタンプ1の議案集45ページをお開きください。

市道路線を認定しようとする場合は、道路法第8条第2項の規定により、あらかじめ議会の議決を必要とするものでございます。

今回認定したい路線は、記載してございます表の美濃213号線でございます。

表には、路線名と区間の起終点等を記載しております。

なお、46ページには、路線の市道（認定）要図を示しておりますので、御参照ください。

以上で、議第28号の説明を終わります。

長い説明でございましたが、審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 次に、議第7号、議第15号の2案件について、美濃病院事務局長 林信一君。

○美濃病院事務局長（林 信一君） 皆さん、こんにちは。

それでは、議第7号 令和4年度美濃市病院事業会計予算について御説明申し上げます。

赤スタンプ2、令和4年度美濃市予算書の279ページをお開きください。

初めに、美濃病院では、今回のオミクロン株の感染拡大を受けて、入院基準や救急対応など、その取扱いが日々変化する中、国・県が示す新たな方針に注意しコロナ対応に当たるとともに、公立病院として地域医療を担い、ウイズコロナの医療体制・診療体制の確立に努めております。

日頃より、地域から選ばれる満足度の高い医療サービスの提供を目指し、二次救急医療体制を堅持するとともに、住民の命と暮らしを守る地域医療の確保に努めてまいります。

また、みの健康管理センターでは、健診業務の拡充と受入れ体制の強化に努め、在宅医療支援センターにおいては、入退院患者や在宅患者及びその家族との相談・支援の充実を図ってまいります。

それでは、予算書に従いまして御説明申し上げます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量を定めるもので、病床数は122床、入院患者数は年間で3万7,960人、1日平均入院患者数は104人、外来患者数につきましては年間6万750人、1日平均250人を見込みました。

なお、主な建設改良事業では、空調設備更新工事、非常用発電機・高圧ケーブル更新工事

を予定しております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入の第1款 病院事業収益は26億2,725万8,000円で、対前年度比51万3,000円の減額でございます。

第1項 医業収益は25億6,355万4,000円で、入院及び外来の収益が主なものでございます。

第2項 医業外収益は6,370万4,000円で、一般会計からの負担金及び補助金が主なものでございます。

支出の第1款 病院事業費用は27億9,516万6,000円で、対前年度比2,622万9,000円の減額となっております。

第1項 医業費用は26億9,713万6,000円で、給与費、材料費、経費、減価償却費が主な内容でございます。

第2項 医業外費用は9,203万円で、企業債利息、雑支出が主なものでございます。

このほか、第3項 特別損失は過年度損益修正損で500万円、第4項 予備費は100万円でございます。

この収支をいたしますと、1億6,790万8,000円の支出超過予算となっておりますが、現金支出を伴わない減価償却費、資産減耗費、繰延勘定償却の合計は約2億3,000万円であり、これらを除きましたものにつきましては収入が支出を上回る予算となっております。

280ページに移りまして、第4条は資本的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。

収入の第1款 資本的収入は、第1項 出資金で1億6,121万4,000円は一般会計からの出資金でございます。

支出の第1款 資本的支出は4億6,609万8,000円で、第1項 建設改良費2億864万1,000円は、医療機器の整備、また空調設備及び非常用発電機・高圧ケーブルの更新工事などでございます。

第2項 企業債償還金2億5,745万7,000円は、企業債の償還元金でございます。

なお、資本的収支において不足する額及び補填財源は、本条括弧書きのとおりでございます。

第5条は債務負担行為で、美濃病院看護職員奨学金の期間、限度額を、この表のように定めるものでございます。

281ページに移りまして、第6条は予定支出の各項間の流用について定めるものでございます。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費について職員給与費と交際費を、また8条では棚卸資産であります医薬品等の購入限度額をそれぞれ定めるものでございます。

第9条は、重要な資産の取得について定めるもので、設備の取得を上げております。

283ページ以降の説明を省略させていただきまして、議第7号の説明といたします。

続きまして、議第15号 令和3年度美濃市病院事業会計補正予算（第3号）について御説

明申し上げます。

赤スタンプ3、補正予算書の114ページをお開きください。

第1条は、総則でございます。

第2条は、予算第3条に定めております収益的収入及び支出の予定額について、それぞれの執行状況及び年度末までの見込みから補正をお願いするものでございます。

初めに、収入の第1款 病院事業収益は、既決予定額を4,415万5,000円増額し、27億4,864万3,000円とするもので、この内容は、第2項 医業外収益で、新型コロナウイルス感染症対策関連の一般会計及び岐阜県からの補助金の増額が主なものでございます。

次に、支出の第1款 病院事業費用は、既決予定額を1,233万7,000円増額し、28億8,944万7,000円とするもので、この内容は、第1項 医業費用では、職員の異動等による賞与引当金繰入額の減額のほか、医療機器等の減価償却費及び固定資産の除却に伴う資産減耗費の増額が主なものでございます。

また、第2項 医業外費用では、4条消費税相当額及び課税売上げの増加による消費税の増額などをお願いするものでございます。

第3条は、予算第4条で定めております資本的収入の予定額の補正をお願いするもので、収入の第1款 資本的収入の既決予定額を203万5,000円増額し、1億6,693万1,000円とするものでございます。これは、第2項 補助金で、新型コロナウイルス感染症対策の一般会計からの補助金の増額であります。

なお、この補正に伴い、本文括弧書きの資本的収支において不足する額及び、その補填財源を改めるものでございます。

第4条は、予算第5条に定めております美濃病院看護職員奨学金に係る債務負担行為の期間、限度額を、この表のように改めるものでございます。

第5条は、予算第7条に定めた経費のうち職員給与費について、今回の補正により既決予定額を676万7,000円減額し、14億1,256万8,000円とするものでございます。

116ページ以降の説明を省略させていただきまして、議第15号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤好夫君） 次に、議第9号、議第23号、議第24号の3案件について、総務部長 瀨瀬敬久君。

○総務部長（瀨瀬敬久君） それでは、議第9号 令和3年度美濃市一般会計補正予算（第12号）について御説明を申し上げます。

この補正予算は、年度末に当たり、各種事務事業の決算見込みによる予算整理をはじめ、減債基金積立金など各基金への積立てのほか、学校給食センター建設事業の補正をお願いするものでございます。

赤スタンプ3、補正予算書の2ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ9億5,193万円を増額するもので、補正後の予算総額を115億6,055万9,000円とするものでございます。

補正をいたします款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条は繰越明許費で、9ページの「第2表 繰越明許費補正」によるものでございます。

第3条は債務負担行為の補正で、10ページの「第3表 債務負担行為補正」によるものでございます。

第4条は地方債の補正で、11ページの「第4表 地方債補正」によるものでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明をいたしますので、9ページをお開きください。

第2表の繰越明許費補正につきましては、住民基本台帳ネットワーク関係経費、健康文化交流センター備品購入事業、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業、子育て世帯への給付金給付事業、市単市道舗装等道路改良事業、社会資本道路整備事業、交通安全施設整備事業、都市公園安全安心対策事業、学校保健特別対策事業、学校給食センター建設事業で、それぞれの繰越額は表のとおりでございます。

次に、10ページを御覧ください。

第3表の債務負担行為補正につきましては、公共用地等の取得費、金融機関の美濃市土地開発公社に対する貸付金の債務保証、道の駅指定管理者委託を追加し、美濃手すき和紙後継者育成奨励金を廃止、農業企業化資金利子補給を表のとおり変更するものでございます。

11ページをお開きください。

第4表の地方債補正につきましては、都市公園安全安心対策事業、学校給食センター建設事業を追加し、社会資本道路整備事業、道路舗装改良事業、橋梁長寿命化修繕事業、消防ポンプ自動車更新事業、臨時財政対策債の限度額をそれぞれ変更するものでございます。

次に、歳入歳出予算の補正の内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表によりまして歳入も併せて御説明をいたしますので、13ページをお開きください。

1款 議会費は387万2,000円を減額し、1億1,529万6,000円とするものでございます。内訳は、主に議会運営経費を減額するもので、財源は一般財源でございます。

2款 総務費は5億902万3,000円を増額し、15億9,635万1,000円とするものでございます。内訳は、財政調整基金積立金、減債基金積立金、公共施設整備改修等基金積立金、長良川鉄道運営補助経費等を増額するほか、決算見込みによる事務経費等を減額するものでございます。財源につきましては、国県支出金999万8,000円を減額し、財政調整基金利子、ふるさと応援寄附金等のその他財源4,734万2,000円、一般財源の4億7,167万9,000円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、3款 民生費は1億1,362万4,000円を減額し、35億7,069万3,000円とするものでございます。内訳は、後期高齢者医療特別会計繰出金、施設型等給付経費、児童手当給付経費等を減額するものでございます。財源は、国県支出金2,709万円を減額し、社会福祉基金利子等のその他財源4万8,000円を増額し、一般財源8,658万2,000円を減額するものでございます。

次に、4款 衛生費は2,337万2,000円を減額し、10億2,020万4,000円とするものでござい

ます。内訳は、衛生センターの補修経費、健康フェア開催経費等を減額するものでございます。財源は、国県支出金を2,240万6,000円増額し、美濃病院建設基金繰入金等のその他財源2,785万1,000円、一般財源の1,792万7,000円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、5款 労働費は補正額はございませんが、財源を補正するもので、国県支出金100万円を減額し、一般財源を100万円増額するものでございます。

6款 農林水産業費は583万3,000円を減額し、3億8,910万3,000円とするものでございます。内訳は、農業集落排水事業特別会計繰出金等を減額するもので、財源は国県支出金172万1,000円、ライフライン保全対策事業費分担金等のその他財源46万5,000円、一般財源364万7,000円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、7款 商工費は5,397万2,000円を減額し、4億15万円とするものでございます。内訳は、民間活力創生事業、産業祭補助経費のほか、新型コロナウイルス感染症対策事業の決算見込額に伴う不用額等を減額するものでございます。財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の国県支出金3,602万円、民間活力創生基金繰入金等のその他財源2,256万5,000円を減額し、一般財源の461万3,000円を増額するものでございます。

次に、8款 土木費は6,939万円を減額し、16億1,346万2,000円とするものでございます。内訳は、都市公園安全安心対策事業等を増額し、社会資本道路整備事業、下水道特別会計繰出金等を減額するものでございます。財源は、社会資本道路整備事業費等の国県支出金2,284万5,000円、地方債1,900万円、都市計画事業基金繰入金等のその他財源を3,667万4,000円それぞれ減額し、一般財源912万9,000円を増額するものでございます。

9款 消防費は251万3,000円を減額し、4億6,648万2,000円とするもので、内訳は消火栓新設負担経費等の減額によるものでございます。財源は、国県支出金446万円を増額し、地方債510万円、一般財源の187万3,000円をそれぞれ減額するものでございます。

10款 教育費は7億2,498万2,000円を増額し、17億34万6,000円とするものでございます。内訳は、学校給食センター建設事業を増額し、新型コロナウイルス感染症の影響により不執行となった事業費等を減額するものでございます。財源は、学校給食センター建設事業費等の国県支出金9,369万円、地方債3億3,990万円、公共施設整備改修等基金繰入金等のその他財源1億9,128万6,000円、一般財源1億10万6,000円をそれぞれ増額するものでございます。

12款 公債費は949万9,000円を減額し、6億6,024万2,000円とするもので、市債償還元金、利子を減額するものでございます。財源は、一般財源949万9,000円を減額するものでございます。

以上、今回の補正でお願いいたします総額は9億5,193万円を増額するもので、その財源内訳は、国県支出金2,188万2,000円、地方債3億1,580万円、その他財源1億5,112万1,000円、一般財源4億6,312万7,000円をそれぞれ増額いたします。

一般財源は、市税の1億3,680万円、地方交付税4億7,773万9,000円等でございます。

14ページ以降につきましては説明を省略させていただき、以上で議第9号の説明を終わります。

続きまして、議第23号 美濃市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の25ページになりますが、赤スタンプ4の議案説明資料にて御説明をいたしますので、議案説明資料の29ページをお開きください。

本条例の改正趣旨は、消防団員の成り手不足を解消するため、処遇改善として報酬の増額を行うものでございます。

改正内容につきましては、団長以下全ての消防団員に支給する年額報酬を一律3,000円増額するものでございます。

また、附則において施行期日を令和4年4月1日と定めております。

以上で、議第23号の説明を終わります。

続きまして、議第24号 美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集では26ページになりますが、赤スタンプ4の議案説明資料にて説明をさせていただきますので、議案説明資料の31ページをお開きください。

本条例の改正趣旨は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が公布され、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、非常勤消防団員等に係る傷病補償年金、または年金である障害補償、遺族補償を受ける権利を担保として貸付けを受けることができる例外規定を削除するものでございます。

附則第1項では施行期日を令和4年4月1日と定め、第2項、第3項では経過措置を定めております。

以上をもちまして、議第9号、議第23号及び議第24号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（佐藤好夫君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後1時52分

再開 午後2時02分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議第17号について、秘書課長 高橋保雄君。

○秘書課長（高橋保雄君） 皆さん、こんにちは。

それでは、議第17号 美濃市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の11ページをお開きください。あわせて、赤スタンプ4、議案説明資料の1ページから6ページの新旧対照表を御参照ください。

今回の条例改正は、職員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援について国家公務員との

釣合いを図り、美濃市職員が育児休業等を取得しやすい環境を整えるために改正を行うもの
でございます。

改正の内容といたしましては、第2条第3項では、育児休業を取得できる職員の対象を非
常勤職員まで含めた上で、育児休業を取得することができない職員について定めております。

第2条の3では、非常勤職員が育児休業を取得できる期間について定めており、第2条の
4では、養育の事情を考慮して、特に必要が認められる場合、非常勤職員が養育する子が2
歳に達するまで育児休業が取得できる場合について定めております。

第3条では、非常勤職員の育児休業取得に関する特例について加えております。

第18条では、部分休業を取得できる職員の対象を非常勤職員まで対象に含めた上で、部分
休業をすることができない職員について定めております。

第21条の次に次の2条を加え、第22条では、職員やその配偶者の妊娠や出産などの申出が
あった場合、育児休業に関する制度等について当該職員に知らせるとともに、育児休業の承
認の請求に係る意向を確認するために面談等を行わなければならないことや、その申出をし
たとき、職員が不利益を被ることがないようにすることを定めております。

続いて、第23条では、育児休業の承認の請求が円滑に行われるよう、職員に対する育児休
業に関する研修や相談体制、勤務環境の整備に関する措置について講じなければならないこ
とを定めております。

附則として、施行期日を令和4年4月1日とするものがございます。

以上で、議第17号について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 次に、議第18号、議第20号の2案件について、教育次長 井上博司
君。

○教育次長兼教育総務課長（井上博司君） よろしくお願いいたします。

教育委員会からは2案件、議案の説明をさせていただきます。

まず最初に、議第18号 美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一
部を改正する条例について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の16ページをお開きください。

なお、内容につきましては、赤スタンプ4番、議案説明資料で御説明させていただきます
ので、説明資料の7ページ、新旧対照表の8ページを御覧ください。

改正の趣旨は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する学校運営協議会の設
置に伴い、その委員の報酬等を定める改正でございます。

改正の内容は、学校運営協議会委員の報酬額を日額5,000円に、費用弁償を美濃市職員等
の旅費に関する条例に規定する額とするものがございます。

あわせて、8ページの新旧対照表条例の別表中「心身障害児就学指導委員」を「教育支援
委員会委員」に改めるものがございます。

また、施行期日は令和4年4月1日と定めております。

以上で、議第18号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第20号 美濃市教育研究所設置条例を廃止する条例について御説明を申し上げます。

議案集、赤スタンプ1番は18ページ、内容のほうの赤スタンプ4番、議案説明資料の11ページをお開きください。

赤スタンプ1番は18ページ、赤スタンプ4番が11ページになります。

廃止の趣旨は、教育研究所の機能を学校教育課に新たに設ける教育研修室に移管することに伴い、当該研究所を廃止するものでございます。

改正の内容は、美濃市教育研究所設置条例を廃止するものでございます。

施行日につきましては、令和4年4月1日と定めております。

以上で、議第18号及び議第20号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤好夫君） 次に、議第25号について、産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） 皆さん、こんにちは。

私からは、議第25号 公の施設の指定管理者の指定についてを御説明いたします。

資料は赤スタンプの1、議案集の27ページでございます。27ページを御覧ください。

本議案は、地方自治法第244条の2第3項の規定により公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

対象の施設は、令和4年3月31日に指定期間が満了となります「美濃市道の駅 美濃にわか茶屋」でございます。引き続き指定管理者を株式会社美濃にわか茶屋とするものでございます。

指定期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間となります。

以上で説明を終わります。慎重な御審議を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤好夫君） 以上で28案件の説明は終わりました。

第33 議第29号及び第34 議第30号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（佐藤好夫君） 日程第33、議第29号及び日程第34、議第30号の2案件について、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第29号及び議第30号の2案件について、市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） それでは、議第29号 美濃市公平委員会委員の選任について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の47ページを御覧いただきたいと思ひます。

現在、公平委員会委員としてお務めいただいております小坂善紀さんにつきましては、本年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任の選任について御同意をお願いするものでございます。

後任には、郡上市大和町島2359番地、森裕介さんをお願いするもので、年齢は昭和58年3

月27日生まれの38歳でございます。

任期は、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間でございます。

森さんは平成24年から弁護士として活躍されており、平成28年には市内に法律事務所を開業され、法律の専門家として豊富な知識と高い識見をお持ちであることから、公平委員会委員として適任でありますので、選任いたしたく存じます。

つきましては、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、選任の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議第30号 人権擁護委員候補者の推薦についてを御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集48ページを御覧いただきたいと思います。

現在、人権擁護委員としてお務めいただいております秋山成美さんの任期が令和4年6月30日をもって満了となりますが、引き続き秋山さんを委員として選任いたしたく、御同意をお願いするものでございます。

秋山さんの住所は美濃市1824番地、年齢は昭和27年12月16日生まれの69歳で、平成28年4月から委員をお務めいただいております。

秋山さんは、広く社会の実情に精通され、市民の信望も厚く、人権擁護委員として最も適任の方と存じますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、選任の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期は令和4年7月から3年間でございます。

○議長（佐藤好夫君） 以上で説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は、休憩中に事務局へ御提出ください。

これより暫時休憩いたします。

休憩 午後2時16分

再開 午後2時16分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の2案件については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の2案件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に、議第29号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第29号は、原案に同意することに決定いたしました。

次に、議第30号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第30号は原案に同意することに決定いたしました。

第35 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（佐藤好夫君） 日程第35、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名は議長において行いたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項に規定する広域連合議会議員に、武藤鉄弘君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました武藤鉄弘君を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました武藤鉄弘君が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました武藤鉄弘君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、本席から当選を告知いたします。

お諮りいたします。議案精読のため、明日から3月10日までの10日間休会いたしたいと思

います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、議案精読のため、明日から3月10日までの10日間休会することに決定いたしました。

なお、発言通告書は、一般質問については3月1日の午後4時まで、質疑については3月3日の正午までに事務局へ御提出ください。

散会の宣告

○議長（佐藤好夫君） 本日はこれをもって散会いたします。

3月11日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでございました。

散会 午後2時21分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年2月28日

美濃市議会議長 佐 藤 好 夫

署 名 議 員 古 田 豊

署 名 議 員 太 田 照 彦

令和 4 年 3 月 11 日

令和 4 年第 1 回美濃市議会定例会会議録（第 2 号）

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 4 年 3 月 11 日 (金曜日) 午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議 第 1 号 令和 4 年度美濃市一般会計予算
- 第 3 議 第 2 号 令和 4 年度美濃市国民健康保険特別会計予算
- 第 4 議 第 3 号 令和 4 年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算
- 第 5 議 第 4 号 令和 4 年度美濃市下水道特別会計予算
- 第 6 議 第 5 号 令和 4 年度美濃市介護保険特別会計予算
- 第 7 議 第 6 号 令和 4 年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算
- 第 8 議 第 7 号 令和 4 年度美濃市病院事業会計予算
- 第 9 議 第 8 号 令和 4 年度美濃市上水道事業会計予算
- 第 10 議 第 9 号 令和 3 年度美濃市一般会計補正予算 (第 12 号)
- 第 11 議 第 10 号 令和 3 年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第 12 議 第 11 号 令和 3 年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 13 議 第 12 号 令和 3 年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 14 議 第 13 号 令和 3 年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 15 議 第 14 号 令和 3 年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 16 議 第 15 号 令和 3 年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第 17 議 第 16 号 令和 3 年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 18 議 第 17 号 美濃市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 19 議 第 18 号 美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 20 議 第 19 号 美濃市積立基金条例の一部を改正する条例について
- 第 21 議 第 20 号 美濃市教育研究所設置条例を廃止する条例について
- 第 22 議 第 21 号 美濃市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 第 23 議 第 22 号 美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 24 議 第 23 号 美濃市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 25 議 第 24 号 美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第 26 議 第 25 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 27 議 第 26 号 市道路線の廃止について
- 第 28 議 第 27 号 市道路線の変更について
- 第 29 議 第 28 号 市道路線の認定について
- 第 30 議 第 31 号 美濃市一般職の任期付職員の採用等に関する条例について
- 第 31 議 第 32 号 美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について
- 第 32 市議第 1 号 ロシアによるウクライナへの侵略を非難する決議

第33 市政に対する一般質問

本日の会議に付した事件

第1から第33までの各事件

出席議員（13名）

1 番	松 嶋 哲 也 君	2 番	須 田 盛 也 君
3 番	服 部 光 由 君	4 番	豊 澤 正 信 君
5 番	梅 村 辰 郎 君	6 番	永 田 知 子 君
7 番	古 田 秀 文 君	8 番	岡 部 忠 敏 君
9 番	辻 文 男 君	10 番	古 田 豊 君
11 番	太 田 照 彦 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	堀 部 勉 君
教 育 長	島 田 昌 紀 君	総 務 部 長	瀬 瀬 敬 久 君
民 生 部 長 (福祉事務所長)	小 森 誠 君	産 業 振 興 部 長	永 田 幸 泰 君
建 設 部 長	伊 藤 篤 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	篠 田 博 史 君
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	井 上 博 司 君	美 濃 病 院 事 務 局 長	林 信 一 君
民 生 部 参 事 兼 保 健 セ ン タ ー 所 長	辻 幸 子 君	建 設 部 参 事 兼 都 市 整 備 課 長	島 田 勝 美 君
総 務 課 長 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	西 部 睦 人 君	秘 書 課 長	高 橋 保 雄 君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	澤 村 浩	議会事務局 議事調査係長	内 藤 佳奈子
議会事務局書記	中 村 亘 輝		

開議の宣告

○議長（佐藤好夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和4年3月11日は、東日本大震災発生日から11年に当たります。お亡くなりになられました方々の御冥福をお祈りするとともに、被害を受けられた方々、また今なお不自由な暮らしを強いられている多くの方々に、改めてお見舞いを申し上げます。また、一日も早い復興が果たされることを心から願います。

議場内の皆さんにお願いします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源をお切りくださるようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、議席及び執行部席を移動し、間隔を広げて着席し、議場内の換気のため一部の扉を開放しています。また、議場内でのマスク着用をお願いします。

議長席、演壇席及び質問席にアクリル板を設置しておりますので、アクリル板の前ではマスクを外して発言することを認めます。

なお、感染予防のため、発言者ごとに職員が演壇及び質問席の拭き取り消毒を行いますので、御承知をお願いします。

これより私もマスクを外して議事を進行させていただきます。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時02分

○議長（佐藤好夫君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり決めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤好夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、12番 山口育男君、1番 松嶋哲也君の両君を指名いたします。

第2 議第1号から第29 議第28号まで（質疑）

○議長（佐藤好夫君） 日程第2、議第1号から日程第29、議第28号までの28案件を一括して議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

第30 議第31号及び第31 議第32号（提案説明・質疑）

○議長（佐藤好夫君） 日程第30、議第31号及び日程第31、議第32号の2案件を一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第31号及び議第32号の2案件について、秘書課長 高橋保雄君。

○秘書課長（高橋保雄君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議第31号 美濃市一般職の任期付職員の採用等に関する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ6、追加議案集では1ページから5ページとなりますが、赤スタンプ7、追加議案説明資料で御説明をさせていただきます。

追加議案説明資料の1ページから2ページを御参照ください。

今回の条例制定は、専門的な知識・経験等が必要とされる業務、一定の期間内に終了することが見込まれる業務等において、期間を限って必要な人材を任期付職員として採用できるよう、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、職員の任期を定めた採用等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

主な制定内容といたしまして、職員の任期を定めた採用について、第2条第1項において、高度の専門的知識等を有する者（特定任期付職員）の採用について規定しております。

第2条第2項において、専門的な知識・経験を有する者（一般任期付職員）の採用について規定しております。

第3条において、一定期間内に終了することが見込まれる業務等に従事する者の採用について規定し、第4条では、一定期間内に終了することが見込まれる業務等に短時間従事する者の採用について規定しております。

給与に関する特例につきましては、第7条第1項では、特定任期付職員の給与月額について別表に定める給料表を適用することを規定し、第8条第1項及び第2項では、第3条、第4条で規定される職員の給料月額について、再任用職員の規定を準用することを規定しております。

給与条例の適用除外については、第9条第1項では、特定任期付職員には、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、管理職手当及び勤勉手当を支給しないことを規定しております。

また、第10条第1項では、第4条に規定する短時間業務に従事する職員には、扶養手当、住居手当等を支給しないことを規定しております。

附則として、施行期日を令和4年4月1日とし、併せて美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を追加する改正を定めております。

続きまして、議第32号 美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について説明いたします。

赤スタンプ6、追加議案集では6ページになりますが、赤スタンプ7、追加議案説明資料で御説明をさせていただきます。

追加議案説明資料の3ページ及び4ページを御参照ください。

今回の条例改正は、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策に基づき、地域でコロナ医療など一定の役割を担う美濃病院に勤務する看護師等を対象に、新たに処遇改善手当を追加する改正を行うものでございます。

主な改正の内容といたしまして、特殊勤務手当のうち、美濃病院関係業務に関するものに関しまして、看護師などを対象に、新たに処遇改善手当として給料月額100分の1.5を追加するものであります。

また、特殊勤務手当のうち研究手当につきましては、所要の改正でございまして、運用に合わせて「100分の4」を「100分の8」に改めるものでございます。

附則として、1条では、この条例を公布の日から施行し、令和4年2月1日から適用とする。2条では、手当の内払いについて規定をしております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

議第1号から議第28号まで、並びに議第31号及び議第32号の30案件につきましては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ各常任委員会に審査を付託いたします。

なお、総務産業建設常任委員会は3月15日及び16日の午前9時から、民生教育常任委員会は3月17日及び18日の午前9時からそれぞれ開催する旨、各常任委員長に代わって告知いたします。

第32 市議第1号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（佐藤好夫君） 日程第32、市議第1号を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

市議第1号について、1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 皆さん、おはようございます。

それでは、市議第1号 ロシアによるウクライナへの侵略を非難する決議について、提案理由を御説明いたします。

決議文を朗読いたしまして、説明といたします。

それでは、お手元の議案集、赤スタンプ8番の2ページをお開きください。

ロシアによるウクライナへの侵略を非難する決議。

去る2月24日に始まったロシアによるウクライナへの侵略は、学校や原子力発電所などの非軍事施設にも攻撃を拡大させ、多くの民間人を犠牲にしている。

この侵略は、明らかにウクライナの主権と領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国

国際法の深刻な違反であるとともに、国連憲章の重大な違反である。

武力を背景に一方的に現状を変更しようとする侵略は、国際社会の秩序の根幹を揺るがすもので、断じて認められない。

国際社会が核兵器のない世界の実現へと進む中、プーチン大統領の核兵器使用を示唆するような発言は、核軍縮の機運を後退させるものであり、核攻撃を受けた唯一の被爆国として、到底容認できない。また、「非核平和都市」を宣言する本市としても、核兵器の廃絶と世界の恒久平和を願う市民の心を踏みにじるものであり、決して許すことはできない。

本市議会は、今回のロシアによる軍事的暴挙に対し、厳しく非難の意を表明するとともに、即時の攻撃停止と無条件による完全撤退を強く求める。

政府においては、ウクライナ在留邦人の安全確保に全力を尽くすとともに、国際社会と連携し、制裁措置を含む迅速かつ厳格な対応を要請する。

また、核兵器の使用禁止を国際社会に強く訴え、世界の恒久平和の実現と国際秩序の維持に向け全力を尽くすことを、併せて要請する。

以上決議する。

令和4年3月11日、美濃市議会。

以上、御賛同賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいまの議題については、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいまの議題については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

市議第1号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、市議第1号は原案のとおり可決いたし

ました。

第33 市政に対する一般質問

○議長（佐藤好夫君） 日程第33、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、会派代表質問を行います。

美濃市議会市政クラブ、11番 太田照彦君。

○11番（太田照彦君） おはようございます。

発言のお許しをいただきましたので、市議会市政クラブを代表し、市長には大きく5点につきまして、また教育長には大きく1点につきまして、一括して代表質問を行います。

武藤市長におかれましては、さきの市長選挙において、多くの市民の信任を得て、見事3選を果たされました。心よりお祝いを申し上げます。

武藤市政の2期8年は、市民の健康を最重要テーマとし、全力で取り組まれておられました。現場主義、対話主義を基本姿勢とし、常に市民の声を丁寧に聞き、それらを着実に実行してこられたとっております。

昨年度末に完成した美濃市第6次総合計画は、武藤市政の下で初めて策定された総合計画であり、策定段階から、基本理念「市民と共に創るまち」を実現するかのようにより、多くの市民が策定に参画されていることから、武藤市長にとって大変思い入れの強い総合計画でないかと思えます。

また、さきの選挙では、武藤市長は公約に、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種の早期実施、子育て環境の充実に向けて英語教育、ICT教育の実施、滞在・体験型観光の推進と企業誘致の基盤整備等を掲げて、市民の健康、地域の健康、企業の健康が守られるまちを創ることを市民に約束されました。

3期目の武藤市政においては、第6次総合計画の実現並びに、さきの市長選での公約の実現に向け、強力に市政を推進することが期待されております。

そこで、1点目の質問ですが、2期8年の成果を踏まえた3期目の市政の方向性について、第6次総合計画の将来都市像「一人ひとりが挑戦 夢かなえるまち」の実現に向けた今後の市政運営はどのようなかについて、市長にお尋ねをいたします。

令和4年度は、武藤市政の3期目の最初の年であり、令和4年度予算は、第6次総合計画並びに公約を実現していくための第一歩になるかと考えます。

施政方針では、令和4年度予算を市民・地域・産業の健康を実現する予算と位置づけ、第6次総合計画の本格的な展開を目指すため、一般会計98億7,500万円、特別会計64億7,434万円、企業会計39億7,728万円で、総額203億2,662万円余、対前年度比は2.6%、金額にして5億2,279万円の増額の予算を計上されました。そこで、予算について、政策の柱に沿って、市長並びに教育長にお尋ねをいたします。

最初に、1つ目の柱である健康意識向上の推進について、2点お尋ねをいたします。

1点目は、新型コロナウイルス感染症への対応として、市長の公約にもありました新型コロナウイルスワクチンの3回目接種についてです。

新型コロナウイルス感染症については、なかなか収束が見られない中、基本的な感染予防対策とワクチン接種が感染拡大防止に有効な手段として実施されています。オミクロン株が世界中で流行し、さらに、2回接種したにもかかわらず新型コロナウイルス感染症にかかるブレークスルー感染が起きており、そのため、厚生労働省は3回目のワクチン接種に向けて準備を進め、美濃市でも昨年末より始められております。

今回の接種は、1・2回目のファイザー社製ワクチンに加え、モデルナ社製のワクチンの供給も多く、他市町村におきましては、予約が十分に埋まらないよということも伺っております。

また、この時期に合わせて、5歳から12歳未満の小児の接種も始められます。小児の接種については、かなり慎重な保護者の方がいるように伺っております。ワクチンを接種した場合の効果や副反応に関するデータは日本にはなく、諸外国においてもその数は限定的ということや、遺伝子組換えワクチンが将来的に及ぼす影響などを心配される保護者も多いと思います。

しかし、一方では、年齢が低い小児であっても、感染した場合、他者への感染リスクの増加、10日以上にもわたる行動制限などを考慮すると、今以上に日常的生活を奪うことになり、心身への影響も計り知れないものがあります。

そこで、新型コロナウイルス感染症への対応について、美濃市の3回目ワクチン接種の現状並びに小児のワクチン接種についての必要性と意義、またどのように実施されるのか、市長にお尋ねをいたします。

2点目は、健康意識の向上についてお尋ねいたします。

我が国の平均寿命は世界最高の水準にあると言われている一方、少子高齢化の進行、がん、糖尿病、心臓病などの生活習慣病の増加、コロナ禍も含めてストレスに伴う心身の虚弱、フレイル症状の増加など、医療費の増加につながる問題を抱えております。

また、今後、総人口の中で高齢者が占める割合は増加を続け、2025年には人口の約3割、2060年には約4割を65歳以上が占めると言われている中、美濃市の総人口に占める65歳以上の方の割合についても、令和4年2月末現在で36.8%となっており、老老介護、高齢者の独り暮らし、同居介護者の介護負担の増加などが懸念されております。

これまでの武藤市政では、常に健康を最重要テーマとし、2期8年間に健康管理センターや健康文化交流センターの整備、「からだ改善プロジェクト」や国保ドックの受診費用の助成など、ハードとソフトの両面から、市民が安全で安心して暮らすための健康づくりに取り組みされてきました。第6次総合計画の本格展開となる令和4年度の当初予算においても、政策の4つの柱の1番目に健康意識向上の推進が掲げられております。

このように、市長が一貫して市民の健康を最優先にしているのは、それだけ市長が市民の健康を大切にしていることの表れだと思います。また、健康は市民が生涯にわたって健康で

暮らし続けていくために、これからも息の長い取組が必要であると思います。

そこで、健康意識の向上をどのように進めるのか、市長にお尋ねをいたします。

2つ目の柱であるICT・英語教育の推進に関しましては、最後に教育長にお尋ねしますので、次に入ります。

3つ目の柱であるアフターコロナを見据えた活性化の推進についてお尋ねをいたします。

市長は、就任以降、産業振興、とりわけ観光政策において、様々な施策に取り組んでみえました。

平成26年11月27日に本美濃紙の手漉和紙技術がユネスコ無形文化遺産に登録されました。これを契機として、美濃和紙伝承千年プロジェクトを立ち上げるとともに、11月27日を条例で美濃和紙の日と定め、美濃和紙を核とした地域活性化に努めてきました。その取組が功を奏し、東京2020オリンピック・パラリンピックの表彰状に美濃和紙が採用されたことは、大きな成果と言えるのではないのでしょうか。

昨年の12月中旬からは、オリパラにおいて入賞されましたアスリートの表彰状をお借りし、美濃和紙の里会館並びに岐阜市にありますぎふメディアコスモスにおいて、「美濃手すき和紙を捧ぐ展」を開催し、展示されたことは記憶に新しいところでもあります。御覧になった多くの方が、美濃手すき和紙の卓越した技法、美濃和紙の品質の高さを魅力の一つとして感じられたものと思います。このことによって、和紙職人はもちろん、市民、さらには美濃市にゆかりのある全ての方々にとって、自信と誇りになったのではないかと考えております。

また、美濃市では、和紙技術のユネスコ無形文化遺産の登録に続き、平成27年度には、世界かんがい施設遺産として「曾代用水」が登録され、また同年度に世界農業遺産として「清流長良川の鮎」が認定を受け、世界に誇る遺産が3つとなったことも大きな契機となったのではないのでしょうか。

こうした世界遺産をはじめ、うだつの上がる町並み、花みこし、美濃流しにわか、ひんこ祭りや旧古田行三邸、紙屋、または大矢田神社、洲原神社などの魅力ある有形・無形の文化財群を美濃市の観光資源として活用され、周遊型・体験型観光に向けての推進を図ってみえました。

また、市長は、昨今、人口減少が深刻化する中で、市外の方による消費の増強を図り、市全体の消費額の減少を抑えるとして、従来の立ち寄り型観光から滞在型観光への移行に力を入れてきました。その施策として、令和元年から2年にかけて、市街地の名家である旧松久邸や旧須田万右衛門邸の古民家を、民間の力を借りて改修し、10部屋で50人宿泊できる施設として、また令和2年の秋には、道の駅にわか茶屋に隣接して、個人旅行やインバウンドを対象にしたフェアフィールド・バイ・マリオット岐阜美濃の誘致により、54部屋で108人が宿泊できるホテルがオープンいたしました。

こうした宿泊施設のオープンとともに、市街地では、飲食店などが空き店舗を改修して増えてきたことも、観光客が市内に長く滞在していただくための大きな要因となるのではと期待をしているところであります。

しかしながら、2年前に国内で新型コロナウイルス感染症が確認されて以降、今や第6波のさなかと感染が継続・拡大しており、その影響で、国内はもちろん、国外からの人の流れも停滞している状況にあります。

市内においても、多くの事業者がその影響を受けている中、特に観光業においては深刻な影響を受けていると認識しております。こうした状況下において、市としても、先を見据えた施策を講じて取り組んでいく必要があると思います。

そこで、今後のアフターコロナを見据えた活性化を推進していくに当たり、産業の振興施策の今後の展望をどのように考えているのか、市長にお尋ねをいたします。

続いて、4つ目の柱である安全・安心の推進に関して、道路整備計画等のインフラ整備や土地利用についての考えはどのようなか、お尋ねをいたします。

市内には、東海北陸自動車道、東海環状自動車道の高速道路があり、名古屋近郊から1時間程度という利便性のよい地域となっております。また、国道は156号、県道は岐阜美濃線、美濃洞戸線及び美濃川辺線の主要地方道があり、市内や近隣市へのアクセスはある程度整備されているような状況であります。中でも、緊急輸送道路として高速道、国道をはじめ、県道岐阜美濃線、美濃洞戸線、上野関線、富加美濃線の4路線が指定されており、災害時における円滑な救助活動、支援物資輸送の向上など、有事の際には重要な路線として位置づけられて整備されているところであります。

そのうち、県道岐阜美濃線の4車線化については、現在、大矢田・藍見地区と、生楯地区で工事が行われており、国道156号や美濃インターチェンジから美濃テクノパークへのアクセス強化や、朝夕の渋滞緩和、通行者の安全性向上を目的に事業が進められており、山崎大橋を含め、早期の完成を願うものであります。

また、上野関線の（仮称）新大矢田トンネルについては、幅員が狭かったトンネルが2車線化され、牧谷方面、あるいは洞戸・板取方面から美濃インターチェンジ等へのアクセス向上が図られ、利便性の向上が期待でき、これも市内における南北の重要な幹線道路として、早期の完成を願うものであります。

ところが、市道の整備については、須原・上河和線の交差点改良や横越・大矢田線の交通安全対策事業で改良が進んでいますが、まだまだ改良の余地がある路線があるように思います。

例えば岐阜美濃線を武芸川方面から通行し、市内へ向かう美濃テクノパークへのアクセス道路でもある笠神・丸山線は大型車の通行も多く、安心して擦れ違えないような幅となっている市道もあります。

道路整備は相乗効果を生み出します。道路幅を広げて通行を円滑にするだけでなく、道路周辺の土地利用の推進も期待されます。施政方針で述べられましたこの笠神・丸山線道路改良の事業化も併せ、市道の道路整備は期待されるところであります。

また、土地活用については、まちづくりを進めていく上で、都市の全体から身近にあるまちまでを将来的にどのようにするのかを具体的に考えていくことが重要であります。とりわ

け本市においては、自然と歴史を生かした豊かなまちを目指し、適正かつ合理的な土地利用の推進を願うものであります。

土地利用に関しましては、和紙の里会館近くの蕨生地区の市有地に（仮称）新大矢田トンネルから発生しました残土を入れた広大な土地ができました。この土地を含め、インフラ整備などの安全・安心の推進について、市長にお尋ねをいたします。

次に、SDGs、カーボンニュートラル、DXの推進についてお尋ねをいたします。

市長は、施政方針において、SDGs、カーボンニュートラル、DX、いわゆるデジタルトランスフォーメーションを推進するために、3つの協議会を立ち上げる方針を示しました。これらの3つの言葉は、近年、新聞やテレビ等でよく報道されており、いずれも世界的な課題と認識しております。

SDGsとは、持続可能な開発目標の略称であり、2015年に国連サミットで採択された、2030年までに持続可能な世界を目指す国際目標であります。持続可能な世界を共に築くために、広く市民にその理念を伝える必要もあります。

カーボンニュートラルとは、2050年までに温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることです。地球温暖化を防ぐために、私たちもできることから取組を進めていかななくてはなりません。

DXとは、デジタル技術を活用して従来の働き方や組織文化を変革し、利用者体験の向上を図ることと言われていますが、行政はもちろんのこと、あらゆる分野においてデジタル技術を活用し、市民の生活の質を向上することが望まれています。

国や県においては、これらの3つの課題を新型コロナウイルス対策に次ぐ最優先課題として既に着手しており、本市でも推進する方針が示されたのは、タイミングのよいものと感じております。

そこで、3つの課題について、美濃市はどのように推進する方針なのか、市長にお伺いいたします。

最後に、政策の2つ目の柱でありますICT・英語教育の推進について、教育長にお尋ねをいたします。

美濃市の将来を担う子供たちが、充実した教育環境の中で、心豊かに目を輝かせて、たくましく成長させることは私たちも大切であると考えております。

美濃市において、他市と比べても、早くから少人数指導員を導入していることや、GIGAスクール構想による1人1台タブレット端末に関して、国の基準を上回る環境整備がされていることは、大変評価できることであると考えております。

しかしながら、こうして育てた子供たちは、大人になると、多くが美濃市から出ていきます。美濃市で育った子供たちが全国や世界で活躍することは喜ばしいことですが、将来の美濃市のことを思うと、美濃市に残って活躍する若者がもっと増えてほしいと願うばかりであります。

美濃に残ってもらうためには、工場を誘致して美濃市に働く場をつくることで市内にとど

まる若者が増えるということは言うまでもありませんが、現存する市内の会社の中からは、我が社は業界ではシェアも高いので、もっと美濃市の若者にうちの会社で働いてもらいたいという話も聞こえております。

一方では、最近、美濃市の自然や立地条件に魅力を見だし、市外から移り住んで新たな事業を展開しているケースも多く見られるようになりました。中には、一度美濃市から出て、最先端の技術や会社経営について学び、力をつけて美濃に戻り、全国や世界に通用する事業を立ち上げる若者も現れており、大変喜ばしいことであります。

私は、このような豊かな発想で美濃市を見直してみると、将来の発展につながる魅力がまだまだたくさんあるのではないかと、そんな考えを持ちました。

このように考えると、市長が施策の柱としているICTや英語教育に力を入れることがICTを活用する力や英語力を高めた若い世代が増えることにつながり、これから訪れる高度情報化社会の利便性と美濃市の魅力を融合させ、全国や世界を相手にした新たな事業を展開していく市民が集うまちがイメージできます。

そこで、このような美濃市の明るい未来のためには、小・中学校児童・生徒が美濃市の将来に夢と希望を持ち、美濃市の将来を担う子供としてたくましく成長できるようにすることが大切だと考えておりますが、そのために、どのように教育を進められるのか、教育長にお尋ねをいたします。

以上、大きく6項目について質問をさせていただきました。御答弁、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

太田議員の代表質問にお答えをさせていただきます。

このたびの市長選挙におきまして、市民の皆様をはじめ、各方面から力強い御支援と温かい御厚情を賜り、引き続き3期目の市政を担わせていただくこととなりました。改めて責任の大きさを痛感し、身の引き締まる思いでございます。

3期目の市政運営に当たりましては、引き続き対話主義と現場主義を貫いていくことはもちろんのこと、市政について、特に将来を担う若い世代への丁寧な情報発信に努めるとともに、市政運営に関心を持っていただけるよう努めてまいりたいと考えております。議員をはじめ、市民の皆様には、引き続き御支援・御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

そこで、最初の質問であります第6次総合計画の将来都市像「一人ひとりが挑戦 夢かなえるまち」の実現に向けた今後の市政運営につきまして、お答えをさせていただきます。

これまでの市政におきましては、地方創生の下、美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき運営をしてまいりました。主なものとしては、ユネスコ無形文化遺産登録を契機とした美濃和紙伝承千年プロジェクト、旧松久邸などの古民家ホテルの整備や、道の駅にホテルを誘致いたしました。また、今年からはH I Sから社員の派遣をいただき、滞在・体験型観光の推進を図るなど、地域の活性化に努めてまいりました。

また、全ての児童・生徒へのタブレット端末の配付や少人数教育の導入を通じて、子供たちの学ぶ環境の整備、市民の健康や文化力の向上を目指し、健康文化交流センターや美濃病院の健康管理センターの整備、国保ドックの受診費用の助成など、市民の健康・文化づくりを応援してまいりました。

3期目の市政運営に当たっては、この2期8年で築いてまいりましたこれらの成果を最大限に生かし、市民の思いで策定した第6次総合計画の実現を推進してまいります。

まずは、喫緊の課題に対応していくため、健康意識向上の推進、ICT・英語教育の推進、アフターコロナを見据えた活性化の推進、安全・安心の推進の4つの政策の柱に基づき編成をいたしました令和4年度、市民・地域・産業の健康を実現する予算を着実に実行してまいりたいと思っています。

加えて、いまだ猛威を振るう新型コロナウイルス感染症への対応として、県と連携した3回目のワクチン接種や5歳から11歳へのワクチン接種のほか、コロナ禍により売上げが減少した市内事業者や生活に困窮した市民に対し、きめ細やかな支援策を展開してまいります。

さらに、地球規模の変革であるSDGs、カーボンニュートラル、デジタルトランスフォーメーションにも美濃市として着実に対応するために、それぞれ行政、市民、事業者が参画する協議会を立ち上げ、市民一丸となって連携していく体制を構築してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応についてお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、マスクの着用、手指消毒などの基本的対策について市民の皆様をお願いをするとともに、ワクチン接種を昨年5月から、健康文化交流センターを集団接種会場として開始をいたしました。高齢者につきましては、接種日を指定の上、送迎を行い実施、64歳以下の方につきましては、美濃病院と集団接種会場で実施。全体では、1回目の接種は約88%、2回目接種は約87%の方が終了しておりますが、この1・2回目接種はいまだに希望される方がいるのが現状でございます。

3回目の接種でございますけれども、ファイザー社製のワクチンに加えモデルナ社製ワクチンも供給されてきており、2種類のワクチンにより令和4年1月中旬から医療従事者や高齢者施設の入所者、2月からは前回同様、送迎を用意しまして一般高齢者を開始し、3月5日でほぼ終了していただいております。3月6日から始めた一般の方は、モデルナ社製のワクチンが中心でありますけれども、接種率は高齢者に比べやや低いものの、順調に進んできており、さらに3月26日、27日は、小児ワクチンの接種の開始を決定しております。美濃市の対象者は約1,000人でありまして、今回、美濃市に供給されております小児ワクチンは200人分です。したがって、基礎疾患のある方を優先することといたしますけれども、接種券は年齢順に、対象者全員に発送させていただくこととしております。

また、議員御指摘の副反応等でございますけれども、日本小児科学会の報告では、発熱は1回目接種後7.9%、2回目接種後13.4%に認められる。重篤として報告された中で最も多かったのが発熱であり、5歳から11歳の小児では、16歳から25歳の人と比べて、一般的に接種後の副反応症状の出現頻度は低かったということが報告されております。

接種には発症予防等と副反応などメリット・デメリットがありますので、本人と保護者に十分理解していただくことが大切と思っております。子供をコロナから守るために、基礎疾患のある子供へのワクチンの接種によりコロナウイルス感染症の重症化を防ぐことが期待されます。

また、感染症の流行が長期化することによる行動制限が子供たちに与える影響は大きくなってきており、子供たちへのワクチン接種は意義があることと思っておりますので、接種に必要な情報を保護者の方に十分提供する中で実施をしてみたいと考えております。

なお、会場は美濃病院健康管理センターとしています。市といたしましても、安全性を十分確保した上で実施をしてみたいと思いますので、保護者の方には御理解をいただき、できるだけ多くの方に接種をお願いしたいと考えております。

次に、健康意識の向上を進める上での考え方ということについて、お答えをさせていただきます。

今までの2期8年間、一貫して健康をテーマに市政を運営してまいりました。第6次総合計画の最初の基本目標に掲げたのも、健康でうるおいのあるまちを目指し、生涯にわたって健康に暮らせるまちづくり、そして心身ともに健やかで生き生きと暮らせるまちづくりを具現化するため、全ての市民が生涯健康であってほしいとの思いでありまして、今後も様々な角度から施策を進めていく考えでございます。

そのためには、市民一人一人が自分の心身に関心を持ち、自分の健康は自分で守る、こういった意識を常に持っていただけるよう事業展開をしていくことが重要であると考えております。

これまで、妊産婦健診や産後ケア事業、母子保健事業、小学5年生及び中学2年生に対する生活習慣病予防健診、第3次わくわく元気プラン美濃21の計画に基づく、食生活、運動、歯と口の健康、健康診断の定期的な受診と健康に関する知識の普及をはじめ、「みの☆すまいる」アップポイントを活用するなど、自分の健康に関心を持ち、楽しんで健康づくりを始めるきっかけづくりの支援、健康フェアにおける健康づくりのさらなる働きかけなど、全ての市民が主体的に取り組んでいただけるよう進めてまいりました。

さらには、疾病の早期発見・早期治療を目的として、人間ドックや各種健康診査の推進と、その検査結果に基づく個別指導のさらなる強化、健康講座や健康体操教室の開催など健康年齢5歳アップにも取り組んでまいっております。

とりわけ令和4年度は、市民の健康意識をさらに高めていただくため、その働きかけとして、高血圧・生活習慣病予防の観点から、減塩対策として尿中塩分量測定検査や塩分量測定機器の貸出しなど、ふだんの食生活の中で塩分摂取量の現状確認と健康意識を持っていただくきっかけづくりを進めながら、またその結果に基づいた食生活等における保健指導に結びつけてまいりたいと考えております。

また、国民健康保険人間ドック助成事業につきましては、受診割合が20%と、依然として低調でございますので、様々な機会を捉えた健診の周知とさらなる普及啓発を図ってまいり

たいと考えております。

また、コロナ禍にあつて、外出自粛などから高齢者の皆様の運動不足なども懸念されたので、地域の身近な神社などにおいて軽体操を行う高齢者フレイル予防対策事業を実施してまいりましたが、今までの各種一般介護予防教室の開催に加え、このフレイル予防対策事業につきましては恒常化を図っていくこととしております。

市民の皆様には、各種事業への積極的な参加をお願いするものでございます。

次に、アフターコロナを見据えた活性化の推進ということでお尋ねがございました。産業の振興施策の今後の展望につきましてお答えをさせていただきます。

アフターコロナを見据えた活性化施策といたしましては、主にコロナ禍の影響が深刻な観光業を中心とした施策を推進していきたいと考えております。

近年進めてきました滞在型観光のさらなる推進に向けて、今年度から配置いたしました地域連携マネージャーを中心に、SNSやインターネット、メディアによる観光情報の発信やツアー企画、宿泊プランの造成、さらには体験プログラムの開発を行い、交流人口の増加と観光消費額の向上を目指してまいりたいと考えております。

具体的には、株式会社ROBOZとの連携による子供も参加できるドローンレース大会の体験や、和紙を使った製作体験、着物を着て茶会体験、市内での宿泊を併せたツアープランの造成などを企画し、アフターコロナに向けた準備を進めてきておるところでございます。

今年2月に、友好交流都市である台湾高雄市で開催されたランタンフェスティバルでは、美濃和紙あかりアート作品を100点展示をいたしました。現地新聞各紙で大きく取り上げられ、大変好評を得たところでございます。今後のインバウンド誘客にも期待が繋がるものとなりました。

また、市街地におきましては、事業者自らの企画・立案によるマルシェが催されるなど、民間の力でにぎわいを創出いただく傾向もあり、引き続き、空き店舗や空き家を活用して出店をする事業者への支援により、市街地の活性化に努めていきたいと考えております。

本市の伝統産業である手すき和紙産業につきましては、世界に誇る文化でもあります。今後も引き続き県と連携し、美濃和紙のブランド化を進め、生業となる産業化を目指し、和紙職人の育成と国内外へのPRに努めてまいります。

また、長引くコロナ禍において、商業やサービス業では業務転換や商品開発に取り組み、事業継続に向けた努力をされた事業者も多く見られました。この状況を踏まえ、特産品の開発や業務転換、事業継承などのSDGsへの取組に対する支援を行い、民間活力の創出や事業の継続を促すことで地域経済の活性化を図ってまいりたいと思っております。

次に、安全・安心の推進の中で、道路整備計画などのインフラ整備や土地利用についての御質問にお答えをさせていただきます。

市道の整備計画につきましては、通学路の合同点検を踏まえた交通安全対策でもある極楽寺・中野線の道路改良事業を昨年度事業化したところであり、また議員御指摘の笠神・丸山線は、通行者が安全で安心して通行できる幅員9メートル以上の道路を整備することにより、

民間投資・需要を喚起し、新しい企業を誘致しつつ、若い世代が住み続けられるよう、働ける場所の確保を目的に整備をしたいと考えております。

ほかにも、国土強靱化を進めるに当たり、道路施設の集中的な老朽化対策や橋梁の長寿命化対策を行いながら、市民が安全で安心して生活できるよう努めてまいります。

土地活用につきましては、向こう10年間の美濃市全体の土地利用や土地活用の方針を定める都市計画マスタープランを、令和5年度の見直しに向けて令和4年度から着手し、併せて基礎資料となる現況の航空写真データの整備を図ってまいります。

また、土地区画整理事業では、安全で安心して生活できる居住環境の整備、活力ある新市街地の形成を図るために、現在進めている吉川地区、生櫛地区、大矢田・極楽寺地区の3地区の事業の促進を図り、さらには事業化を検討している松森東地区に関しましては、引き続き支援をしてまいります。

加えて、優良宅地供給促進奨励制度では、民間活力による安全で安心な住宅地の整備を推進してまいります。

また、議員御指摘の蕨生大島地区の土地は、市が購入し市有地とした上で、（仮称）新大矢田トンネルの掘削残土受入れ地とした土地でございます。令和4年の年内に埋立てに伴う処理が完了することとなっております。この土地の今後の活用につきましては、全体計画はまだ確定はしておりませんが、現在、関警察署の派出所の建設候補地、隣接する本美濃紙の家旧古田行三郎の見学者用の駐車場、あるいは公園、また地域における買物難民対策施設などを検討してまいりたいと考えております。

最後の質問でございますけれども、SDGs、カーボンニュートラル、DXの推進に係る推進方針はどのようなことについてお答えをさせていただきます。

現在、世界的に大きく3つの点で変革の時期を迎えております。

1つ目は、SDGs（持続可能な開発目標）でございます。議員御説明のとおり、これは、地球上の誰一人取り残さない社会の実現を目指す国際目標でございますけれども、人口減少、地域経済の縮小などの課題を抱えている地方自治体におきましても、SDGsを原動力として地方創生を推進することが期待されております。昨年度策定した第6次総合計画におきましても、既に各施策とSDGsの17の目標との結びつきを明らかにしておりますが、SDGsの理念を、職員はもとより市民や事業者の方にも広めていくことで、一人でも多くの市民がSDGsの実現に向けた行動を起こせるような美濃市を実現したいと考えております。

2つ目は、カーボンニュートラル（脱炭素）のことでございます。近年、世界中で気候変動が一因と考えられる甚大な豪雨・台風災害や猛暑が頻発していることを背景に、2015年のパリ協定において、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べ2度C未満に保つことが、世界共通の目標として掲げられました。これを受けて、国は2050年までに国内の温室効果ガスの排出を実質ゼロにする方針を表明し、環境省から脱炭素に向けた地域の取組例が示されました。例えば一般家庭では、ごみの減量や太陽光発電の導入など、事業者では、省エネ設備の導入など、行政では、公共施設の省エネ性能の向上などがあります。市民、事業者、行政

等がそれぞれの立場でできることから取り組むことによって、地球規模の課題に貢献できる美濃市を実現したいと考えております。

3つ目は、DXでございます。国は、一昨年の12月にデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針を閣議決定し、昨年5月に関連法案を成立させ、同年9月にデジタル庁を発足させました。総務省の自治体DX推進計画では、デジタル社会の実現のために、住民に身近な行政を担う市区町村の役割は極めて重要とされております。今後、国や県の指導の下、住民基本台帳、税、医療、福祉などの20業務に関するシステム標準化の推進と各種行政手続のオンライン化の推進が求められています。少子高齢化や人口減少が進行する中においても、デジタル技術を活用し、市民の利便性が高い美濃市を実現したいと考えております。

このため、美濃市では、SDGs、カーボンニュートラル、DXを推進するため、官民協働の協議会を立ち上げ、これらの3つの課題の解決に向けて、行政、市民、事業者がそれぞれの立場で取り組んでいくアクションプランを来年度中に策定をしまいたいと考えています。

大変多くの御質問をいただきましたけれども、このような考え方で令和4年度は進めてまいりたいと考えておりますので、多くの皆様の御支援と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤好夫君） 教育長 島田昌紀君。

○教育長（島田昌紀君） おはようございます。

御質問の6点目、小・中学校児童・生徒が美濃市の将来を担う子供としてたくましく成長できるための教育についてお答えをさせていただきます。

変化の激しい未来を生きる子供たちには、自分の力で困難を乗り越える力や変化に柔軟に対応し、たくましく生き抜く力が必要です。この力は、夢を持ち、自分の未来を自分で切り開く力や将来の美濃市の担い手となる力にもなると考えています。

美濃市の将来を担う子供たちがこうした力を身につけ、美濃の学校で、また美濃の地でたくましく成長するためには、まず美濃市を知り、美濃市に魅力を感じることに。2点目に、美濃市の人、自然、企業などを通して将来への夢を育むこと。3点目に、夢を実現するための能力や態度を身につける教育を推進することが大切であると考えています。

最初的美濃市を知り、美濃市に魅力を感じる教育を充実させるために、小学校で使用する社会科副読本をデジタル化して、ドローン映像や最新の統計資料を1人1台タブレット端末で利用できるようにします。そして、映像を通して、ふだん見られない視点から美濃市について学ぶことや、デジタル資料をタブレットで加工して、学んだことをまとめる活動ができるようにし、これまで以上に美濃市を深く知り、魅力を感じられるようにします。

2点目の美濃市の人、自然、企業などを通して将来への夢を育む機会として、小学校6年生の希望者を対象に、夏休み中に夢わくわく体験事業を実施します。実際に美濃市内で事業を展開している方々に御協力いただき、最先端技術、自然、伝統文化、国際理解などに関連することをじっくり体験できるメニューを用意するとともに、夢を持ってその事業に携わっ

ている大人から、美濃市で夢の実現が目指せることについても学べるようにする予定です。また、姉妹都市である北海道士幌町を訪問し、大規模農業や大規模酪農を体験し、視野が広げられる事業も行います。

3点目の夢を実現するための能力や態度を身につける教育として、ICT教育と英語教育にさらに力を入れていきます。インターネットでつながれば、地方からでもグローバルな事業が展開できる現代において、ICTや英語を駆使して、美濃市から世界に向けて事業展開する人材の育成を目指します。そのために、1人1台タブレット端末を活用した授業場を増やすとともに、外国人英語指導助手を小・中学校に各1名増員します。中学校では、2校ともに外国人英語指導助手が常駐する環境になりますので、授業で学んだ英語をいつでも活用できるようになります。

最後に、児童・生徒が、夢と希望を持ってたくましく成長するためには、学校、保護者、地域が手を携え、協働して児童・生徒に関わることで、より効果が上がります。そのため、来年度から始まる学校運営協議会を中心に、地域ぐるみで、子供たちがたくましく成長できる教育の実現を目指してまいります。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 11番 太田照彦君。

○11番（太田照彦君） 市長、教育長におかれましては、それぞれの項目につきまして、力強い答弁を誠にありがとうございました。

そこで、市政クラブとして、意見や要望を少し述べさせていただきます。

「一人ひとりが挑戦 夢かなえるまち」の実現に向けて、2期8年の経験を生かした武藤市政がスタートいたしました。厳しい財政状況とコロナ禍の中、各施策を実行しながら第6次総合計画に取り組むといった大変な市政運営の真ただ中にあるかと思えます。

しかしながら、こういった状況だからこそ、ただいま述べられました様々な施策の取組に対する市民の期待は大きいものがあります。

福祉の向上はもちろんですが、特にコロナ禍において、一生懸命に頑張っている子供や生徒たちが、美濃で学び、美濃で働き、美濃で暮らせるようなまちを、行政、市民が一体となってつくり上げていかなければなりません。一人でも多くの子供が美濃の魅力をしっかり感じ、美濃市を担っていつてくれることを期待しながら、私たち市政クラブ一同、引き続き会話と現場主義の下、市長・職員一丸となって、様々な問題に取り組んでいただけますことを心よりお願い申し上げ、市政クラブ代表質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤好夫君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時25分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 皆さん、おはようございます。

しっかりした代表質問の後ですけれども、またお付き合いのほどよろしく願いいたします。

私は、発言通告に従いまして一般質問3点。斎場における残骨灰の取扱いについて、成年年齢が18歳に改正されることについて、小学校教科担任制についての3点を一問一答で行いますので、よろしくお願いいたします。

最初に、斎場における残骨灰の取扱いについて。

本年1月26日の岐阜新聞の社説総合面に「遺灰の貴金属自治体で活用」という見出しで、故人を火葬した後の遺灰から貴金属を取り出し活用する動きが各地の自治体に広がっている。背景にあるのが、近年の貴金属の価格上昇だ。遺族感情を踏まえて慎重姿勢の自治体もある一方、貴金属や遺灰の売却に踏み切った自治体は、死者の尊厳に配慮しつつ、厳しい財政状況の改善に充てる考えだ、こんな書き出しで始まる記事が掲載されました。

今年に入ってからですが、私が交流があります岐阜市の市議会議員さんのユーチューブ動画の中にも岐阜市の取組、こういったものがありまして、関心を持っていたところにちょうどタイムリーにこんな記事が出まして、美濃市の実情を調査して取り組む必要があるんじゃないかなということで、今回の一般質問として取り上げました。

今までの葬儀に関する理解としては、葬儀告別式を終えた遺族は、斎場にて火葬後、骨上げにより遺骨を骨つぼに納めた後、家族単位で故人の納骨を進めていくという認識でしたけれども、この記事等によって、骨つぼに納めた後に残った、いわゆる残骨灰の処理に取り組むべき課題があることに気づかされました。

そこで、美濃市火葬場条例施行規則、第10条、焼骨の引取り、第1項で、使用者は市長が指定した日時に収骨し、焼骨を引き取らなければならない。第2項では、市長は、使用者が前項の指定するときまでに焼骨を引き取らない場合は、これを処分することができるというふうに定めてあります。残骨灰や、それに含まれているとされている有価物等の所有権やその処分については、特に明確に定められていないというふうに読み取れました。

この質問には、美濃市斎場やすらぎの丘を所管する民生部長に答弁を求めたいと思います。

そこで最初の質問になりますが、現状の残骨灰の処理はどのようなか答弁を求めます。

○議長（佐藤好夫君） 民生部長 小森誠君。

○民生部長（福祉事務所長）（小森 誠君） 皆さん、おはようございます。

斎場における残骨灰の取扱いについての1点目の御質問、現状の残骨灰の処理についてお答えをいたします。

美濃市では、令和2年度の火葬件数が267件あり、残骨灰は人灰が857キロ、動物灰が92キロ、金属類が81キロ、合計1,030キロございました。残骨灰には、焼骨のほかにひつぎや御遺族が入れられて燃えなかった副葬品の燃え残り、ひつぎのくぎ、歯科診療などに使用される金属、石灰が含まれております。これらの残骨灰は、専門の業者に処理を依頼しております。残骨灰は、残骨と金属、石灰などに分別し、残骨については供養後、霊園の納骨堂に納

骨しております。その他のものについては、業者において適正な処理をしております。

[9番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 今の答弁によって、令和2年度には年間を通して約1トンの残骨灰があり、処理は専門業者に依頼をして、残骨、金属などに分別をして、残骨は供養した後、霊苑の納骨堂に納めているということが分かりました。

再質問をお願いします。3点伺います。

1つ、残骨灰は、年間何回処理・回収されるのでしょうか。

2つ目として、また専門業者に依頼されているということでしたけれども、委託料、あるいは処分費用というのか、そういったものはいかほどで、こういった契約になっているのでしょうか。

3番目として、霊園の納骨堂に納めるというふうな答弁がありましたけれども、この施設は専門業者の所有している施設でしょうか。

以上、3点について再質問をお願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 民生部長 小森誠君。

○民生部長（福祉事務所長）（小森 誠君） ただいまの再質問3点についてお答えをいたします。

まず最初に、残骨灰の年間の収集回数でございますが、6月、10月、2月の年3回の収集をお願いしております。

次に、費用につきましてですが、手数料として、令和2年度は年間税別で2万5,000円支払っております。今年度も同額を支払う予定でございます。

また、業者に依頼しております要件は、収集回数、収集時の礼節、分別、供養後の納骨、お骨以外のものにつきましての適正な処理をお願いしております。

最後に、納骨堂に関します件ですが、納骨は業者が契約しております宗教法人の納骨堂となります。以上でございます。

[9番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） ありがとうございます。

処理についての状況は理解できました。

それでは、2つ目になりますけれども、有価物に対する取扱いということで、先ほども説明がありましたけれども、主に歯の治療に関することになるとは思いますけれども、故人が生前に治療を受けたときに体内に存置された金、銀、パラジウムといった金属は、御遺体の火葬後にも有価物として残るわけですが、こうした有価物に対する取扱いはどのようになっているのか答弁を求めたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤好夫君） 民生部長 小森誠君。

○民生部長（福祉事務所長）（小森 誠君） 2点目の御質問、残骨灰に含まれる有価物に対

する取扱いについてお答えをいたします。

残骨灰に含まれる有価物に対する取扱いを示したものではありませんが、御遺族には、事前にひつぎの中には貴金属製品や金属類などの副葬品類を入れないよう文書にて御協力をお願いしており、骨上げの際にも御遺族に引取りをお願いしております。残されたものにつきましては、業者が適正に処理をしている状況でございます。

[9番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 私も昨年11月に義理の母を亡くして、美濃市の斎場でお世話になりましたけれども、残骨灰がどのように処分されているのか、また残骨灰に含まれている、そういったことに思われる有価物についても何の疑問を抱くこともなく、火葬の流れとして火葬の後、遺骨の部位の説明などを受け、焼骨を骨つぼに納めて、そして火葬場を後にしました。今思うと、残った遺灰、つまり残骨灰がどのように処分されるのかというような説明はなかったように記憶しております。

そこで、3番目の質問になりますけれども、遺族への説明はどのようにされているのか、答弁を求めます。

○議長（佐藤好夫君） 民生部長 小森誠君。

○民生部長（福祉事務所長）（小森 誠君） 3点目の御質問、遺族への御説明についてお答えをいたします。

残骨灰の取扱いについて、御遺族からお問合せがあった場合は、供養後、霊園の納骨堂に納骨等していることを説明しております。

[9番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 私どもがそうであったように、大方の方はそういうことにあまり関心を持ってみえないというか、悲しみのほうが優先しますので、そういった形でこういった質問はないかと思いますが、これからまたこういった質問なんかを機に、気にされる方が出てくるかも分からないと思います。

今までの質問と答弁の中から、遺灰の処分を委託業務として継続していくことについて、今回の場合は委託というか、処分という形でお願いしているということですが、検討を要する必要があるんじゃないかなということを感じております。

ここで、財政面への補填という部分で考えますと、岐阜市の例ですが、令和元年度の事例を参考にさせていただきますと、残骨灰というのを入札でその処理をお願いしております、入札の結果は約5,800万円という結果が出ております。年間の死亡者数は4,600人ということでしたので、超概算ですけれども、1人当たりになりますと約1万円ぐらいこういった有価物が発生するということが計算上で分かると思います。

美濃市では、令和2年度にお亡くなりになった方というのは、先ほどの答弁で267名ということでお聞きしておりますので、同じような残骨灰に含まれる有価物として考えると、お

おむね250万円程度が見込めるんじゃないかなというふうに考えられると思います。斎場の今後の維持管理費等、こういったものを収入として、歳入として考えた場合には財源として期待ができるんじゃないかな、また期待できるところだなというふうに思っているところがあります。とは言いながら、御遺体に関することでもありますので、遺族の感情を考えますと、丁寧な対応を講ずる必要があることは言うまでもないと思います。

また、岐阜市では、斎苑の運営についてというアンケートを実施されておりまして、残骨灰に含まれる有価物等も紹介されながら、その取扱いについて皆さんのアンケート結果をホームページに公開をして市民の理解を得る、こんな努力をしてみえます。こうした残骨灰に含まれる有価物ということは、財政面においても非常に、額はそんな多くないかも分かりませんが、取扱いについては今後しっかり考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

こうしたことを踏まえて、今後はどのような取扱いを考えてみえるのか、答弁をお願いします。

○議長（佐藤好夫君） 民生部長 小森誠君。

○民生部長（福祉事務所長）（小森 誠君） 4点目の御質問、今後の取扱いについてお答えをいたします。

残骨灰とは、収骨されなかったお骨や灰となりますが、これらのものにつきましても、御遺骨と同様に故人の尊厳や御遺族の心情に配慮した取扱いをしていかなければならないと思っております。こういった考えの下に、現在、依頼業者において、まず火葬場で残骨灰を収集する際には、拝礼を行う等礼節をもって執り行い、それを残骨、灰、金属に分類した上で、残骨については年に1度供養祭を執り行うなど、丁寧な供養をした上で霊園への納骨を行っており、今後も同様な取扱いをしたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

[9番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 答弁では、今後も今までと同様な取扱いをしていきたいということでした。ちょっと私の思っている、直接質問の項目として、これを財源として生かすかどうかという質問をしていたわけではありませんので、今までと同様というような形の答弁だったかと思えますけれども、私自身としては、今回この案件を一般質問で取り上げた背景に、昨今話題になっている遺灰の貴金属が全国的に活用されているということに加え、令和4年度予算編成方針の中で、徹底した歳入の見直しと負担の適正化等という項目の中に、一般財源の確保に向けて新たな財源の掘り起こし、それから創意工夫による自主財源の確保に努めるというような記述もありましたし、また今定例会の冒頭の施政方針の中でも、持続可能な財政運営について自主財源の確保が大きな課題であり、こういった財源でまた公共施設の整備・更新も念頭に置きながら今後に備える、こういった課題も必要であるというようなことを市長自らお述べになりまして、金額は、先ほども述べましたが少ないかもしれませんが

ども、これらの実現に少しでも貢献できるんじゃないかなという、そんな思いもあって提案ではありませんけれども、今後の取組ということで質問をさせていただきました。

最後の答弁の中に、今後も今までどおりと変わらないという方向を答弁されるということはおそらく夢にも思っていないでして、期間を決めながら、検討しながら、有効活用ができるように取り組みたいというような形を期待しておったんですけれども、ちょっと残念かなというふうに思っております。

これは、民生部長に質問しても、民生部長の答弁にはなかなか難しいところだと思います。ここでは本当は武藤市長に、こういった自分が示された方針と真逆とは言いませんけれども、消極的な答弁があったということで、本当は直接話を聞かせていただけるといいかなとは思いますが、これも発言通告にない方へのお願いということになりますので、また機会を改めて、取組については別の機会でただしていきたいというふうに思います。

それでは、2番目の質問に移りたいと思います。

成年年齢が18歳に改正されることについて、最初に、市としての対応はどのようなかについて総務部長にお尋ねしたいと思います。

我が国では、明治9年以来、成年年齢は20歳とされてきました。近年、公職選挙法の選挙権年齢が18歳になり、国政上の重要な事項の判断に関して18歳、19歳の方を大人として取り扱う政策が展開されてきました。こうした政策を踏まえ、市民生活に関する基本法である民法においても、18歳以上の人を大人として扱うのが適当であるという議論が生まれ、世界的に見ても成年年齢18歳が主流という流れも踏まえて、成年年齢を18歳に引き上げるということになったというふうにされています。

140年ぶりに改正される18歳成年となる民法の主な改正点は、女性が結婚できる年齢が16歳から男性と同じ18歳に引き上げられること、それから親などの同意を得なくてもクレジットカードやローンの契約ができること、有効期間10年のパスポートが取得できること、日本と外国両方の国籍を持っている方は国籍の選択ができること、同一性障がいの方の性別変更の申立てができることなどが上げられています。ただし、飲酒・喫煙、公営ギャンブル、競輪、競馬、競艇、オートレースの4つですけれども、これは従来どおり20歳未満禁止、それから国民年金の加入資格は従来と同じ20歳であることというような、変わらない部分もあります。

また、少年法も改正されて、18歳、19歳は、特定成人として位置づけられ、17歳以下とは異なる扱いになって、場合によっては実名や顔写真報道なんかも可能であるというふうになっています。

成年年齢の変更に敏感な部分として、晴れやかに成人をお祝いする成人式を何歳で行うのかについては、関係する年代を子に持つ御父兄にとっては大きな関心事であると思います。また、自治体にとっても成年年齢が18歳に引き下がるということで、関係する条例や規則をはじめとする例規のチェックも気になるところであります。

こうしたことを踏まえて、市としての対応はどのようなか、総務部長に答弁を求めます。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 瀨瀨敬久君。

○総務部長（瀨瀨敬久君） 皆さん、こんにちは。

それでは、辻議員のただいまの御質問、成年年齢が18歳に改正されることに伴う市の対応についてお答えをいたします。

成年年齢引下げにつきましては、民法の改正に伴い、本年4月1日から施行されることになっております。これに伴い、市の条例、規則等例規への影響につきましては、改正を必要とする規則がございますので、4月1日の施行に向け事務を進めているところでございます。

議員の発言にもありましたとおり、成年になるということは自己決定権が与えられ、親の同意がなくても様々な契約ができるようになり、例えば携帯電話、クレジットカード、ローンなどの契約が可能となり、その責任は自分自身で負うこととなります。そうしたことを社会経験に乏しい18歳の若者が担うことは非常に危険であり、またトラブルや犯罪に巻き込まれる可能性も高く、注意が必要だと考えます。

市といたしましては、近い将来成人を迎える小・中学校の児童・生徒が消費者としての基本的な権利と責任について理解を深めるための教育を推進するとともに、広報、ホームページ等で消費者情報の周知や啓発を引き続き行ってまいります。

〔9番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 9番 辻文男君。

○9番（辻文男君） 今の答弁の中に、改正を必要とする規則があるということですので、これは速やかに事務を進めていただいて、4月1日の施行に対応していただければいいのではないかなというふうに思います。

また、広報等につきましては、やはり今年に限らず、継続的に知らしめていくということが大事だと思いますので、こういったことも配慮して進めていっていただきたいというふうに思います。

それでは、成年年齢18歳に改正されることについての2点目、成人式についてのお考えについて、教育次長にお話を伺いたいと思います。

成年年齢18歳への引下げに一番関心が示されるのは、先ほども少し冒頭で述べましたが、成人式についてじゃないかなというふうに思います。今までは、成年を迎える対象者から実行委員が決められ、計画して実施されてきた成人式ですけれども、特に女性にとっては日本髪に振り袖という晴れ着のために、早い人では着物のレンタルや着つけ、美容室の予約など1年、場合によっては持込みの振り袖なんかを予約するには2年前からというふうに聞いております。私も孫が今年高校を卒業するんですけども、早速2年後の成人式の着つけの予約ということで、この間うちから振り袖を持っていきましたので、本当に親にしてみると結構関心事が高いんだなということを身近なところで実感しているところです。18歳か19歳か、今までどおり20歳か、どの時点で成人式を行うか知りたい方、これは大変多くお見えになるんじゃないかなというふうに思います。

そういう美濃市では、2019年12月の発行された広報「みの」で、令和4年から成人年齢が

引下げになります。美濃市では、それ以降も20歳を対象とした20歳の式（仮称）ということで予定をしていますと、ページの下の隅っこのほうにちょっと公表されています。詳細については、まだ発表されていないのが現状だと思います。

そこで、2番目の質問になりますけれども、成人式についての考えはどのようなか、教育次長に答弁を求めます。

○議長（佐藤好夫君） 教育次長 井上博司君。

○教育次長兼教育総務課長（井上博司君） それでは、2点目の成人式の考えについてお答えをさせていただきます。

国は、18歳、19歳の自己決定権を尊重することで、若者の積極的な社会参加を促すとして民法を改正し、本年4月1日から成年年齢を20歳から18歳に引き下げます。成人式につきましては、関係者の皆様から御意見を聴取し、次のように考え、令和元年12月の市広報でお知らせをさせていただいたところですので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

成人式の対象を18歳とした場合、多くの対象者は高校3年生であり、18歳は就職や大学受験など将来の進路を決めていく大事な時期であることなどから、従来の成人式は行わないことを決定いたしました。

一方、20歳は、将来の人生に展望を持ち、本格的に人生を歩み始める時期として、それを祝福、歓迎すること、また中学時代の旧友とお互いの成長を確かめ合う機会は大切であることなどから、20歳を節目に思い出に残る式典として、市内及び美濃市出身の20歳となる方を対象に、二十歳を祝う会を従前と同時期に開催をしていく考えであります。以上です。

〔9番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 18歳では成人式を行わず、二十歳になるときに20歳を祝う会として、従来の成人式に準じて同じ時期に開催することを再確認できました。

成年という位置づけで、権利や義務が18歳から発生することになっても、こうしたきっかけになる特別な式典がない、そんな状況の中で本当に彼らが自覚できるかということについては、この18、19という年代では大変難しいような面があるような感じがしております。二十歳を祝う会で成年を実感するまでの2年間は、私たち大人がしっかり責任を持って彼らを見守っていく、そういう使命を肝に銘じることが必要であるというふうに強く思います。

こういったことを考えますと、誕生日などの節目節目、あるいは広報するだけではなく、個人への啓蒙活動や意識づけの機会を設けるなど、行政として、少しでもこういった成人としての意識が定着あるいは自覚できる、そういった取組に期待したいと思っております。

成年年齢を18歳とする改正民法は4月1日から施行ですから、できるだけ早い時期に当該年齢の皆さんや御家族、特に18、19の方については式典は二十歳になりますが、やはりこういった責任あるいは義務が発生しますよというようなことをしっかり伝えていただいて、周知・広報を実施していく、こんなことをお願いしてこの質問を終わりたいと思います。ぜひ、よろしく対応のほうをお願いしたいと思います。

それでは、最後、3番目の質問になります。

小学校の教科担任制についてであります。中教審、中央教育審議会の答申によりまして、小学校高学年からの教科担任制を令和4年度をめどに本格的に導入する必要があるとされたことを踏まえて、この4月から小学校の高学年に教科担任制が導入されるということになっています。その目的として、中教審の答申に上げられているものとして、1. 児童の学力の向上、2. クラスに複数の教師が関わることで、多面的に児童を見ることが出来る。3. 中1ギャップの緩和、4. 教科担任が受け持つこまを授業準備や校務に充てることで、教員の労働環境の改善が期待できる働き方改革、こういうことが上げられています。

最近の傾向として、塾通いは当たり前になっている流れからして、教科担任制の導入に関心をお持ちの御父兄というのは、成り行きに注目されているんじゃないかなというふうに思います。我が子の学校や学習に対しての関心度というのは、人、家庭、それぞれによって大きく異なりますけれども、今回のように学級担任制から教科担任制に授業の仕組みや学校のシステムが変わるときには、やっぱり積極的な情報発信が必要だと思いますし、それをすべきだというふうに思っております。

そこで、最初の質問になりますけれども、教科担任制実施に向けての現在の取組はどのようなか、教育長に答弁を求めます。

○議長（佐藤好夫君） 教育長 島田昌紀君。

○教育長（島田昌紀君） それでは、教科担任制実施に向けた現在の取組についてお答えさせていただきます。

国が導入する教科担任制は、県から教科担任専門職員の配置がなければ実施できませんので、その配置を要望していますが、市としては現在、独自に教科担任制に近い取組を行っています。市内の小学校には、学級担任以外で授業ができる職員がそれぞれ2名ずつ配置されています。1名が教頭、もう一名が教務主任を担っています。この2名が専門としている教科や指導経験に基づいて、教科担任としての指導に当たっています。

また、学級担任同士が指導する教科を入れ替えることで、教科担任として指導することも取り入れています。市内全体では、今年度、国語・書写・社会・理科・英語・図工・音楽・体育・家庭科、この9教科において週当たり、合計ですが96時間が教科担任として指導されています。さらに、専科指導の専門性を大切にする取組として、市独自に日本人英語指導助手と少人数指導員を早くから導入しています。英語においては、小学校3・4年で年間各35時間、5・6年で年間各70時間の授業がありますが、市内全小学校において、また全ての授業時間で、日本人英語指導助手が専科指導助手として指導に関わっています。また、算数においては、少人数指導員が担当する少人数授業の教科担任として指導に当たっているところ です。

〔9番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 県の教育委員会からの専門職員の配置がなければ実施ができない状況

という部分は十分理解いたしました。しかし、当市として今まで実施してきた少人数教育の実績、こういったものなど様々な対応を試みえたことから、十分対応できる環境にあるということは明るい材料ではないかなというふうに認識をしました。

もともと美濃市では、学級担任のほかに支援員や補助員を配置する少人数指導教育推進の先進的取組、こういったものを実践して成果を上げている。これは、私どもが所属しております民生教育常任委員会の中でも現場で確認をさせていただいておりますけれども、そういう中で、今回教科担任制の導入が決まったということは、まさに美濃市が進めてきたことの拡大推進というか、充実について大きなチャンスが来たのではないかなと、こういった制度として位置づけられるものだというふうに考えております。

こうしたことを踏まえまして、教職員の働き方改革に有効な制度として、教科担任制導入についてどのように考えてみえるのか答弁を求めます。

○議長（佐藤好夫君） 教育長 島田昌紀君。

○教育長（島田昌紀君） それでは、教職員の働き方改革を踏まえた教科担任制導入についてお答えさせていただきます。

教科担任制の導入につきましては、議員が御説明されましたとおり、働き方改革に有効な制度ですので、国や県においては早期にその教員を美濃市へ配置していただきたいと考えております。理由といたしましては、教科担任制により配置教員が増えることで、1人の教師が受け持つ授業時間数及び準備をする教科の数が軽減されることから、特に授業時間数の多い高学年の学級担任にとっては、勤務時間内に授業の準備や成績処理に使える時間を増やすための手だてになりますので、県からの教員配置がありましたら積極的に導入していきたいと、そのように考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 9番 辻文男君。

○9番（辻文男君） こうした小学校の教科担任制の導入ということに加えて、プラスの成果として教職員の皆さんの働き方改革につながっていくということに向けての本市の取組、あるいは導入に向けての考え方については理解をさせていただきました。

実際に、こういうシステムを導入する、これに関係する子供さんをお持ちの御父兄にも、こうしたことをしっかりと理解していただきながら、専門教員の配属が得られ、実際に運用が開始されるまでにはまだ時間があると思いますので、その間に、十分理解が得られるような説明や情報提供、こういったことが必要だと思いますので、研究と同時に、こういった広報、理解を得るための活動にも精力的にまた取組をお願いしたいというふうに思います。

教育の充実ということは、ある意味、人口減少の歯止めにも一番実効性があるような施策ではないかなというふうにも思っております。児童の学力向上はもちろんのこと、職員の働き方、教職員の働き方改革と併せて成果につながる教科担任制として、美濃市が先進の取組となる、こういったことで脚光や注目を集める、そんな取組となるように期待をしたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問は終わりますが、今回は成年年齢18歳とか、教科担任制とかといったシステム的な変更がある場合には、やはり市民の皆さんに広報に載せるだけとか、チラシを配るだけとか、こういった形で一過性で終わるのではなく、やはり日々、あるいは機会を持ちながら広報をして十分な理解が得られる努力を、当たり前のことですがこれからも続けていっていただきたい、こんなことをお願いしながら終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（佐藤好夫君） これより昼食のため休憩いたします。午後1時から会議を開きます。
休憩 午後0時07分

再開 午後1時00分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、令和4年3月11日は、東日本大震災発生日から11年に当たります。追悼の意を表するため、震災の発生時刻である午後2時46分に黙祷をささげたいと思いますので、議場内の皆様は御協力いただきますようお願いいたします。

また、議事の最中に時間となりましたら、議事を中断いたしますので御了承ください。

次に、2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） 皆さん、こんにちは。

発言通告に従いまして、私は、中学校の制服について教育長にお伺いいたします。

2015年に文部科学省から「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」という文書が通知されました。そして2016年には、教職員の理解を促進することを目的とし、児童・生徒に対するきめ細やかな対応等の在り方や具体的な取組方等について、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について（教職員向け）」という資料が発表されました。この資料は、学校生活の各場面での支援について、服装、髪型、更衣室、トイレなど多岐にわたり、具体的な場面についての支援事例等が示されております。社会的にジェンダーの見直しが進み、ジェンダーレスについての理解が進んで、多様性というものが認められるようになってきました。そんな社会状況の中で、制服の在り方についてもいろいろな見直しがされるようになってきました。

皆さんも御存じのように、関市では新しい制服が決まるようです。1月30日の岐阜新聞ウェブの記事には、関市の服装について次のように書かれてありました。関市の全中学校が、2023年度から性別に関係なく着られるジェンダーレス制服に統一するのに併せ、新しい制服のデザインを決めるコンテストが市役所などで2月21日まで行われておる。3種類の制服から、生徒や保護者、市役所来庁者らが投票で選ぶ。市教育委員会は、制服を市民の投票で決めるのは珍しいのではと話す。

制服変更は、中学校校長会や市教委でつくる市中学校制服変更「夢プロジェクト」協議会が進めている。男女とも上着はブレザーを採用し、スラックスとスカートは性別問わず自由に選択できる。新制服は、LGBTQ（性的少数者）など多様な性への理解が広がっている

のを受けた対応。

市内の小・中学校に寄せられた性に関する相談は、制服の悩みが一番多く、1年前から具体的な見直しを検討してきた。2023年4月以降の入学生は新制服を購入し、それ以前に現在の詰め襟、セーラー服を購入した生徒は買い換えることもできる。2年間は移行期間として現制服と新制服を併用し、2025年度からは新制服に統一するという記事でした。

これはあくまでも一つの例になりますが、美濃市の中学校の制服についても、ジェンダーレス、多様性等の面から検討しなければいけない時期に来ていると考えるのは私だけではないと思っています。

そこで教育長にお尋ねいたします。

中学校の制服の在り方について、今後どのような対応を考えていくのかお聞きいたします。

○議長（佐藤好夫君） 教育長 島田昌紀君。

○教育長（島田昌紀君） 皆さん、こんにちは。

それでは、中学校の制服の在り方について今後どのように考えていくのかにつきまして、お答えさせていただきます。

制服の在り方につきましては、議員御指摘のLGBTQなどの性の多様性への配慮、またジェンダーレス化、ほかにも保護者の経済的負担の軽減、学校での制服着用場面、またコロナ禍における制服の取扱い等、大切にしなければならない視点が幾つもあると認識しています。

このような視点から、現在の市内の中学校の制服を見たとき、今後の制服の在り方について検討する時期に来ていると考え、現在その準備を進めているところです。また、市のPTA連合会でも、令和2年度から制服についても話題に取り上げられ、意見交換等を行ったと聞いております。

今後の市内中学校の制服の在り方につきましては、主役である生徒、費用負担をする保護者、学校運営を担う学校の三者が、お互いの立場や多様性を理解しつつ、制服のよりよい在り方を見つけることが望ましいと考えておりますので、まず令和4年度は、よりよい制服の在り方について検討を進めてまいります。

〔2番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） 御答弁ありがとうございます。

今、答弁の中に、市内の中学校の制服の在り方について慎重に検討する時期に来ていると、現在その準備を進められ、令和4年度中には制服の在り方についてよりよい方向について検討を進めるという御答弁でしたので、今後の進捗状況を見守っていただけらなあと考えております。

この問題は、ただ制服を変えればよいというわけではないと思っています。御答弁のように、様々な視点や観点からの検討が大切になってきています。今後、関係する児童・生徒の皆さんや保護者の方々の意見に耳を傾けられ、2つしかない中学校の制服について、美濃市

としての方向性を持ちながら丁寧に議論されることを期待しております。

これで私の今回の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤好夫君） 次に、1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 皆さん、こんにちは。

発言のお許しをいただきましたので、私は通告に従い、一問一答形式で、1点目、長良川遊水地計画（横越地区）について1つの質問を建設部長に、2点目、美濃市健康文化交流センター駐車場について1つの質問を民生部長に、3点目、文化が息づく観光まちづくりについて3つの質問を産業振興部長にいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、1点目の長良川遊水地計画（横越地区）についての質問です。

防災・治水の問題は、市民皆様の生命と財産に直接関わる重大な案件でありますので、長良川遊水地計画（横越地区）については段階ごとに質問を行いたいと考えております。

本市においては、昭和34年の伊勢湾台風や平成16年の台風23号の洪水で、長良川、板取川をはじめ中小河川においても、河川堤防の決壊や越流などの氾濫により甚大な被害に見舞われております。この治水に関する事項として、美濃市においては令和元年5月20日、木曾川水系流域委員会において、長良川に整備する遊水地候補6か所から本市の横越地区が選定されました。令和2年3月31日には、木曾川水系河川整備計画の変更により位置づけられ、計画が進められることとなりました。

長良川遊水地計画（横越地区）の令和2年度の事業では、流域住民の皆様が不安を抱いている左岸道塚堤防の地質調査が、予定の2断面3か所から3断面3か所に増やして実施され、その調査結果が報告されました。そして令和3年度の計画では、引き続き調査や検討を行っていると考えております。

ここで質問です。

長良川遊水地計画（横越地区）について、現在の進捗状況と今後の予定、計画はどのようなか、建設部長にお尋ねします。

○議長（佐藤好夫君） 建設部長 伊藤篤君。

○建設部長（伊藤 篤君） 皆さん、こんにちは。

ただいまの御質問の長良川遊水地の現在の進捗状況と今後の予定、計画はどのようなかについてお答えいたします。

国土交通省木曾川上流河川事務所では、昨年4月の国管理移行後、寄せられる地域の皆様の意見を伺いつつ、樹木伐採など長良川の維持管理を実施しております。また、長良川遊水地の整備に向けては、事業箇所及び周辺を含めた環境調査を継続し、重要種の分布を確認するとともに生息環境の保全と配慮に努めていくこととされていることから、その具体的な手法を検討するため、昨年12月に長良川遊水地河川環境調査検討会を設立しております。

昨年12月24日に開催された第1回検討会では、検討会の進め方や長良川遊水地事業における河川環境保全の基本的な考え方等について了承されております。今後は調査、対策手法及びモニタリング計画の取りまとめに向けた検討を行うと報告を受けております。

今後も引き続き、地元説明会の開催等を通じて住民の皆様の御理解をいただきつつ、事業を進める予定と聞いております。

[1番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 答弁ありがとうございました。

お答えの中で、検討会の設立など遊水地事業が進んでいることは確認できましたが、計画の全体像が少し見えないような気がいたします。

調査結果等につきましては、流域住民皆様の関心が高いことでもありますので、影響が大きい自治会へは結果が出た早い段階で報告をお願いするとともに、今後セミナー、説明会の場を設け、計画の全体の中での進捗状況が分かるような説明をぜひお願いしたいというふうに思っております。

長良川遊水地事業においては、美濃市として安全性を重視したプロセスで計画、施行が進むよう、引き続き国土交通省への働きかけをお願いいたしまして、1点目の質問を終わります。

次に2点目、美濃市健康文化交流センター駐車場について1つの質問を民生部長にいたします。

美濃市健康文化交流センター、愛称みのエネプラザは、自由に使える交流広場ロビーや児童ルームがあり、レンタルスペースとして多目的ホールや会議室、健康スタジオ、クッキングスタジオといった設備を備えており、子供から高齢者まで多世代が交流できる拠点施設として昨年度に整備されました。また施設内には保健センターも併設されており、市民の子育て、健康づくりの拠点施設にもなっております。

この施設には、2か所で計149台の駐車場が併設されています。この駐車場は30分まで無料で、以降2時間ごとに100円となっております。健康文化交流センターの利用者や観光客が利用しています。しかしながら、この駐車場の運営については、市民の皆様からも問題点の指摘があり、私も改善が必要であると考えています。

私が特に問題を感じた事例を申し上げます。

昨年12月5日日曜日に、イベント「ミノマチヤマーケット」が、うだつの上がる町並みにて66店舗の出店で開催されておりました。このイベントのために、正午頃、私は友人と健康文化交流センターの駐車場に到着しました。入り口のバーが上がりましたので場内に入ったのですが、満車状態で三、四台の車が駐車できず待機しており、私も20分以上待つてようやく駐車できました。このように、満車でも入り口のバーが上がり、入場でき、時間のカウントが始まることは、有料駐車場としては大変大きな問題であると考えております。

市民の皆様から問題とされる項目と、改善が必要と考える項目を申し上げます。

1. 満車状態でも入り口のバーが上がり入場が可能で、待機中でも時間のカウントが始まる。
2. 満車状態でも入場できるため、優先順位が分からず駐車スペースの取り合いになる。
3. 施設内でのイベント終了後、駐車場の精算に時間がかかり、出口が混む。
4. 観光シー

ズンの午後に施設内でのイベントが開催の場合、イベント参加者の駐車場をどうやって確保するのか。5. 駐車場が満車のとき、近隣駐車場への誘導が必要ではないか。この5点であります。

ここで質問です。

健康文化交流センター駐車場の運営に関し、改善が必要と思える問題点についての対応はどのようなか、民生部長にお尋ねします。

○議長（佐藤好夫君） 民生部長 小森誠君。

○民生部長（福祉事務所長）（小森 誠君） 健康文化交流センター駐車場の運営に関し、改善が必要と思える問題点についての対応はどのようなかについてお答えをさせていただきます。

健康文化交流センター、愛称名みのエネプラザの駐車場につきましては、みのエネプラザの指定管理者が管理運営を行い、その利便性及び安全性に努めているところでございます。

議員から御指摘がありました5つの項目につきましては、市から指定管理者に聞き取りを行い、今後は、満車状態になりそうな場合には注意喚起の看板を設置したり、あるいは係員を配置して駐車場の車を誘導したりするなどの対応を行うこととし、精算時の混雑については、イベント主催者と調整し、あらかじめ精算機の横に係員を配置するなどの対応を行うこととしたところであります。

また、観光シーズンにおける駐車場の確保や近隣駐車場への誘導については、イベントの主催者と協議しながら、乗り合わせでの来館や、みのエネプラザ以外の観光駐車場も案内するなど来場者の皆様に御協力をお願いするとともに、観光協会をはじめ関係機関と連携して誘導看板を設置するなどの対策を講じていきたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 答弁ありがとうございました。

それぞれの問題点についての対応のお答えをいただきましたが、駐車場の誘導以外は状況に合わせての人的対応であります。本来であればシステムを構築し、デジタルで対応できるのが最善であるのかなというふうに思います。

現在はコロナ禍であり、本市においてもお祭りやイベントも中止、縮小となっておりますので観光客も少ない状況です。健康文化交流センターも参加人数を制限して使用されています。このような中でも駐車場について問題が起こっては、今後コロナ感染症が終息し、にぎわいが戻ったときに現状の運営で大丈夫なのかの点に不安が少し残ります。

この後に観光まちづくりについて質問します。本年度予算に小倉公園駐車場の整備もありますので、ほかの駐車場を管理する産業振興部との連携を含め、健康文化交流センターの駐車場につきましては、ぜひ検証を行い、運営方法を検討いただくことを要望いたします。

次の質問に移ります。

3点目、文化が息づく観光まちづくりについて、産業振興部長にお尋ねします。

新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、順調に伸びていたインバウンドはもとよ

り、我が国の観光は甚大な影響を受けております。地域の祭りや花火大会をはじめ、多くのスポーツ、文化イベントが軒並み中止及び縮小になり、10兆円をも超える消費が消えたと言われております。

私は、昨年3月定例会においても観光について質問をいたしました。そのときは、1年程度で感染症が収束に向かい、ある程度は経済及び観光も回復するとも考えておりましたが、感染症は変異株等により、現在も経済、観光に大きな影響を与え続けております。観光事業者は各種融資や助成金、給付金などを最大限活用し、生き残りや雇用維持のために必死の努力をされてきました。しかし、広く旅行、観光需要が回復しない限り、事業継続が難しくなる懸念があります。

美濃市第6次総合計画の基本目標3. 魅力と活力あふれるまち、政策4. 文化が息づく観光まちづくりにおける基本方針は、美濃市の印象を特徴づける自然や文化等の多様な観光資源を生かし、経済回復効果が高く、多くの人を楽しめる滞在型、体験型の観光地づくりを推進しますとあります。宿泊施設においては、2018年春に古民家ホテル**b a i s o n**さん、2019年7月には旧松下才治郎邸を改修した宿泊施設、**N I P P O N I A**美濃商家町、2020年9月には**N I P P O N I A**商家町の2棟目、旧須田邸を改修した**Y A M A S I T I**棟、そして2020年10月にはフェアフィールド・バイ・マリオット岐阜美濃がオープンしており、美濃市の滞在型観光に対する状況は整ってきました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、我が国の観光は甚大な影響を受け続けております。

ここで1つ目の質問です。

美濃市における直近5年間の観光客数と宿泊施設の利用者数の推移はどのようなか、産業振興部長にお尋ねします。

○議長（佐藤好夫君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） 皆さん、こんにちは。

松嶋議員のただいまの御質問、直近5年間の観光客数と宿泊者数の推移についてお答えをいたします。

観光客数につきましては、県の観光入込客数調査の報告数値となりますが、平成29年は117万9,840人、平成30年は112万1,882人、令和元年是104万9,477人、令和2年は64万5,168人、令和3年は65万5,499人となっております。令和2年、3年の数字の落ち込みは、美濃まつり、花火大会、ツアー・オブ・ジャパン、美濃市産業祭など各種イベントの中止が主な要因となっております。

次に、宿泊施設につきましては、令和4年3月現在、市内の宿泊施設は昨年3月に比べ2施設増えまして、全部で16施設となっております。利用者数は市の独自調査の数字でございますけれども、平成29年は1万1,309人、平成30年は1万1,864人、令和元年是1万3,668人、令和2年は8,513人、令和3年は1万158人となっております。令和2年までは夏季における学生の合宿など団体利用者が多かったと伺っておりますが、令和2年において、コロナ禍の影響

により、こうした団体利用がなくなってしまい、個人利用の宿泊も大きく減少しました。

一方で、令和3年は、引き続き団体利用は戻りませんでした。フェアフィールド・バイ・マリオット岐阜美濃と、NIPPONIA美濃商家町YAMASITI棟が本格稼働したこともあって、一般の宿泊者が増加し、令和2年に比べ宿泊者数は1,645人の増となりました。

〔1番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 答弁ありがとうございました。

観光客数はコロナウイルス感染症の影響が大きく、減少しているということが分かりました。

一方、宿泊施設の利用者数は、近年オープンした新たな施設増により、令和3年度は少し回復しており、少し安心しております。ウイズコロナのニーズとして、同居家族がマイカーで、混雑する観光地を避け、飲食店を避け旅行する方が多く、そのような方たちが美濃市を宿泊地に選択したのかなというふうに思っております。

2つ目の質問に移ります。

岐阜県にもまん延防止重点措置が適用されたこともあり、県内及び美濃市の観光客数も、今御報告があったように残念ながら減少しております。需要を喚起する施策等が停止、中断しており、観光産業は引き続き極めて厳しい経営環境に置かれていると思います。

昨年の3月定例会の答弁では、多彩な観光プランの構築、情報発信力と誘客力の強化、受入れ環境の整備、おもてなし体制の推進の4つの基本戦略を柱として、観光資源の発掘や観光関連データの収集と分析等による体験、滞在型観光を推進する観光プランの構築や、ウェブサイトやSNSを活用した情報発信の強化と多様化する旅行ニーズに対応したセールス活動の展開、滞在時間や観光消費額の拡大につながる観光施設の充実、市民ぐるみでのおもてなし体制の強化などに取り組むところでありますという答弁をいただいております。

ここで2つ目の質問です。

文化が息づく観光まちづくりのために行った令和3年度の支援と取組はどのようなか、産業振興部長に答弁を求めます。

○議長（佐藤好夫君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） ただいまの、文化が息づく観光まちづくりの令和3年度の支援や取組についてお答えをいたします。

今年度も新型コロナウイルス感染症の影響により、予定どおりにはいきませんでしたけれども、観光振興の取組など幾つか御紹介をさせていただきます。

まず令和3年3月から5月に開催しました美濃橋フォトコンでございます。これは大正5年に架けられた日本最古の近代つり橋である美濃橋の平成28年度から行ってきました修復工事がようやく終わり、その開通を記念して開催したものでございます。改修された美濃橋の姿を多くの人に撮影に来てもらい、その作品をSNSのInstagramに公表することで、

その写真を見た方にも美濃橋を訪れてもらうことを期待して開催しましたが、応募期間が終了してから現在まで、インスタグラムには引き続き美濃橋の写真が上がり続けておりますので、一定の効果はあったものと思っております。

次に、10月に行われた美濃和紙あかりアート展でございます。うだつの上がる町並みでの開催は3年ぶりとなり、今年度はコロナ対策として、多くの方に分散して密にならないよう、なおかつ歴史的文化の息づく町並みでゆっくり御覧になっていただけるよう、地元の自治会、住民の皆様の御理解と御協力により、2週間にわたる長期開催とさせていただいたところでございます。

そして今年2月に海外プロモーションとして、美濃和紙あかりアート作品100基を台湾ランタンフェスティバル in 高雄に出展、展示いたしました。

今年は、台湾の高雄市美濃区と美濃市が友好交流協定を締結して10周年を迎える年ということで、市長を団長に市民訪問団を結成して高雄市を訪問し、タイミングを合わせて台湾ランタンフェスティバル in 高雄で美濃市をPRする予定でございました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策により訪問はかないませんでした。台湾観光協会東京事務所を通じて美濃和紙あかりアートの展示が大変好評だったと聞いておりますし、現地のメディアにも大きく取り上げていただいたことは、アフターコロナに向けた観光誘客につながるものと思っております。

もう一つ紹介させていただきますと、昨年12月によりやく実現した東京2020オリンピック・パラリンピックの表彰状の里帰り展示でございます。美濃市の伝統産業であり、技術の結晶である透かしの入った美濃和紙を使った表彰状が、東京2020オリンピック・パラリンピックの入賞者に授与されました。このことは未来永劫事実として残り、表彰状製作に関わった職人の皆さんも、また市としても大変名誉なことであると思っております。

しかしながら、紙すき職人はもとより、市内の誰一人として完成した表彰状を目にする機会がありませんでした。その表彰状を、入賞し、手にされた16名の選手の御厚意により、計18枚もの表彰状を借用することができまして、12月から約1か月を美濃和紙の里会館、また2月15日から1週間、岐阜市の御協力により岐阜メディアコスモスでも展示することができまして、多くの方に本物の表彰状を見ていただきたいという思いをようやくかなえることができたところでございます。

おとし以来、新型コロナウイルスの影響により、観光振興の施策を積極的に推し進める状況にはなかなかありませんけれども、本年度はこのような取組を行ってきたところでございます。

なお、地域活性化企業人の制度により、H I Sの高橋さんには市の地域連携マネージャーとして新たな国内旅行プランの造成や宿泊施設と飲食店、土産物店などの事業者連携にも取り組んでもらっているところです。今後、アフターコロナに向けて、美濃市に多くの方に足を運んでいただき、伝統や文化が息づく和紙の里やうだつの上がる町並みなどを楽しんでいただけるよう、引き続き観光施策の推進に努めてまいります。

[1 番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 1 番 松嶋哲也君。

○1 番（松嶋哲也君） これまでの取組について、具体的な事例を挙げて答弁いただきましてありがとうございます。

需要を喚起する施策は、感染症が抑えられた状況では大きな効果があり、事業者にも有効な支援になりますが、感染が拡大しますと消費が激減するなど、支援としては不安定な要素があります。需要喚起とともに、感染拡大で消費が落ち込み、経営が厳しくなったときに事業者を下支えする施策の拡充も必要という点について感じております。

3 つ目の質問に移ります。

美濃らしさあふれる市街地景観の形成を目的に、平成 8 年 3 月に策定された美濃市市街地整備マスタープランに基づき、美濃市の顔とも言えるうだつが上がる町並みを中心に、美濃地区のまちづくりを市民と行政が一体となって取り組み、その結果、電線地中化や修理修景などにより町並みが整備され、観光客などの交流人口の増加や新たな店舗の出店が見られ、にぎわいが次第に向上してきました。

しかしながら、コロナ感染症の影響で、美濃市においては毎年 4 月に行われる美濃まつりの主な行事が一昨年、昨年に続き今年も中止となりました。そのほかにも市内におけるお祭り、行事、発表会等もほぼ中止となっております。このような状況が 3 年続くことになり、ここで心配になるのが、これまで引き継がれてきた伝統・文化の継承です。人が集まり、伝達と練習をしないと伝統・文化は継承できません。文化が息づく観光まちづくりを目指す美濃市にとって厳しい状況であります。

旅行、観光は、人々における日常を離れた行楽や興味、好奇心を満たそうとする心の行動であり、サービス提供側はそうしたニーズに的確に対応できる体制が求められます。どのように伝統・文化を継承し、観光に結びつけるのか、そして今後、事業者及び市はウイズコロナを前提とした新たな旅行方法、観光メニューの提示や接客サービス及び施設運営などに向けた努力をさらに進めることが必要と思われまます。

ここで 3 つ目の質問です。

伝統・文化の継承が難しい状況下で、文化が息づく観光まちづくりのために行う令和 4 年度の支援と取組はどのようなか、産業振興部長にお尋ねします。

○議長（佐藤好夫君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） 文化が息づく観光まちづくりの令和 4 年度事業についてお答えします。

本市における観光施策については、観光戦略並びに観光戦略アクションプランに基づいて実施しているところではありますが、従来からうだつの町並みを中心に伝統・文化の維持向上に努め、これらを活用し、観光誘客に活用しているところでございます。

なお、市内の文化財や伝統・文化を守るとともに、文化財などを観光資源として活用するため、第 2 期美濃市歴史的風致維持向上計画並びに今年度文化庁認定を受けた美濃市文化財

保存活用地域計画に基づき、各種事業に取り組むこととしております。

その中で、令和4年度につきましては、伝建地区の建物5棟の修理修復事業、真木倉神社本殿の修復事業、大矢田ひんこ祭り壇尻山の修理事業などを実施いたします。また、地域の公民館事業で郷土愛を高めるために行われている史跡巡りでありますとか、また神社仏閣、歴史的建造物、文化施設を特別な会場として、定期演奏会や演劇会といったイベントなどに活用するなど、これまで一般の方が広く利用できなかったことにも新しい試みとして取り組み、観光や旅行商品につなげるなど観光まちづくりに努めてまいります。

〔1番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 答弁ありがとうございました。

ウイズコロナを前提とした美濃市の特色を生かした新たなる旅行方法、観光メニューの提示や接客サービス及び施設運営などに向けた努力を引き続き進めていただくことを期待しております。

また、今後はオンラインによるプロモーションなどを進めるために、デジタル技術の活用、付加価値を求める消費需要に応え得る宿泊施設の改修、コロナ禍を契機に加速し始めたワーケーションなどを推進することが重要であるというふうに思っております。

ここで、要望が2つあります。

1つ目の要望が、住民皆様の協力についてです。旅行、観光が地域に根差した伝統文化や生活様式を通じた体験を軸にしたものへと変わってきている昨今では、地域住民の理解と協力を得る必要があります。

難しい状況にある市内の伝統的な祭りや風習、文化、芸術の継承については、人づくり文化課との連携においてぜひ進めていただくようお願いいたします。

2つ目の要望が、支援についてです。事業者は、換気やお客様及び従業員の方々の消毒、衛生管理など感染拡大防止対策に対するコストが継続的な負担となっております。需要喚起の取組とともに、感染対策費用の補助や感染拡大により需要が落ち込んで経営が厳しくなったときのさらなる支援拡充をお願いします。以上、要望です。

美濃市の観光については、自然や文化等の多様な観光資源を生かし、経済普及効果が高く、多くの方が楽しめる滞在、体験型の観光地づくりをさらに推進し、文化が息づく観光まちづくりの確立をお願い申し上げまして、私の質問を終了いたします。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤好夫君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後1時44分

再開 午後1時55分

○議長（佐藤好夫君） 次に、6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 皆様、こんにちは。

発言通告に従いまして、3点について質問をいたします。

1つ、第6次総合計画説明会について、1つ、市道の維持管理について、1つ、子宮頸がんワクチン予防接種について、以上の3点であります。一問一答形式で行います。

まず、1点目についてです。

1点目は、第6次総合計画説明会についての質問であります。

市民の皆さんが考える会に参加し、長期にわたる取組を通して、令和3年3月に美濃市第6次総合計画が完成しました。予期せずして発生した新型コロナウイルスによる感染拡大は日を追うごとに蔓延し続けていたため、考える会の会議の形態も変わり、計画どおりには進められませんでした。紙面交流の形を取られたものの、十分な意見交流にはならなかったと言われます。だから、審議会に諮る前に、まとめた内容を考える会のメンバーが確認できる機会が必要ではなかったかと言われます。このような考える会のメンバーの声に応えるために、第6次総合計画説明会についてを1点目の質問とします。

昨年12月4日から12月10日にかけて、市内6つの会場において美濃市第6次総合計画説明会が開催されました。概要版の資料が事前に各世帯に配付され、参加者はそれを携えて会議に臨みました。「市民と共に創るまち」を基本理念とする総合計画の第一歩は、説明会から始まると認識しております。

そこで、総合的な視点で質問を進めます。1つ目です。

私は市内大矢田地区に属しております。会場は地区公民館、時間は午前11時30分から、定員19人と案内されておりました。一市民として、第6次総合計画の地区民の受け止めを知る目的で参加しました。定員がいっぱいで参加できない心配もありましたが、幸い席は十分空いておりました。正直、今後の10年間の美濃市を概要版で説明できるのか、資料としての概要版から未来の自分たちの住む美濃市をイメージすることができるのかなど、不安でもありました。

そこは市長であります。基本理念から始まり、市が現在抱えている課題の要点、それに対する施策など、約20ページの内容を15分ほどで語り終えられました。質疑応答も可能であり、参加した市民の一部の方からは質問も出ました。資料が概要版では、十分には言い尽くせません。冒頭、市長は、第6次総合計画は市民の皆さんが意見交流を重ねられて作成したものである、そのことを念頭に置き、説明を進めていかれました。

残念なことに、予期せぬ新型コロナウイルスが世界規模で広がり始め、急遽蔓延防止のための措置が報じられて、予定どおりには進められませんでした。説明会においても、もしコロナ禍さえなければ参加者の定員制限もなく、時間をかけて丁寧に説明でき、18歳で有権者の仲間入りをした若者世代にも参加を促すことができたと想像します。

そこで、1つ目の質問です。各会場の参加人数や説明会の進行はどのようであったか、答弁を求めます。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 瀨瀨敬久君。

○総務部長（瀨瀨敬久君） それでは、第6次総合計画説明会についての1点目、各会場の参

加人数や説明会の進行はどのようであったかについてお答えをいたします。

まず自治会では、3自治会で説明会を行いました。その参加人数は、前野自治会が14人、曾代自治会が11人、富野自治会が20人ございました。また、各地域ふれあいセンターでの参加人数は、洲原地域が21人、下牧地域が11人、上牧地域が20人、大矢田地域11人、藍見地域が21人、中有知地域が19人でありました。このほかにも、美濃市人権施策推進指針策定委員会、美濃市子ども・子育て会議、美濃市教育振興基本計画策定検討委員会、教育委員会定例会、美濃市人権擁護委員会、シニアクラブ連合会といった会合の場でお時間をいただき、説明を行ったところがございます。さらに、昨年11月に青年会議所が主催した美濃市の未来について考えるワークショップにおいてもお時間をいただき、参加した中学生に説明を行いました。

進行につきましては、自治会やふれあいセンターでの説明会では市長が、その他の会場では各担当職員が全体の説明を行い、その後質疑応答の時間を設ける形で進行いたしました。今後も自治会単位で要請をいただいた場合は説明を行うこととしております。コロナ禍で開催できないのが実態ではありますが、各種会議や総会等の場でも積極的に説明することとしております。

〔6番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 参加人数は、定員制限の関係上、人数だけで評価はできないものの、自治会での参加数は合計45人、地域ふれあいセンターでは103人です。各種の委員会や会合の場を借りての説明会も行われていたことを知り、少人数だったといえ意外でした。

ワークショップでは、中学生にも説明をされています。未来を担う中・高校生にも働きかけをしながら進められた策定委員会でしたから、概要の説明は、若い世代の市政への関心を高めるきっかけになったと言えます。コロナ禍による蔓延防止の時期でなかったら、一体どれぐらいの市民が関心を持って参加されたのか、考えざるを得ない結果であったと受け止めます。

2つ目の質問です。

ワーキンググループで、考える会のメンバーとして熱心に参加された方からも、地域で説明会が開かれていることは知らなかったと言われました。コロナ禍、蔓延防止策によって人が集まることにちゅうちょされ、中止や延期策が取られるようになっていました。また人数が多い地区では、諸会議は中止か自粛かと思っていた方が多かったと思われれます。だから、説明会は市内6会場でしか開かれなかったのではないかと思われたのではないかと推定されます。もし事前に知っていれば必ず参加したであろうと言われます。

そこで2つ目は、人数が多い市街地での説明会は行われていない、案内の周知はどのように行われたのかについて答弁願います。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 瀨瀨敬久君。

○総務部長（瀨瀨敬久君） それでは、案内の周知はどのように行われたかについてお答えを

いたします。

第6次総合計画の説明会は、できるだけ多くの市民の方に参加していただきたいという思いから、まずは自治会単位で開催をすることとし、市内の全自治会長へ参加希望を募りました。また、この説明会だけのために集まっていたくのも皆様の御負担になるため、自治会の定例会等の機会にお伺いをして、説明をさせていただくこともできる旨も併せて御案内をいたしました。

しかし、残念ながら自治会単位で申込みがあったのは美濃地区の3自治会のみでございました。したがって、やむを得ず美濃地区以外の市民の方にも説明が必要だと判断し、各地域ふれあいセンターでの説明会を開催したところでございます。

各地域ふれあいセンターでの説明会の開催に当たっては、当該地域の自治会回覧という形で案内を行いました。また、美濃地区にお住まいの方から説明会に参加できないかというお問合せも数件いただきましたので、各地域ふれあいセンターで開催する日程等をお知らせし、都合のつく会場で御参加をいただいております。

[6番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 市内の全自治会長へ自治会単位での参加希望を募り、さらに自治会定例会に出張して説明する旨も案内されていた。その結果は、僅か3自治会のみ。これまでの経過と結果から、市民の諸事情があったにせよ、説明会には心届かずで、しかも市民側からは説明を求める動きはなかった。この事実をどう受け止めればよいのかと考えさせられました。担当課の職員の皆さんにあっては、さぞ落胆されたことと思います。

やむを得ず美濃地区以外の市民には、説明会の必要性を重視され、地域ふれあいセンターでの開催を自治会回覧で案内された。その経緯はよく分かりました。振り返れば、最初から重要な説明会として扱い、市街地も自治会回覧で案内されていれば、その参加希望者を把握できていたのではないのでしょうか。

3つ目の質問です。

各会場の参加者の反応、声はどのような内容であったか。それに対し、市はどのように受け止めたか。

説明を受けた市民の反応は、今後の実施計画における施策の参考になります。誰一人取り残さない、SDGsの目標の視点も位置づけられている第6次総合計画であります。これまでの計画に、さらに世界全体で取り組んでいく目標が重なり合っているのです。企業、自治体、個人が目標を選択し、今できる行動によって経済、社会、環境の課題と取り組むことから、暮らしを持続可能にする開発目標であります。SDGsは世界共通の目標、今自分ができることは何だろうと考えることがその第一歩だと指摘しています。2030年までに世界が達成すべき開発目標を、美濃市民でありながら地球の構成員として自覚し行動につなげていく上で、今後10年間の取組が問われます。市民参加の計画策定の成果を知り得る最初の機会となります。

さて、市民の反応はどうであったか、どんな内容の声が出されたのか。それに対し、市はどのように受け止めたか、答弁を求めます。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 瀨瀬敬久君。

○総務部長（瀨瀬敬久君） それでは3点目の御質問、各会場の参加者の反応、声はどのような内容であったか。また、それに対する市はどのように受け止めたかについてお答えをいたします。

参加者のうち、考える会のメンバーだった方からは、自身の提案が反映されていない、パブリックコメントへの回答が不十分だといった御意見がございましたが、市としての考え方を丁寧に御説明をさせていただきました。

また、ほかの参加者からは、第6次総合計画に対する異論や反対意見はなく、おおむねその内容を御理解いただけたものと受け止めております。

〔6番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 先ほども申し上げたのですが、大矢田地区では午前11時30分から開かれ、正午までの30分の時間でした。質疑応答時間は用意されていましたが、参加者は蔓延防止の注意が脳裏にあり、説明を聞くことが意識の中心でした。ですから、異論とか反対意見はなかったのではなく、あっても言い出せずに終わったとも言えるのではないのでしょうか。他の地区の様子も聞きました。午後の開催会場の一つでは、かなり白熱した様子だったと聞きました。

今後の10年を設計する重要な説明は、一人でも多くの市民が聞いて知ることが基本理念の「市民と共に創るまち」の基礎になります。今後、多数の施策が実施されていく過程において、市民の誰もが検証し、修正し、行い、それを通して新たな思いにつなげるサイクルをしっかりと構築することの重要性を知らねばなりません。意見の多様性は今世界で求められている最重要事項です。恐らく意見を述べられた方々は、既に何らかの行動によって美濃市のまちづくりに参画しておられる方々であろうと思われます。

4つ目の質問です。

第6次総合計画の説明会では概要版が示され、4つの基本目標と大まかな取組についての説明でした。その後、手元に第1章から資料編までを内容とする186ページから成る総合計画書が届きました。基本構想があって、基本計画があって、実施計画と今後10年間の流れが示されています。ここに来て初めて計画の詳細に触れることができます。1冊にまとめられ、第5次総合計画書より扱いやすく、また読みやすくなりました。今後3年間の施策と基本方針、施策の方向と3年ごとの指標が数値で表されています。

一番気がかりなことは、抽象表現に終始し、具体性にはやや欠ける感が強いことです。そこで、タイムスケジュールでは、令和3年度中に最初の3年間の実施計画の作成をするとなっておりますが、現在の進捗状況はどのようなか、答弁を求めます。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 瀨瀬敬久君。

○総務部長（瀨瀨敬久君） それでは、実施計画の進捗状況についてお答えをいたします。

第6次総合計画の本格展開となる令和4年度予算の編成を踏まえ、令和4年度から3か年を計画期間とした第6次総合計画の実施計画を現在策定しております。

策定後、今年度中に市のホームページで公表する予定としております。

〔6番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 今後の実施予定が分かりました。今年度中だから、3月以内には3年間分の実施計画は分かるということですね。ホームページでの公表以外でも、何らかの方法で公表されれば市民は主体的に受け止め、積極的に参加・協力が望める今後の10年を設計する重要な説明は、一人でも多くの市民が聞いて知ることが基本理念の、何度も出てきますが「市民と共に創るまち」の基礎になります。

今後、多数の施策が実施されていく過程において、市民の誰もが検証し、修正し、行い、それを通して新たな思いにつなげるサイクルをしっかりと構築することの重要性を改めて知らねばならないと思いました。ここに第6次総合計画の実質的なスタートを切った、そう実感された、こうした説明会に参加された市民の皆さんはそのように実感されたに違いありません。

そして、2点目の質問に入ります。

2点目は、市道の維持管理についてです。道路は日常生活を成り立たせる重要な役割を果たしています。自然災害によって一たび分割されると生活基盤が揺るぎ、安心・安全、そうした生活が脅かされることとなります。言い換えれば、人や物をつなぐ毛細血管のような機能を持つといっても過言ではないと思います。

そこで、一般会計予算における主な事業の抜粋及び財源内訳に沿って見てみると、予算の中で一番多いのが民生費、続いて多いのが土木費です。当初予算の比較で見ると全体の約15.7%を占め、民生費33%の半分とはいえ、大きな予算が組まれていることが分かります。

土木費のうち、令和4年度予算案で示された道路と橋梁に関する予算は、道路橋梁費として5億8,869万2,000円が計上されています。内訳としては、道路橋梁総務費、道路維持費、道路新設改良費、橋梁維持費、交通安全施設費と、我々市民が把握する以上に事業内容は多岐にわたっていることが分かります。令和4年度に計画されている笠神・丸山線道路改良事業にも、早い段階から成り行きに注目しています。

市民の生活基盤である道路は、安全・安心の確保のために自治会要望でも多く出される事案になっています。自分たちが住んでいる地域ではどの道が市道であるのか、特に子供たちが通う通学路には注意している方々も多く、地域住民の安全意識につながっています。このように道路は重要なインフラであり、市民にとって安全な道路を維持することは必然となります。

そこで質問の1つ目、市道の維持管理はどのようにされてきたのかについて答弁を求めます。

○議長（佐藤好夫君） 建設部長 伊藤篤君。

○建設部長（伊藤 篤君） ただいまの質問の市道の維持管理はどのようにされてきたのかについてお答え申し上げます。

市が管理している市道の延長は約250キロメートルで、道路舗装の穴埋めや補修、路肩の除草、街路樹の管理、支障木の除去、側溝等の補修、雪氷作業など維持管理は多岐にわたっております。

また、点検・調査としては、平成25年の道路法改正の施設点検の義務化により、橋梁、トンネル等の道路施設の構造物を5年に1度点検しているほか、幹線道路の舗装の劣化状況を把握するために路面調査等も実施しております。

また、日常管理としては、職員によるパトロールを実施しているほか、市民の皆様からの通報により舗装の穴など通行に影響のある情報を収集し、早急に現地確認を行い、緊急性がある舗装の穴については土木職員が現場で直接応急的な補修を行っております。

除草に関しましては、主に幹線道路を行っているほか、生活道路については、必要に応じて道普請制度により自治会や各種団体の方に対応していただいているところもございます。

なお、大雨等の災害時には、市建設協力会との災害協定により応急工事等の対応をするなど、日々維持管理に努めております。

〔6番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 市当局は、迅速かつ多様な対応に苦心してくださっていることを詳しく知ることができました。また、職員の皆さんは、十分に対応し切れていない分、遠慮せずに気づきを伝えてくださいと言われてます。その姿勢に市民として深く感謝いたします。

強風を伴う降雪が多かった1月、日頃は何でもない道路脇の竹林も雪の重さに竹がしなない、道を塞いだため、運転にはかなりの注意を要したと後日談が伝わってきました。早速、日頃の職員の皆さんの対応姿勢を伝えると、気づいたことは情報として声を届けると言われました。気象の変動や地域ごとの状況の違いなどで生じる道路の状況は、住民が一番よく知るところです。

答弁から、緊急を要する場合は、特に市民サイドの情報が結果を左右するほど大切であることも分かりました。場合によっては、市民自らの力で解決可能なこともあります。行政依存から、共に創る心がけを持つことも、早い解決につながることも確かです。

次、2つ目の質問です。

維持管理における課題はどのようなかについての質問です。ここでは、我々議員に寄せられるよくある相談事では、土木に関係することが多いです。土木課は市民の生活との密着度の高い重要な課の一つです。市民が直接相談を持ちかけても、緊急を要すればなおのこと即座に対応されます。道路舗装に深い陥没部分ができ、子供が歩くと危険性が危惧される場合、車が通ったとき、タイヤがはまり込みパンクが予想されるときなど、連絡さえすれば即座に対応する体制には、これもまた深く感謝しております。市当局は、日頃の市民の声や自

治会要望、道路の整備との関連課題など、多くの解決に向けて奔走されていることが分かりました。

さきの答弁の中に、道路法の改正に伴って実施されている点検などの説明がありました。関連して、昨今の今頃、災害に対応できる国土強靱化計画について、パブリックコメントの募集がありました。美濃市も既に策定済みで、公表されています。高度経済成長期以降、集中的に整備された社会インフラの老朽化に柔軟に対応し、コストの増大を抑える目的で道路対策も含まれていることが分かりました。

そうはいつでも市の財源は決して潤沢ではありません。道路については、身近な生活範囲から対応を求める声が届くものの、全てに対応できるとは限りません。それに対して、自分たちの力で実際に行動して解決した例が最近大矢田地区でもあり、その熱意には感動しました。最初は1人で取り組まれ、その姿に御近所の皆さんが1人、2人と加わって、かなりの大仕事でもあったにもかかわらず解決されました。もちろん最後の運搬作業では市の助力がありました。

こうした事例は、市内の他の地域でも積極的に取り組まれていると聞きます。いわゆる道普請です。自治会などの申請によって地域で取り組む例や、御近所の協力を得て解決できた例もあるようです。大がかりで計画的な対応が必要な事案から、高齢社会とはいえ、協力体制を整えば解決できる事案まで多様な道路課題が山積している現在です。道普請は今後の課題解決に向けての地域力であります。

そこで、市道の維持管理における課題はどのようなか、お尋ねします。

○議長（佐藤好夫君） 建設部長 伊藤篤君。

○建設部長（伊藤 篤君） ただいまの御質問の道路維持管理における課題はどのようにについてお答え申し上げます。

維持管理の課題としては、先ほど申しました250キロある市道のうち、生活道路についてはパトロールが不定期となっていることが課題でございます。要因としましては、土木課の職員数不足や道路以外の橋梁・河川等の点検など、多岐にわたる日常業務の関係でパトロールが不定期となっていることが考えられますが、安全上、最低限の維持管理は実施しているところでございます。

そのほか、樹木の枝が民地から道路にはみ出し車両の通行に支障があるような場合、その伐採の対応を所有者に依頼してもなかなか対応してもらえないようなことも課題の一つであります。

また、以前は、地域の方が、地域のことは自分たちできれいにしようと路肩の草刈りや排水路の土砂さらえを行っていただいていたことがありましたが、人口の減少や高齢化等によりその活動が少なくなっていることから、きめ細やかな維持管理ができなくなっていることも課題の一つと考えております。

こうした状況の中で、専門的技術を要しない路肩の草刈りや排水路等の土砂さらえは、以前のように地域活動の一環として協力していただけると幸いと思っております。こういった

活動に関しては、議員御指摘の道普請制度があります。自治会等からの申請数としては、平成29年度は29件、平成30年度が36件、令和元年度44件と増加傾向にございました。近年はコロナ禍ということもあり、令和2年度が23件、本年度は27件と少ない状況となっております。

なお、道普請制度を申請された場合は、一定の費用を支援させていただいておりますので、繰り返しとなりますが、地域活動の一環としてぜひ活用していただきたいと思っております。道路は生活を支える重要なインフラでありますので、今後も引き続き、市民の皆様が安全で安心して通行できるよう維持管理に努めてまいりたいと思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 維持管理についての課題で、コロナ禍ということもあり、道普請制度の申請が減ってきているという状況が分かりました。

先ほどの大矢田地区であった、自分たちの力で実際に行動して解決した例をお話ししましたが、地域でできることは地域でという意識を持つことは地域コミュニティとしても大変いいことだと思います。私も、この道普請制度を多くの市民の方に知っていただき、活用していただくようにしたいと願って働きかけをしていきます。

また、予算化が必要な道路改良事業は時を待つより仕方がありません。計画にのるまでは何年もの時を要する場合もあるでしょう。しかしながら、社会状況の変化に伴って、差し迫った状態に関する課題も出ています。地域住民の高齢化、子供の減少等による安全確保が必要だと思います。

日頃いろいろな集会や市民との対話を通して、これらの市道の維持管理には、今までの道路環境整備の内容に加えて、次のような内容がよく話題になります。それは、今後の運転免許の返納者の増加を待つまでもなく、近い未来のところで、人に優しい道づくりを目的とする道路の環境整備の話題です。高齢者も田舎暮らしでは車なしでは生活できません。ぎりぎりまで安全を確保して、自立した生活を続けたい願いの実現につながるというも拝聴しております。

参考までに、次にその内容を上げますと、歩行者が増加して歩道が必要になる未来予想から、市民参加を含む歩道の点検。健康志向に伴う夜間ウォーキングの際、脇道の安全確保のための区分をブロックなんかで分かるようにする。運転可能な状態にある高齢者にとって側道の視認度を高めるための工夫、例えば蛍光色のある白線ですとか。雨降りや積雪の日の路面の安全性の点検、歩道と車道の区別のためのブロックの点検を市民参加型で取り組む。道路環境整備の気づきを生かすために誰でもできる申請手続の簡素化など、これは自分たちも行動に参加していくという一面も含んだ一つのお話の内容であります。

こんな内容を聞いていますとリアルな生活感覚が伝わり、元気な高齢者が市内に多くいらっしゃるということが実感できます。内容の実現は、同時に地域の力を長く持続させるための人的支援への投資とも言えます。第6次総合計画、施策34には生活道路の整備として明示されていますが、どんな人も安全に通行できる、今後の市道の維持管理推進の際の参考として留意

されることをお願いいたします。

最後の3点目の質問です。

子宮頸がんワクチンの予防接種についてです。令和4年度の健康意識向上の推進に、予防接種事業、子宮頸がんワクチン接種の拡充としてその額985万8,000円で予算化されました。

予算説明会では、平成25年から原則無料の定期接種となったが、接種後に多様な症状の訴えが多くあったため、定期接種の位置づけは維持する一方、積極的勧奨は中止していた、このように国の施策に関する説明がありました。世界中で今もなお感染の猛威を振るっているコロナやインフルエンザの感染予防にも、ワクチン接種が積極的に推進されているところです。

この子宮頸がんワクチンは、HPV（ヒトパピローマウイルス）の感染によって起こるとされている子宮頸がんの予防を目的として開発されたワクチンです。2013年4月1日、予防接種法に基づいて定期接種となりました。しかし、その僅か2か月後には積極的勧奨を一時中止としました。そして約3年後、被害者63名が国と製薬会社を被告として、全国4地域で一斉提訴し、今も係争中で結論は出ていません。

接種の対象年齢が小学校6年生から高校1年の若い世代であるだけに、対象者には不安感が広がり、予防と効果について疑問視する保護者も出てきました。今回は、中止されてきた8年間における対象者も接種の機会を確保していく方向が示されています。今も多くの国々では、コロナ禍の蔓延防止のためのワクチン接種が進められています。それによる感染リスクの効果が国々で報告されています。恐らくこの子宮頸がんワクチン接種も同様に、その有効性による罹患リスクの軽減を願って、接種に期待する保護者や対象者も多く出てくるはずだと思います。

そこで、今回の積極的勧奨の再開について、次の内容について質問します。

1つ目の質問です。この事業の概要はどのようなかについて、答弁を求めます。

○議長（佐藤好夫君） 民生部参事 辻幸子君。

○民生部参事兼保健センター所長（辻 幸子君） 皆さん、こんにちは。

御質問の1点目、事業の概要についてですが、子宮頸がんは、乳がんに次いで若い女性に2番目に多いがんとされており、子宮の入り口、頸部にできるがんで、議員がおっしゃられましたように、ほとんどがヒトパピローマウイルスの感染が原因で発症することが分かっております。感染しても大部分は自然に排除されますが、5年から10年以上を経て一部がんの発症につながることもあり、発症年齢も20歳代から30歳代で増加しているのが特徴で、ごく初期のがんを除いては子宮摘出となる可能性がありますので、その場合は妊娠や出産に影響いたします。この予防のためにワクチン接種が推奨されております。

子宮頸がん予防ワクチンは、世界保健機構が接種を推奨し、多くの先進国では公的接種とされております。こうしたことから、日本でも平成25年4月から予防接種法に基づいて定期接種となりました。予防接種法に基づく標準的な接種は、中学1年生になる年度に3回接種としておりますが、標準的な接種以外でも、小学校6年生から高校1年生相当の年度の間に

は定期接種として全て公費で受けることができます。

[6番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 答弁による事業の概要というのは、これまでの情報と大きな違いはないということが分かりました。

若い女性、分けても20代から30代の女性が罹患しやすく、感染後5ないし10年以上を経て発症するがんである。標準的な接種を中学校1年生になる年度に3回とする。その標準的な接種以外でも、6年生から高校1年生相当の年度の期間に勧められるのか、その訳については十分知ることができました。なぜなら、その発症しやすい成人年齢から感染したウイルスの潜伏期間を考え、逆算すると、適正な時期の接種が将来的ながん罹患の予防に最も有効であるというわけです。

費用については、予算委員会で1人当たりの単価1万6,300円の3回分、つまり合計4万9,290円が補助され、無料で接種できる事業であると説明を受けました。

婦人科系のがんでは2番目に多いがんと言われる子宮がん、厚生労働省はホームページで一般の人向けの情報として、病気について次のように述べています。

このウイルスの感染経路は性的接触である。身近な生活環境に存在するごくありふれたウイルスで、性器や口などを介して男性にも女性にも感染する。過去に一度でも性交渉の経験がある女性ならば誰もが感染するリスクがある。性交渉の経験のある女性のうち、50ないし80%は生涯で一度は感染機会があると推定され、無症状のためいつ感染したのか分からず、無症状のまま一過性の感染で終わり病気の発症には至らない。ただ、病気の発症は、持続的に長く感染し続けるごく一部の女性において子宮頸がんを発症する可能性がある。

中止後の8年間の空白を置いて、国が今この事業を再開したのは、若い年齢が増加傾向にあるからです。知識を持たないまま子宮頸がん罹患し死に至る最悪の事態を招き、それをどうしても避けたいという緊急性から、国は再開することになったと言えます。

2つ目の質問です。

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業（公費助成）、この事業が開始されたのは2010年12月、そして2013年4月に定期接種が開始されました。国立がん研究センターデータによると、2009年までに徐々に罹患者数が増加し、2009年に年間1万人の罹患、死亡者も徐々に増加し、2011年にはその数、年間約2,900人になっています。主要5大がんと言われるがんの死亡率は減少はしているものの、または横ばいであるにもかかわらず、子宮頸がんだけは今後も上昇していくという傾向にあるのです。

多くの若い働き盛りの女性や子育て世代の女性が罹患し、妊娠ができなかつたり命を失ったりしている現状は深刻な問題です。加えて、出生数は年ごとに減少しています。この社会状況の中で、若い女性の性的接触の実態把握は難しく、ワクチン接種の予防方法に頼らざるを得ないのかもしれない。

2つ目の質問です。

ワクチン接種によって、どのような効果が得られるのか。また副反応の発生頻度と、その事例についてはどのようにかについてお尋ねします。

○議長（佐藤好夫君） 民生部参事 辻幸子君。

○民生部参事兼保健センター所長（辻 幸子君） まず、どのような効果が得られるのかですが、子宮頸がん予防ワクチンは、子宮頸がんの全体の50%から70%の起因とされる16型、18型という2種類のヒトパピローマウイルスに予防効果があるとされています。感染やがんになる過程の異常を90%以上予防できたとの報告があり、これに引き続いて起こる子宮頸がんの予防効果が期待されております。

次に、副反応の発生頻度ですが、一定の頻度で起こることが知られております。厚生労働省の資料によれば、接種部位の痛みや腫れ等は50%以上、かゆみ、腹痛、筋痛、関節痛、頭痛などは10%から50%未満、注射部の知覚異常、しびれ感、全身の脱力、筋肉のこわばりなどは1%未満、頻度不明で倦怠感、失神、筋痛、関節痛、嘔吐、リンパ節の炎症などがあります。

平成25年に定期予防接種となりましたときに、厚生労働省は、接種との因果関係を問わず接種後に起きた報告事例を集め、定期的に専門家による分析・評価をしております。因果関係は不明ながら、接種後に広い範囲の痛みや手足の動かしにくさ、自律神経症状、けいれん、記憶障がいなどの症状が出現しているという報告がございます。そのため、国は安全性に関する情報提供が十分できるようになるまで積極的勧奨を中止し、適切な用法提供のために様々な研究を行い、審議されることになりました。

〔6番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 効果については、答弁に併せてリーフレットの詳細版、概要版に詳しく記されていることから、接種する本人や保護者も十分に理解することができると思えました。どんな副反応がどんな頻度で発生するのか、厚生労働省のこれまでのデータを基にお答えいただき、よく分かりました。

3つ目の質問です。

接種後の副反応が予想される範囲を問わず心配な場合は、まず医師に伝えることがリーフレットに記載されています。3回目は6か月後ですから、その間にも安全かどうか不安感を抱く場合も十分に予想されます。それだけに、国は慎重に対応を準備してこの事業の推進を図ろうとしています。平成25年の一時停止から8年後の現在までに、検証と分析も重ねてきています。

一方、裁判中の事例から、予防できるはずの接種が、反対に接種後の副反応によって輝かしいはずの未来から遠ざけられてしまった現実をどう受け入れたらよいのか、今も続く副反応は時間の経過とともに重層化し、治療法もない。本人もさることながら、保護者のつらい思いはいかばかりか、誰も思わずにはられません。

そこで、接種後の副反応が発生した場合、その相談はどこにすればよいのか。裁判で係争

中の事例から、将来的に自立できない場合の対応はどのようなかについてお尋ねします。

○議長（佐藤好夫君） 民生部参事 辻幸子君。

○民生部参事兼保健センター所長（辻 幸子君） 副反応の相談や将来自立できない場合などということですが、国はワクチンの使用開始に当たり、十分に安全性を検証した上で接種を進めておりますが、極めてまれに重篤な健康被害を発症することがあります。こうした場合、市に情報をいただくことと思いますが、県に設置されていますヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に症状が生じた方に対する相談窓口がありますので、御相談していただくことも可能です。

また、副反応により、医療機関で治療が必要になったり生活に支障が出るような障がいが残るなどの健康被害が生じるなど、接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認めた場合、専門家による審査会で因果関係が認められれば予防接種健康被害救済制度が受けられます。

〔6番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 一番気になるところの話なんです、相談窓口は県に設置されていて、生活に支障が出るような障がいが残るなどの健康障がいの発生、それから医療機関での治療を必要する場合などは相談に乗り、対応する機関が用意されていることが分かりました。相談窓口は、本人が移動可能であれば出かけることができますが、移動に援助が必要な場合、安心して相談できる出先機関が近くにあればより安心できると思います。

気がかりなことは、予防接種健康被害救済制度を受けられる条件として、専門家による因果関係の認定があります。公害訴訟でよく問題視される条件です。認定されなければ、生涯副反応と付き合っ生きていかなければならない覚悟も必要で、接種にはつい消極的になりがちです。この点が今後の課題かと思われれます。

最後、4つ目の質問です。

予防接種の積極的勧奨の体制によって、結果として子宮頸がんが予防できるという安心感より、接種後の副反応の心配が先に来るのではないかと想定します。ワクチン接種は、発症するとしても何年も先の事態に備えるためです。性交渉によって感染するわけですから、コロナ禍のワクチン接種とはこの点が大きく違います。特に保護者は、ワクチン接種に対して、将来の幸せを願うと同時に親としての責任も感じます。ワクチン接種の積極的勧奨の周知の段階で、副反応に関する説明と決断の選択には丁寧な説明が必要です。

美濃市では、接種の積極的勧奨や副反応リスクについてどのように周知されるのか、現段階の接種人数の見通しはどのようなか、答弁を求めます。

○議長（佐藤好夫君） 民生部参事 辻幸子君。

○民生部参事兼保健センター所長（辻 幸子君） 周知と現段階の接種人数の見通しということですが、積極的勧奨ということにつきましては、個別にリーフレットや予診票の送付ということに意味があります。

周知につきましては、厚生労働省のリーフレットなどを活用して受診勧奨を促していきませんが、予診票の送付につきましては2種類のワクチンがありますので、希望のワクチンを伺った上でお渡しさせていただくこととしております。

先ほども申しましたが、積極的勧奨が控えられたことが積極的勧奨となったことで、まだまだ不安に思われる保護者の方も多くいらっしゃると思います。ワクチンの有効性を理解していただいた上でできるだけ多くの方に接種をお願いするものですが、これまでの経緯もありますので、対象者の50%くらいの方が接種されると考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 同じワクチン接種事業でも、コロナのワクチンとは大きく違うということについては十分理解できました。将来に関することですから丁寧過ぎてもおかしくない、熟慮の上の選択につながればよいと考えています。そして私たち大人は、そうした若い世代の言動に対して温かく見守り、そして大事なことは教えて伝えてあげるといふ、そうした義務も認識することが、自覚することが求められていると思います。

これで、私の質問を全て終わります。

○議長（佐藤好夫君） 議事を一時中断いたします。

午後2時46分になりましたので、黙祷に御協力ください。

場内の皆様は、御起立ください。

黙祷始め。

〔黙 祷〕

○議長（佐藤好夫君） 黙祷終わり。御着席ください。

御協力ありがとうございました。

ただいまから議事を再開いたします。

次に、10番 古田豊君。

○10番（古田 豊君） 皆さん、こんにちは。

今日は東日本大震災が11年前の3月11日午後2時46分に発生し、戦後最悪となった自然災害ではたくさんの方が亡くなられて、いまだに行方不明者の方も多くいらっしゃいます。現在も避難者が全国47都道府県で3万8,000人もおられ、震災に関連した自殺者が246人もおられることに対してお悔やみとお見舞いを申し上げながら、一般質問をさせていただきたいと思っております。

それでは、議長より発言のお許しをいただきましたので、私は発言通告に従い、一般質問、森林経営管理の方針と担い手確保対策についてと、地域おこし協力隊についてを一問一答方式により質問いたします。

まず1つ目に、森林経営管理の方針と担い手確保対策について、産業振興部長に質問いたします。

美濃市の森林面積は全体の約8割を占めていますが、今や市内には製材所もなくなり、昔

のように山を所有し、手入れをしていけば材木が売れるということではなく、逆に山を所有していることが負担となっている方が多いのが現状となっています。さらに世代が代わり、自分の山の存在すらも分からない方も増え、特に人工林の放置が進み、山がどんどん荒廃していくことが懸念されています。

一方、美濃市には、紅葉のきれいな場所や低い山でも登山ができる場所、またボルダリングができる場所など、地域の資源となり得る山も多くあります。国は、3年ほど前から森林環境譲与税を全国の市町村に配分し、森林整備や木材の利用促進などへ活用するよう法整備をしております。

今回は、美濃市における森林環境譲与税の活用に関連した質問をしたいと思います。

まず1点目に、美濃市の森林環境譲与税を活用した事業の実施状況と今後の活用方針はどのようなものか、産業振興部長に答弁を求めます。

○議長（佐藤好夫君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） 古田議員のただいまの御質問、森林環境譲与税を活用した事業の実施状況と活用方針についてお答えいたします。

戦後、木材需要の急増を受け、人工林の拡大造林政策が進められましたが、昭和30年代から始まった木材の輸入自由化とともに林業は衰退し、以降、林業離れによる後継者不足や高齢化により十分な手入れがなされない森林が増加していきました。荒廃した森林は公益的機能を発揮できず、台風や大雨による災害の原因にもなっています。

森林環境譲与税は、このような喫緊の課題である森林整備に対応するため、平成31年4月に施行された森林経営管理法の制度導入時期を踏まえ、令和元年度から全国の市町村や都道府県に交付されております。その用途は、市町村では、主に放置人工林を対象とした森林整備や人材育成及び担い手の確保、また木材利用の促進や普及啓発とされており、都道府県においては、森林整備等を実施する市町村の支援などとされております。

本市では、これまでに主に長年放置された民有人工林の解消に向けた対策や、森林の防災・減災対策に取り組んでまいりました。

具体的には、放置森林の所有者に適切な経営管理を促すことを目的として、御自身で管理していくのか、または林業事業者に管理を委ねていくのかなどの意向調査を実施するに当たり、その準備として、現在までに所有者情報をリスト化する林地台帳の整備や、山林の航空写真と字絵図を合わせ土地の位置関係が確認できる地番図の作成を順次進めております。また、蕨生及び神洞地内の森林約185ヘクタールの所有者85名に対し意向調査を実施し、その結果をまとめ、林業事業者へ管理を促すための整備計画を作成しております。

防災・減災対策としては、大雨などによる伐採残木の流出を事前に防止するため、片知地内において残木の除去を行ってまいりました。

本市への森林環境譲与税交付額は、この3年間で約4,440万円、事業経費の執行額は約2,530万円の見込みとなっております。

森林環境譲与税の配分は、民有人工林の面積や林業就業者数及び人口による基準で案分さ

れ、本市には来年度から年に約2,300万円、令和6年度以降は年約2,800万円が交付される予定となっております。

市内における10年以上放置された民有人工林の面積は、県の試算によりますと約1,682ヘクタールと大変多く、この森林が適正に管理されるようになるには10年、20年と相当程度の期間を要するものと思われます。

今後も引き続き、放置人工林の整備が早期に進むよう所有者の意向調査を順次実施していくとともに、土地の境界明確化を進め、特に荒廃した森林の整備促進につなげていき、併せて間伐等の残木や倒木など、災害の原因になる可能性がある箇所の対策を講じていきたいと考えています。

また、来年度から、新たに林業の担い手確保対策にも取り組んでまいります。

[10番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 10番 古田豊君。

○10番（古田 豊君） 答弁ありがとうございました。

まずは長年放置された森林を整備に向けて取り組んでいくということ、またその整備を進めていくために、林業の担い手確保対策を取っていくということでもあります。美濃市にとって、森林の利活用がうまくいけば、美濃市の活性化に大きな変化があると思いますのでよろしく願いをいたします。

次に、2点目の質問は、令和4年度から取り組まれる林業の担い手確保対策とはどのようなものか、その内容について産業振興部長にお尋ねいたします。

○議長（佐藤好夫君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） 2点目の御質問、令和4年度からの担い手確保対策についてお答えいたします。

今後、森林環境譲与税を活用し、森林整備等を進めていくに当たり、市内の林業事業体においても森林技術者の不足が課題となっており、市内の事業体からは、現在技術者は23人いるが現状の業務をこなすには30人体制が必要である上に、今後高齢化による技術者のリタイアも懸念しているとお聞きしております。

したがって、このような現状を解消するための対策として、2つの事業を実施してまいります。

1つ目は、新規林業就業者支援事業であります。市内に在住し、市内の林業事業体に就職をした方に対し、就職時初期の所得を支援するため2年間補助金を交付するというもので、補助金額は、交付開始時には一月3万円から、半年ごとに交付額を減らして、最終1万円としております。

なお、対象者が森林文化アカデミーの卒業生の場合には、就業時初期の家賃などの固定費や伐木作業や玉掛け、荷役運搬作業従事者の講習及び資格取得経費、防護ズボンやヘルメットなどの安全装備やチェーンソーなどの機械の購入経費を用途要件として、支援給付金30万円の支給をするものでございます。

2つ目は、林業人材情報拠点の運営事業でございます。この事業は、市内に広く林業人材を呼び込む、また定住を促すことを目的としまして、本市の森林や林業に関する計画などの情報提供や林業事業体のPR、各種支援制度の紹介、移住・定住支援の仲介、林業の体験イベント、森林文化アカデミーの学生を対象とした就職説明会の開催などを行っていきたいと思っております。

[10番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 10番 古田豊君。

○10番（古田 豊君） ありがとうございます。

森林環境譲与税は、半永久的に配分されると聞いております。市の方針として、森林の整備が進められ放置林が減少していくのと、先ほど申し上げたように、美濃市には紅葉のきれいな場所やボルダリングができる場所など観光資源となり得る山もありますし、間伐材を利用したバイオマス発電なども今後林業振興を進める中で検討できないかと思っております。また、材木を持ち出すための林道整備にも取り組んでいただきたいと思います。

今後は山林資源の有効活用も視野に入れていただき、森林環境譲与税の有効な活用に努めてもらうようお願いをいたしておきます。

次に、地域おこし協力隊について、総務部長に質問いたします。

まずは1つ目に、令和3年度には本市では初めての地域おこし協力隊を2名採用をしたということですが、地域おこし協力隊とはどのような目的で、どのような活動をされたのか、答弁をお願いします。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 瀨瀬敬久君。

○総務部長（瀨瀬敬久君） それでは、1点目の質問、令和3年度の地域おこし協力隊員はどのような活動をされたかにつきましてお答えをいたします。

今年度、本市で初めて採用した2名の地域おこし協力隊は、ふるさと納税の推進に取り組む活動のほか、自身のスキルや経験を生かした提案による地域活性化の活動に従事されております。

ふるさと納税の推進に関しましては、両隊員に返礼品の増加に係る取組を行っていただいています。働きかけの結果、和菓子3品が返礼品として新たに登録いただけることになったほか、美濃和紙を用いた水うちわ2品の登録についての申出もいただき、現在ふるさと納税サイトへの掲載準備に取りかかっております。商品以外にも、隊員独自の企画より、美濃和紙を活用した体験プログラムを返礼品として出品できるよう調整を進めているところでございます。

自身のスキルや経験を生かした提案による地域活性化の活動について、隊員別にお答えをいたします。

まず小椋唯さんにつきましては、前職では外国人技術実習生向けの日本語教師などに従事していたことから、特に外国人とのコミュニケーション能力に優れております。また、幼い頃に慣れ親しんでいた長瀬地区を中心に、景観美しい板取川を生かした事業を進めたいとい

うビジョンを持っておられます。

このため、着任直後は、同地域において大きな課題となっている板取川でのバーベキュー客によるごみ問題の解決に向け、地域のボランティアグループに参加し、活動を実施されました。この活動では、ボランティアグループが不得手としていた外国人への対応を主に行い、ごみを持ち帰るよう直接呼びかけるだけではなく、この場所にバーベキューへ来るようになった理由などの聞き取り調査なども実施をされました。また、このほかにも、ボランティアグループが実施する「助右衛門サのもみじ」ライトアップイベントにもスタッフとして関わり、地域住民との良好な関係を築いておられます。

このほかにも、市内の飲食店が休業する年末年始の食事の提供に困っていた道の駅のホテルからの要請に応じ、キッチンカーによる出張販売の実施やうだつの上がる町並みを中心に活動するまちづくり団体と連携し、フォトコンテスト等の企画・運営に携わっております。

次に、大谷一夫さんは、前職ではコンサルタント業に従事していたことから、特に企画力やプロジェクト運営能力に優れており、また前職で関わった創業支援業務で築き上げたベンチャー企業との人的ネットワークを有しておられます。

このため、着任後は、市内のサテライトオフィスへの企業誘致に向け、月に10社以上の企業との面談や受入れを実施されました。このほか、入居企業の定着を図るための施策を策定しておられます。

また、地域の若者たちに起業家精神を醸成することを目的に、岐阜大学をはじめとした市外の大学生12名を集め、ローカルビジネスを創出する事業を実施され、さらに市の来年度事業に向け、移住・定住や観光に関する課題を分析するとともに、解決に向けた企画を立案されているところでございます。

ほかにも、大谷さんが有する人的ネットワークを通じて、これまで接点がなかった数々のベンチャー企業が美濃市に関心を示していただいております。地域課題の解決策の御提案を受ける機会が格段に増えているところでございます。

地域おこし協力隊といっても一人の移住者であり、地域の活性化は一長一短でできるものではございません。協力隊員の活動を温かい目で見守っていただければと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 10番 古田豊君。

○10番（古田 豊君） 答弁ありがとうございました。

ふるさと納税の推進に係る活動のほか、2名の隊員が美濃市の活性化のために御活躍してみえることが分かりました。

続いて2つ目に、令和4年度には隊員をさらに3名増やして計5名にされるということですが、増員する3名はどのような活動をされるのか、説明をお願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） それでは、2点目の質問です。増員する3名の隊員はどのような活動をされるのかについてお答えをいたします。

地域おこし協力隊とは、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動した者を地域おこし協力隊として委嘱し、最大3年間、地域活動に従事していただきながらその地域への定住を図る制度で、平成21年度に設けられました。任期後は、起業や就業等によりその地域に定住していただくことが期待をされております。

制度創設当初は、過疎、山村、離島、半島等の条件不利地域が国の財政措置の対象で、本市は財政措置の対象外でありました。そこで、本市から国に働きかけを行った結果、東京、大阪、名古屋の3大都市圏内であって人口減少率の高い市町村も、令和元年度から財政措置の対象とされ、本市も本制度の活用が可能となりました。

本制度は主に都会からの移住者を増やすことを目的としているため、美濃市を選んでいただける方を広く募集する予定ですが、とりわけ滞在・体陰型観光を推進している本市としては、観光客からの要望が多い町なかで飲食店を経営できる人材に来ていただけることを期待しております。

採用に当たりましては、市長自ら面接を行い、活動内容や定住見込みを把握した上で採用したいと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 10番 古田豊君。

○10番（古田 豊君） ありがとうございます。

美濃市は消滅可能性都市と言われておりまして、人口減少問題や公共交通機関の脆弱さやマンネリ化したイベント対策など、課題がたくさんあります。美濃市の若い人たちから見ると、美濃市は古くさいものばかりで、新しいものがないから魅力がないなどと言われておりますので、新しいテーマパークをつくるとか、若い人たちが目を輝かせて魅力を感じるようなことができる地域おこしをしていただきたいと思います。

地域おこし協力隊員は、どのような立場で、どのような責任感を持って任務を全うされるのかも明確ではありませんし、3年間の任期が終わったら美濃市への移住・定住を希望される制度なのに、効果が出なかったり、せっかくの制度が中途半端で終わってしまわないように、美濃市の課題の解決のために能力を発揮していただきたいと思います。

そこで、人口減少やマンネリ化したイベント事業に対して、協力隊員の新しい発想で大いに意見をいただくことは必要だと思います。大きな視野で提案をいただくことが必要だと思います。地域おこし協力隊からも、若者・よそ者の立場から意見をいただくようお願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（佐藤好夫君） 3つ目の質問を。

○10番（古田 豊君） 続きまして、ごめんなさい、本制度は都会から地方へ移住していただき、将来起業や就業等によりその地域に定住していただくことを主な目的としている制度で、協力隊員に人口減少や地域のイベントに対する政策立案まで求めるのは過度な期待になるということですが、第三者的な立場からや、よそから見た目からの意見は大いにいただいて、新しい発想で意見をいただくことは必要だと思いますので、小さな視野からではなく大

きな視野で、大胆な発想で提案をいただくことは今の美濃市に求められております。

地域おこし協力隊の方たちにも、若者・よそ者の立場から意見をいただくようお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤好夫君） いや、今答弁をしてもらいます。

○10番（古田 豊君） 答弁をいただきますか。

はい、お願いします。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） それでは、3点目の御質問であります人口減少やマンネリ化したイベント事業に対して協力隊員の新しい発想で政策立案をできないかについて、お答えをさせていただきます。

まず、議員御指摘のマンネリ化したイベントというのがどのイベントを指しているのかわかりませんが、各イベントは、それぞれの実行委員会において協議を重ねて取り組まれているものと認識しております。

地域おこし協力隊は、先ほど申し上げましたとおり、都会から地方へ移住していただき、将来起業や就業等によりその地域に定住していただくことを主な目的としている制度であります。このため、協力隊員が来たからといってすぐに地域が活性化できるものではなく、ましてや人口減少や地域のイベントに対する政策立案まで求めるのは過度な期待ではないかと考えます。

なお、市内のイベントに関しては、一義的には各イベントの実行委員会が課題の対策を考えるものであるため、市といたしましては、実行委員会から相談があれば協力してまいりたいと考えております。その一環で、必要に応じて協力隊の方にも御協力をいただきたいというふうに考えております。

○10番（古田 豊君） ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（佐藤好夫君） お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日はこれをもって延会とし、14日の午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでございました。

延会 午後3時14分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年3月11日

美濃市議会議長 佐 藤 好 夫

署 名 議 員 山 口 育 男

署 名 議 員 松 嶋 哲 也

令和 4 年 3 月 14 日

令和 4 年第 1 回美濃市議会定例会会議録（第 3 号）

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 4 年 3 月 14 日 (月曜日) 午前 10 時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 市政に対する一般質問

本日の会議に付した事件

第 1 から第 2 までの各事件

出席議員 (13 名)

1 番	松 嶋 哲 也 君	2 番	須 田 盛 也 君
3 番	服 部 光 由 君	4 番	豊 澤 正 信 君
5 番	梅 村 辰 郎 君	6 番	永 田 知 子 君
7 番	古 田 秀 文 君	8 番	岡 部 忠 敏 君
9 番	辻 文 男 君	10 番	古 田 豊 君
11 番	太 田 照 彦 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	堀 部 勉 君
教 育 長	島 田 昌 紀 君	総 務 部 長	瀬 瀬 敬 久 君
民 生 部 長 (福祉事務所長)	小 森 誠 君	産 業 振 興 部 長	永 田 幸 泰 君
建 設 部 長	伊 藤 篤 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	篠 田 博 史 君
美濃病院事務局長	林 信 一 君	民 生 部 参 事 兼 保 健 セ ン タ ー 所 長	辻 幸 子 君
建 設 部 参 事 兼 都 市 整 備 課 長	島 田 勝 美 君	総 務 課 長 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 長 事 務 局 長	西 部 睦 人 君
秘 書 課 長	高 橋 保 雄 君		

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	澤 村 浩	議会事務局 議事調査係長	内 藤 佳奈子
議会事務局書記	中 村 亘 輝		

開議の宣告

○議長（佐藤好夫君） 皆さん、おはようございます。

議場内の皆さんにお願いをします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源をお切りくださるようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、議席及び執行部席を移動し間隔を広げて着席し、議場内の換気のため、一部の扉を開放しています。また、議場内でのマスク着用をお願いいたします。

議長席、演壇席、質問席にアクリル板を設置しておりますので、アクリル板の前ではマスクを外して発言することを認めます。

なお、感染予防のため、発言者ごとに職員が演壇及び質問席の拭き取り消毒を行いますので、御承知をお願いいたします。

これより私もマスクを外して議事を進行します。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時01分

○議長（佐藤好夫君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤好夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2番 須田盛也君、3番 服部光由君の両君を指名いたします。

第2 市政に対する一般質問

○議長（佐藤好夫君） 日程第2、市政に対する一般質問を行います。

11日に引き続き、順次発言を許します。

最初に、7番 古田秀文君より、一般質問に先立ち資料の配付依頼がありましたので、これを許し、お手元に配付してあります。御承知をお願いいたします。

それでは、7番 古田秀文君。

○7番（古田秀文君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、私は、シビックプライドの醸成とシティプロモーション推進について、市長と産業振興部長にそれぞれ一問一答で質問いたしますのでよろしくおんいをいたします。

このまちは、本当に愛されているのでしょうか。美濃に住み続けたい、美濃で働くことが好きだ、美濃に遊びに行きたいと思われているのでしょうか。まちのために何かしたいと思っている人はどれだけいるのでしょうか。そうした人たちが活躍できているのでしょうか。このまちは、わくわくするような予感に満ちているのでしょうか。

シビックプライドという言葉があります。自分たちのまちに対し愛着や誇り、共感を持って地元に対して貢献したい、地域をよりよい場所にするために自分自身が関わっていききたいという当事者意識や自負心を指す気持ちをシビックプライドと呼び、地域の活性化や地域づくりにより影響を与えてくれます。

近年、まちづくり・地域づくりに関して、このシビックプライドという言葉が多く使われるようになってきました。

シビックプライドを持つ住民は、まちづくり・地域づくりの大きな資源になるという考え方の下、このシビックプライド醸成のための取組を進める自治体も多く、全国的に高い関心が寄せられています。今回はこの言葉の意味を掘り下げながら、シビックプライドの醸成とシティプロモーション推進について質問していきたいと思います。

そもそもシビックプライドとはどのような概念なのか。ここで皆さん、郷土愛とはどう違うのかと考えた方もいらっしゃるのではないのでしょうか。自分が生まれ育った場所に愛着を抱く郷土愛と異なり、シビックプライドの対象は、例えば移住したまちにも向けられます。つまり、後天的な要素が含まれた言葉でもあります。さらに、シビックプライドには地域を育み、そのために行動するという意味も含まれ、より主体的な態度や行動を指すものであります。

しかし、簡単にまちづくり活動とか、地域のために行動を起こすといってもハードルの高さを感じる方が多く見えます。または、それ以前にほとんどの方が自分も何かができる存在であると思っていないのではないのでしょうか。自分が行動を起こしても何も変わらないと思っている方や、そもそもそんなことは考えたことがないという方が大多数かもしれません。

シビックプライドの醸成とは、最初からこのまちをよくしたいなどと大きな目標を上げなくてもよいのです。まずは、自分の好きなことをやってみようくらいのいい意味で緩い気持ちで始めてもいいと思います。ただ、多くの人は好きなことをするというと、例えばおいしいものを食べるとか、洋服を買うといったただの消費になってしまうことが多いです。しかし、人間は単に自分のためだけに消費する喜びよりも、誰かの役に立って感謝されたり、自分の起こした行動で何かが変わった実感を得たときのほうがうれしいと感じるのではないのでしょうか。仕事や家庭内での役割分担で例えると分かりやすいと思います。例えば自分がいるからこのプロジェクトが成り立っているとか、みんなで家事を役割分担できているから毎日快適に過ごせている、そんなコミュニティのために自分の持つ力を発揮しているという自負心、言い換えれば自分に対する存在価値や誇りを感じられれば、それが生きがいにつながってくるのだと思います。

地域住民のシビックプライドが育まれれば、ごみ拾いや地域おこし、市政の参加など、市民が地域づくりに積極的に参加してくれるようになるのではないのでしょうか。いずれは少子高齢化や治安の維持、過疎化や経済発展など、自治体が抱える様々な課題を住民自らが解決してくれるかもしれません。もちろん当事者意識や自負心を育むためには時間が必要です。短期的な成果は求められませんが、シビックプライドを育めば、中長期的に地域へよい影響

をもたらしてくれます。これはまさにSDGsの取組としっかりと通じるものであります。

近年、シティプロモーションに関連して、このシビックプライドに注目する自治体が増えています。例えば例を申し上げますと羽村市、これは東京都で最も人口が少ない5万4,000人ほどの市であります。この羽村市シティプロモーション基本方針には、若い子育て世代の定住人口の増加につなげていくため、ブランド化の推進、戦略的・継続的な情報発信、そしてシビックプライドの醸成の3つを各施策に取り入れ、推進していくと明記しています。

栃木県那須塩原市のシティプロモーション指針にも、このように載っております。自分もこのまちの一員であるという認識を持って地域活動などに参画するシビックプライドの醸成が重要であると考えます。

また、このシビックプライドの効果を言及する自治体も少なくありません。

栃木県足利市のシティプロモーション基本方針、市民のシビックプライドの意識が高まれば市外への転出も少なくなり、来訪者の中から定住を希望する人も出てくると指摘しており、三重県伊賀市の指針では、シビックプライドの効果として定住・Uターン人口の増加、参画意識の向上、市民による情報発信の増加と言及しています。

このように自治体がシティプロモーションと関連してシビックプライドを上げ、その醸成は定住人口の維持と増加に貢献すると捉えています。

今では、シビックプライドがシティプロモーションの文脈で語られる傾向が強まっており、時代は外向きのシティプロモーションから内向きのシティプロモーションへと変化しつつあり、内向きのシティプロモーションの一手段がシビックプライドと捉えられます。

お配りした資料に活動人口という言葉があります。これは、地域に対する誇りや自負心を持ち、地域づくりに生き生きと活動する者と定義をしており、活動人口を増やしていくことが人口が減っても元気で価値ある地域になると考えます。この資料のシミュレーションを御覧いただきますと、現在と未来があって、例えば定住人口が100人から80人に減っていきますと、しかし、ここの活動人口が20人から30人に増えれば地域における活動人口率が上昇します。これが人口が減っても元気で価値ある地域を意味することになります。

この活動人口が増えれば、人口が減少しても地域の価値は高まっていきます。地域で頑張っている人が多く存在すれば、ここに住もうという気になるはずで、そのため、活動人口は人口の維持や増加にも貢献するということが、一人でも多くの人にこの活動人口になってもらいたい。その活動人口を創出していくためには、このシビックプライドの醸成が求められるわけです。そうすることにより自治体の新しい未来が見えてくるのではないのでしょうか。

いよいよ第6次総がスタートしました。同時に武藤市政の3期目のスタートであります。しかし、今回の選挙の投票率を見ますと過去最低であり、市民がこのまちの未来を本当に自分事として真剣に捉えているのか不安に思ったりもします。我がまちの首長を選ぶことに市民の約半数が参加しない現実を考えると、今こそ市民が住んでいるまちに対して誇りや愛着を持ってもらい、自分もこのまちの一員であるという認識を持ち、地域活動などに参画してもらえようシビックプライドの醸成にしっかりと力を注いで、共にまちづくりができる環

境をつくっていくことが未来に向けて大切だと思います。

伺いますところによりますと、武藤市長は2020年10月に行われましたシティプロモーション自治体等連絡協議会オンライン首長シンポジウムに参加されたということです。本協議会は、地域におけるシティプロモーションのための取組を推進し、魅力ある地域づくりに寄与することを目的に活動されています。このシンポジウムでは、コロナ禍を貫くシビックプライドを考えると、シビックプライドとシティプロモーションの相乗効果という内容であったと伺っています。

本シンポジウムで学ばれたことを今後どのように生かして、よりよいまちづくりにつなげていけるのか。今こそ地方創生、地域活性化の切り札として注目されるシビックプライドとシティプロモーションを連携させて、内から輝き、外から注目されるまちとなることを期待するところであります。

ここで市長の見解並びに取組をお聞かせ願いたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤好夫君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

それでは、古田秀文議員のシビックプライドとシティプロモーションについてお答えをさせていただきます。

その内容につきましては、今議員のほうからる御説明がございましたので省かせていただきますけれども、新しい言葉ということではありますが、従前からこういうことはなされておまして、一体的に取り組んでいるということをお理解いただければと思っています。

例えば今回つくりました第6次総合計画、これにつきましても「市民と共に創る」ということで大変多くの方に携わっていただきました。これもまさしく自らが行動をしてつくった計画に対して取り組んでいくと、そしてそれを多くの市民の方々に伝えていく、発信していくということございまして、これも大きく言えばシビックプライドの一つというふうに考えております。

これ以外も、平成23年度から美濃学というものが推進されておると思いますが、これもその一環であります。美濃学、美濃のいろんな分野を勉強し、学び、それを多くの方に伝えるために行動すると、こういったことも大きく言えばシビックプライドということになりまして、現在では小学校3・4年生向けに美濃市が世界に誇る遺産をはじめとした市の歴史・産業・文化を学ぶための副読本を活用した授業を行い、小さな頃からこういった考え方を醸成しているというふうに考えております。

また、市民によるまちづくりへの支援としましては、自治会等による地域活性化活動を支援するための地域の絆づくり事業、あるいは道路維持活動を支援するような道普請事業といったことも自らが行動をし、その地域をよくしていくと、こういった活動が多くの方の共感を得てさらに広がっていくと、こういうふうにつながるものと考えております。

また、市の広報紙には、美濃市を築いた先人たちを紹介するコーナー、あるいは地域に根

差した活動に励む市民や、全国レベルのスポーツ大会で活躍する市民を紹介するコーナーなどを設けながら市民へ我がまちの魅力を発信と、あるいは我がまちで活動している方々の活躍を誇りに思う、こんな醸成も行っているところでございます。

記憶に新しい取組といたしましては、東京オリンピック・パラリンピックの表彰状であります。これもまずは職人さんの大きな力がありますけれども、美濃市としては非常に大きな誇りとして、これをさらに世界に発信をしていくと、こういったことで、シビックプライドに併せましてシティプロモーションという形も取らせていただいております。このことは新聞をはじめとして多くのマスメディアにも取り上げられ、美濃市の大変すばらしい誇りというふうになったというふうを考えています。

このような一つ一つの取組が積み重なり、住みたいという市民のシビックプライドの醸成につながるとともに、市外から住んでみたいと思っただけのような美濃市になっていくのではなかろうかなあと思っただけのところでございます。

これまでの取組に加えまして、本年1月から運用を開始いたしました美濃市公式LINE、あるいは来年度にリニューアルを予定しています市公式ホームページ等も活用しながら、市政の情報を丁寧に市民へ伝えることによって、シビックプライドの醸成を図りながら、それを生かした行政を進めていきたいと、こういうふうにおもっております。

また、最近では、市外の企業などもシティプロモーションに取り組んでいただいております。例えば道の駅内のホテルを建設した積水ハウスには、デジタル観光マップの作成を通じて地域の魅力を掘り起こしていただきました。

また、昨年市内に拠点を設けたドローン会社のROBOZの協力の下、先週末土曜日、日曜日でありますけれども、第一回美濃市ドローン空撮大会を開催し、全国から参加した15チームの卓越した技術によりまして、市の魅力をPRする空撮動画を作成していただきました。もう既にネットに上がっておりますのでぜひ御覧いただければと思っておりますけれども、市といたしましては引き続き、こういう新しい言葉でありますので、こういったことを市民の方に分かりやすく説明する中で、引き続き市民の誇りの醸成、あるいは市民によるまちづくりの支援並びに市民への情報発信ということに努めてまいりたいと思っております。議員の皆様方にも、まちづくりへの積極的な参画や市民への情報発信につきまして、御支援、御協力いただきますように期待をしているところでございます。

先ほど言いましたように、新しい言葉でありますので、なかなか浸透性がありませんけれども、今までやってきたことを十分まず我々が理解するというところから始めて、シビックプライドの醸成、あるいはシティプロモーションといったものに生かしていくようにやっていきたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 7番 古田秀文君。

○7番（古田秀文君） 市長、御答弁ありがとうございました。

意見と要望を述べさせていただきます。

これまでに学校や地域活動、また市報などの広報紙等を通じて様々な形で美濃市への誇りや愛着を生む取組を行ってこられたことはよく理解できました。

第6次総合計画の基本理念「市民と共に創るまち」には、「市民同士が手を取り合い、協力し合ってさまざまな地域課題や生活課題に取り組み、安心して暮らせる地域環境を創り上げることができるまちづくりを進める」とあります。重要なのは、この手を取り合い協力してくれる気持ちを持った人を一人でも多く育て、そして活動につなげていく、いわゆるシビックプライドの醸成が大切じゃないかと思います。

もう一步踏み込んで考えますと、そういう形で醸成する前の郷土愛というのは、あえて守りのプライドと呼ぶなら、シビックプライドはよりよいまちにするぞという攻めのプライドだと思います。市民のシビックプライドの醸成に必要なことは、私は貢献感といいますか自己有用感ですね、自分はこれだけ頑張っただけに役立っているんだというところだと思います。自分自身が関わって地域をよくしていこうとする、ある種の当事者意識に基づく自負心、よくない点を指摘したり改善に向けて自分で行動できること、こういう心を醸成していくことで、真の意味での「市民と共に創るまち」が推し進められていくのだと思います。何か行ったときに、その場で貢献できたと小さくても感じる事が大切です。そして、私にもできることがあるんだとか、私はこのまちに必要なんだと思えること、その小さな小さな積み重ねこそが醸成につながっていくのだと思います。

そういう意味では、市長に答弁いただきましたSNSを利用して市政の情報や市民活動をみんなに丁寧に伝えていくという取組は、本当に大変有効であります。ぜひこの辺の情報の発信というものをしっかりとやっていただきたいなあということを思います。

また、もう一つ、第6次総合計画を作成するに当たり、市長の答弁でもありました多くの市民の方に参加いただきました。様々な情報や意見をいただいて、この総合計画にこれを反映されたと思います。この機会を生かすことによって、参加された方のシビックプライドがより醸成されまして、今後も積極的に地域活動に関わっていただけるようにフォローアップを行っていただき、この成果や効果が皆さんに認識していただけるような、そんな仕組みづくりをぜひ考えて実行していただきますよう要望を申し上げます。

また、シティプロモーションとの連携についてであります。平成30年度に美濃市のプロモーション映像を制作されたことがあります。発表されました。これはどうでしょう、皆さん御覧になって御存じでしょうか。私の知り合いの市民や市外の方に伺っても、知る人はほんの僅かでありました。

答弁いただきましたように、市内に拠点を設けたドローン会社にて市の魅力をPRする空撮動画を作成するという事で、本当にこれは大変素晴らしいことであり、私も期待するところですので、ぜひこれをSNSやメディア等様々な手法を活用して、広く拡散して美濃市の魅力を国内外に大きくPRしていただきますことに力を注いでいただきたいと思います。共に市民のシビックプライドの醸成に役立てていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、質問の2つ目に移ります。

観光振興の視点から見たシビックプライドについて、産業振興部長にお伺いをいたします。

先ほども申し上げましたが、シビックプライドとは直訳すると市民の誇りという意味です。しかし、その意味は単なる郷土愛やまち自慢ではなく、自身が地域のまちづくりに関わっているという責任感を持つことを指します。シビックプライドを持つ市民が増えると積極的にまちづくりがなされて、観光振興に大きくプラスに働きます。責任感を持ってまちづくりをすることで、外からの観光客に対してこのまちの魅力をアピールしたいという市民が増えるからです。このシビックプライドの醸成により観光客の誘致に成功している地域もたくさんあります。これから国内外からの観光客誘致を進めていくに当たって、シビックプライドを持つ市民の育成は大きな効果が期待できる施策の一つと言えます。

地域への愛着、シビックプライドを醸成する上で重要なことは、観光事業者だけにとどまらない地域全体へのシビックプライドの理解促進だと思います。

ニューツーリズムとか着地型観光、物見遊山から「コト消費」、体験型観光など観光の形が様々変化する中で、観光事業者だけでなく、地域住民が観光客に関与する機会も増えてきました。今後地域の人々と交流する機会が増える滞在型観光や体験型観光にシフトしようとしている今、地域住民自身にもシビックプライドのような郷土愛を醸成し、地域全体で観光客誘致に取り組む必要があると思います。

そして、シビックプライドの醸成を通じた観光地域づくりにおいて大切なのは、その地域内における住民同士のコミュニケーションの活性化だと思います。周囲との関係性が希薄になっている社会において、住民同士のコミュニケーションやコミュニティ活性化など、人々が常に関わる地域内での団結ある社会づくりも大切であります。このシビックプライドを持つ住民が多く存在することで、地域が一体となって観光の活性化に取り組む、そして観光客の満足度が向上するなど、観光振興によい影響を与えてくれます。さらに、これを通じた観光地域づくりをすることにより地域内に既にある地域資源や活用・発見されていないものをブラッシュアップし、地域独自の資源を活用した施策もできます。

例えば、お手元に配付させていただきました資料です。これは、現在ぎふメディアコスモスが企画している進めております取組の一例をちょっとコピーさせていただきました。

これの中を見ますと、例えば過去の記憶を地域の宝物にする取組とか、知らなかった我がまちを知る取組など、このまちの魅力と可能性を掘り起こしながら、この自分の住んでいるまちに対するシビックプライドをみんなを高めていこうよというものであります。

また、こんな観光地域づくりもあります。空き家とか今ある伝統資源、文化などを市場の視点に立って開発していくことです。地域内での循環した経済活性化及びシビックプライドの醸成を促進することもできると思います。

例えば「ブラタモリ」という番組を御存じでしょうか。地学とか文化人類学、歴史学などの様々な学問からアプローチして行って、各土地の観光的価値を再発見していくNHKの番組であります。タレントのタモリさんが歴史的な痕跡を巡りながら目に見えないまちの魅力

に迫るというもので、この手法によって地域に新たな魅力を与えることになります。こうやって、可視化によって自分たちの地域のことをあらゆる価値から見直すことをすれば、地域のことをより知ることができます。

学芸出版社からこんな本がありました。「DMOのプレイス・ブランディング 観光destinationのつくり方」というのに、こんな言葉がありましたのでちょっと紹介させていただきます。「住民が自分たちの地域に誇りを持つようになると、地域での暮らしを楽しむ気持ちや地域を応援しようという機運にもつながる。それに伴い来訪者に対しても、ブランド価値を踏まえた振る舞いや対応ができるようになる」とありました。まさにそのとおりだなあと僕も本を読んで思いました。この地域住民が生き生きと暮らして、観光客に対して笑顔で「どうかうちの自慢の何々を体験してってください」と、そういう態度を表せば、当然ながらそのエリアでの満足度は高まっていきます。

観光振興は、シティプロモーションを推進するに当たって最も重要な要素の一つであります。

そこで質問であります。観光の振興に向けて、今後シビックプライドをどのように醸成していくのか、産業振興部長にお伺いをいたします。

○議長（佐藤好夫君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） おはようございます。

それでは、ただいまの観光振興に向けたシビックプライドの醸成についてお答えをさせていただきます。

先ほど古田議員が紹介されましたように、各自治体で策定され始めたシティプロモーション戦略でございますとか、SDGs 未来都市計画といったものなどにシビックプライドという言葉がうたうことがここ数年にわかに増えているようでございます。

一方で、シビックプライド研究の第一人者で東京理科大学工学部建築学科の伊藤香織教授は、株式会社ジェイクリエイトが運営するウェブサイト「観光Re：デザイン」への寄稿の中で、「シビックプライドはまるきり新しい概念というわけではなく、誇りを持ってまちに関わってきた人は当然これまでもいて、それをうまく表す言葉がシビックプライドなのだろう」とされております。

こうしてみますと、我がまちをよりよくしようという取組は、これまでもおのこの市町村で行われておりますし、当市においても積極的に関わっていただいた事例は既に幾つもあるのではないかと思います。

観光振興に関することとしては、例えば町なかの観光ボランティアの皆さん、美濃まつり、ひんこなど各地域のお祭りや神事、また洲原ひまわりの里、神洞ホテルを守る会、長瀬助右衛門サのもみじなど各地区で行われる地域づくり活動や公民館活動、また美濃和紙あかりアート展、ツアー・オブ・ジャパン、産業祭などイベントや行事に参加してきた方々、また市民わくわくふれあいセンターを考える会、第6次総合計画を考える会など、ワークショップに参加してきた方々、また観光協会の会員の皆様もシビックプライドが既に備わっている

方々と考えられるところでございます。

さて、先ほどの市長答弁にもありましたように、これまでも児童への教育や市民への広報を通じた啓発やシティプロモーションにつながる企業活動への支援を行うことで、市民の誇りの醸成に寄与してきたところでございます。

観光振興におきましては、住民の皆さんの草の根的な活動も非常に大切でございまして、美濃市のことを知らない人に対して、住民の皆さんには美濃市のことを自慢し宣伝してもらう知識と、美濃市を訪れる観光客を温かく迎え入れるおもてなしの気持ちを持ってもらうことが重要ではないかと思えます。

そのためにも、できるだけ多くの市内にお住まいの方や通勤通学する方、事業者の皆さんにも美濃市のことをよく知っていただき、誇りを持ってもらうことが肝腎でありますので、今後も引き続きこれまで行ってきました啓発や支援の事業を先進的な取組も参考にしながら取り組んでまいりたいと思えますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

〔7番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 7番 古田秀文君。

○7番（古田秀文君） ありがとうございます。

おっしゃるとおりなんですよ、今までやってきたのは当然どこの市町でもそうなんですよ。まちをよくしていこうと思うから市民の参加型を得ながら、もちろん観光だけじゃないんですけど、市報に載せたりとか、そういう形で一生懸命やっているんですけど、なかなか僕が一番最初に言いましたように人口がどんどん減っていってしまうと、若者が出ていったらなかなか帰ってこないという、そういうところにもつながっていく。そして、今後例えばウィズコロナで観光的に活動していこうと思ったときにでも、なかなかそれに対してしっかりとした形でみんなが本当に参加してくれるだろうかというところも不安に思うところであります。

ですから、この言葉自体を僕は取り上げているわけではありません。ただ、シビックプライドというそれを醸成していくということは、それにつながっていくものはすごく深いものがある。極端に言うと、この美濃市自体の未来を本当に支えていくための一つの大きな柱になっていくような気がするわけでありませう。

そういう意味では、もちろん今市長、それから産業振興部長からの御答弁にありましたように、この第6次総にうたってあります「市民と共に創る」ということで、本当にいろんな活動を積極的にされているということは理解します。ですから、やっているからいいよということではなくて、ぜひ先ほど振興部長が言われました先進的な取組も取り入れながらということで、ぜひこれこそ本当に日本全国一生懸命みんなやっているところでありますので、美濃に合う形の部分を取り入れていただきまして、観光振興の発展につなげていただきたいと思いますように私の要望をしまして一般質問を終わりたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（佐藤好夫君） 次に、3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 皆さん、こんにちは。

今、私がここで発言しているこの時点でも、ロシアのウクライナへの侵攻は止まっておりません。特に非常に危険だと思っているのが、ウクライナ南部ザポロジエにある同国最大の原発の関連施設が砲撃を行われ、一部破壊されました。万が一にも原子炉が破壊されれば、福島原発やウクライナのチェルノブイリ原発の重大事故をはるかに超える放射能による世界規模の大惨事につながる、こういった危険があります。それは、人類全体の生命を脅かす犯罪行為となり、原発関連施設の反撃を直ちに中止するよう強く求めたいと思います。

ロシアのプーチン大統領による無謀なウクライナ侵略を止める上で、世界の多くの国々と市民社会の力を合わせる事が一番の力になり、国連総会緊急特別会合でのロシアの非難決議の採択に棄権、退席した国々に対し、軍事行動の中止を求める立場に立つよう働きかける日本の外交を展開すべきだと思っております。

軍事行動の中止を求める非難決議は、国連加盟国の7割を超え、141か国という圧倒的多数の賛成で採択されました。しかし、一方、採択での棄権は35か国、退席し採決に加わらなかった国が12か国あり、憲法9条を持つ日本政府として、この47か国に対し侵略を非難して軍事行動の中止を求める立場に立つよう働きかけていく、こういったことを日本政府に求めたいと思います。

こういった中で、3月11日の美濃市議会でロシアによるウクライナへの侵略を非難する決議が全会一致で採択されました。新聞報道もされたこともあり、市民から大きな賛同の声が上がっております。日本共産党は、今この時間帯に美濃市内でロシアの侵略抗議の街頭宣伝を行っております。さらに、皆さんと共にこの運動を大きく進めていきたい、このように考えております。

あまりにもロシアの無法ぶりに世界が非難の声を上げていく、これは誰もが同意できることではないでしょうか。美濃市議会がこういったことで賛同されたということは、非常に高く市民からも評価されていることをまず最初にお話しいたしまして、私の一般質問を進めたいと思います。

新設される給食センターについて、教育長にお伺いいたします。2番目に、長良川遊水地について建設部長にお伺いいたします。3番目に、新型コロナウイルス感染症について民生部参事に質問いたします。4番目に防犯カメラの設置について、5番目に消防団活動の推進について総務部長に質問をいたします。

最初に、教育長に御質問いたします。

新設される給食センターについてであります。

老朽化した給食センターが新しく建設されることで、確実な衛生管理体制による安心・安全でおいしい給食が提供できる施設として市民の期待は大きく高まっています。建設地の美濃橋近辺は洪水による災害を懸念していましたが、十分に対応した構造で建設を進めているとのことで安心しております。また、周辺の環境にも配慮し、臭気や騒音なども考慮された、そういった建設になるものだと思っております。

現在の給食センターの業務は市の職員3名のほか、配送業務も含めた委託経営が行われております。事業手法については公設公営方式、直営ですね、公設公営方式の業務委託、またリース方式（業務委託）、PFI方式（直営）、PFI方式（業者委託）などがありますが、新学校給食センターは資金調達維持管理は公営で、運営を業務委託の予定と報告がありましたが、今回どのような体制で行われるのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 教育長 島田昌紀君。

○教育長（島田昌紀君） おはようございます。

新設される新学校給食センターにおける業務委託について、お答えをさせていただきます。

現在の学校給食センターにおける学校給食業務は、食器類の洗浄も含む調理部門、調理した給食の配送及び回収をする配送部門、ボイラー等の設備を管理する施設管理部門を一括して民間事業者へ委託し、献立は市が直接作成しております。

新学校給食センターについても、基本的には現在と同様に調理部門や配送部門等の業務を一括して委託していく計画としています。

〔3番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

当初の質問の中には、今後の進め方も含めて御質問という形にしてあったんですが、急遽の答弁者の交代ということで、そういったことも含めて十分に答弁できなかったのかなというふうに思いますが、もしもそういったことで簡単な今後の進め方について報告できるようなことがあれば、最後の機会ですけれど、よろしくお願いいたします。

続きまして、学校給食センターの食物アレルギー対策について質問いたします。

児童の食物アレルギー対策は、学校給食の事業では、食材の吟味、配膳、保護者への連絡等、本当に大変な中で配慮された運用が現在美濃市では行われているとお聞きしております。

さて、新しく造られた新学校給食センターにおける食物アレルギー対応等の現在の現状と、新学校給食センターでの対応はどのようになるのか質問いたします。

○議長（佐藤好夫君） 教育長 島田昌紀君。

○教育長（島田昌紀君） 御質問の2点目についてお答えをします。

食物アレルギー対応等の現状は、令和3年度当初で学校給食に配慮が必要な児童・生徒は、全児童・生徒数1,411名に対して72名です。

現在の給食センターには、食物アレルギーに対応する専用調理室がないため、除去食や代替食を提供することができません。このため給食の内容によっては児童・生徒自身による除去、保護者による代替食の持参をお願いしていますが、できる限り全ての児童・生徒が同じメニューを食べられるよう食物アレルギーの原因となる特定原材料を使用しない低アレルゲン献立に取り組んでおります。

なお、令和3年度において、保護者から依頼があったアレルゲン食材は48品目となってい

ます。その内容は、食品表示法に基づく特定原材料として卵やエビなどの7品目及び特定原材料に準ずる品目としてキウイフルーツやリンゴなどの14品目、このほかに保護者からの申出によるものが27品目となっています。これらの品目は、毎年度実施する保護者への調査により変わってきます。また、児童・生徒の中には、複数の品目に対する食物アレルギーがある児童・生徒がおります。

新学校給食センターでの対応としましては、食物アレルギー対応食提供検討会を今後立ち上げ、対応していくアレルギー食材の選定や、調理から食するまでの手順やルール等の検討を重ねてまいります。対応していかなければならないアレルギー食材が非常に多く、またアレルギー食材の組合せも複雑となるため、食品表示法に基づく特定原材料7品目をまずは中心としたアレルギー食材をできる限り使用しない除去食の提供及び低アレルギー献立の充実から取り組み、より安全に安定した給食の提供を考えています。

このように、令和3年3月議会の須田議員からの一般質問でお答えしたとおり、食物アレルギー対応については食物アレルギー対応に関するマニュアルの策定も現在進めているところです。

〔3番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 児童の食物アレルギーに対する対応というのは、本当に大変な状況になっていると思います。引き続き新しく給食センターにおける除去食品ですね、食料をさらに進めていただきたいというふうに思っておりますが、給食センターだけではなくて、末端の学校の現場の中でこういった除去食品を含めた形で配膳される先生方、生徒の方々に対する適切な援助というのかな、それもぜひ進めていただきたい、このように考えております。よろしく願いいたします。

続きまして、建設部長に長良川遊水地について質問いたします。

2021年11月5日に、実は木曾川上流河川事務所と横越の自治会・自治会内遊水地対策委員会のメンバーが約25名ぐらいでしたかね、現場視察と懇談を行いました。このときにその状況について結果を連絡してほしいと、こういったことを木曾川河川事務所の工務課長に申し入れておりましたが、いまだにその報告がありません。

また、これまで地元住民説明会では、河道内に巨大な構造物を建設することから左岸堤防への負荷の増大による洪水の危険とか、右岸側では背後の山からの水の排水不備による内水氾濫、狭い市道の拡幅事業の進展、自然環境の悪化による天然記念物のオオサンショウウオの保護など多くの疑問、要望が出されています。

当局は、残念ながらそういった疑問に対しては詳細設計の中で検討していく、このように答弁し、もう数年がたっております。美濃市長は住民の意見を反映し危険なものは造らせない、このように明言されておりますが、国土交通省木曾川上流河川事務所の対応は、私たち住民にとっては全く不十分なものと言わざるを得ません。

そこで建設部長にお尋ねいたします。

実施機関は国土交通省ではありますが、該当する地元の美濃市に対して遊水地計画の地域への説明会など、今後どのように進展するのか質問いたします。

○議長（佐藤好夫君） 建設部長 伊藤篤君。

○建設部長（伊藤 篤君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの地域への説明会など、今後どのように進展するのかについてお答えいたします。

国土交通省木曾川上流河川事務所による地元関係者に対する説明会については、本年2月に予定をされておりましたが、新型コロナウイルス感染症のまん延防止等重点措置の期間ということもありまして、開催を延期せざるを得なかった状況でございます。

今年度は、コロナ禍により説明会が開催されませんでした。国土交通省木曾川上流河川事務所より、地元関係者の皆様には長良川だよりを3回発行させていただき、進捗状況をお知らせしたところでございます。

国土交通省同事務所からは、引き続き地元説明会の開催等を通じて治水の安全性等についての説明を丁寧に行い、住民の皆様の御理解をいただきつつ事業を進める予定と聞いております。

〔3番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 国交省の対応そのものが本当に不誠実だというふうに思うんですね。

今日現在でも、今年に入って遊水地内の中島の中でボーリング調査が行われております。本来だったら、これは地元に対して丁寧に説明ということであれば何のためにやるのかと、そういったことを自治会長とかそういった方に、町だけに連絡するのではなくて、地元住民に対して、何のためにこういったボーリング調査をやるのかと、それを当然文書で明らかにしていく、こういったことも必要ではないかと。

本当にこの国の、特にこの木曾川上流河川事務所の対応は、地元市民にとって全く現実味がない。先へ先へ延ばし、自分たちの計画だけは進めようとしている、こういったことに思えてなりません。本当に106億をかけるような大きな工事で、しかも1級河川の河道内にこれだけの巨大なものを造るということには、相当な自然災害とか何かについても問題があるというふうに考えておりますから、引き続きぜひとも国土交通省に対して説明と地元懇談会含めてやっていただくように要望いたしまして、私のこの質問については終わらせていただきます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症について、民生部参事兼保健センター所長にお伺いいたします。

3年に及ぶ新型コロナ感染症に対し、医療関係者の奮闘に本当に敬意を表します。また、学校や高齢者施設、保育園等の施設従事者や市行政の対応も厳しい条件の中で運営をされてきました。

そういった中で、新型コロナ感染症（法定感染症）対策は県知事の下で対策が取られ、美濃市は県の対策会議が行われるごとに市議会議員にはその説明が行われ、議員活動の大きな

力となっています。このことは大変重要なことであり、評価しております。

しかし、市民の中には長引く感染症の蔓延に、私の周りはどうなっているのか、感染者数は発表されているがもう少し具体的なことが知りたい。もし自分が感染、もしくは濃厚接触者となった場合はどうすればいいのか、自宅療養者が増えているが入院できないのか、食事はどうすればいいのかなど、様々な不安を抱えている方がお見えになります。

美濃病院の発熱外来は、令和2年度に968件、PCR検査・抗原検査が547件実施されました。令和3年度は11か月ですが、1,572件の発熱外来を受け付けております。そのうちPCR検査・抗原検査は1,138件、こういったことが行われておりますが、昨年と比べ大幅な増加となっております。

また、市内の薬局におけるコロナウイルス感染症の無料検査は予約が集中し、検査キットの不足、従業員の過大な負荷で大変厳しい状況であります。保健所も毎日PCR検査を中濃庁舎で実施している状況です。

そういった中で、なかなか人と会えない、外出できない、行動制限が特に美濃市の高齢者の間でも起こっております。こういった中で、美濃市としては、新型コロナウイルス感染症に対しての市民の支援はどのようなものがあるのか、民生部参事保健センター所長にお聞きいたします。

○議長（佐藤好夫君） 民生部参事 辻幸子君。

○民生部参事兼保健センター所長（辻 幸子君） 皆さん、おはようございます。

まず御質問の感染症に対しての市民への支援はどのようなかということですが、感染症患者に対してですが、入院が基本となっております。しかし、感染者数が増加に伴い、やむなく自宅療養となる方も多くあります。この自宅療養の方に対してですけれども、県が健康フォローアップ班、食料支援班、現地対策班という3つの班を立ち上げて生活支援をしております。今後さらに自宅療養者の増加が想定される中、支援を確実に実施していくために市も連携できるように支援チームを整えております。

市の支援チームが行う業務としましては、健康観察において連絡途絶え時の安否確認、支援物資の業者配送が困難な場合には、連携して配送をしております。

濃厚接触者についてですが、一部行動制限がありますけれども、感染者に当たらないため、この支援の対象にはなっておりません。ただ、今のところ、こうした事案というのは美濃市内では一件も発生しておりません。そのほかこれまでに支援チームの業務以外では、家族の入院の際に介護を要する高齢者が残されるというケースがございました。この場合は、高齢福祉につないで対応をしております。

感染症がこれだけ広まりますと、市民の皆様の間では、感染者はもとより濃厚接触者に該当するのか、感染ということに対する様々な不安が生じてくるかと思えます。市の独自の支援としましては、これまでも様々なお問合せをいただいておりますが、できるだけ個別に対応できるようにと内容は特定せず、これはホームページでも周知しておりますけれども、困り事相談ということで行っております。まずは不安を感じることがありましたら保健センタ

一に御連絡いただくことをお願いしております。

また、国や県においても、新型コロナウイルス感染症に対するコールセンターが設置されておりますので、感染症に対する相談支援を行っていますから、活用していただくことも可能であることを併せて御紹介させていただきます。

〔3番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 美濃市の感染症に対する市民への対応という形では、かなり頑張ってやってみえる、このように思っております。しかし、市民の中にはなかなか市へ相談ができない、そういったことも聞かれます。もっと幅広い形で市民の皆さんにこういった広報をさらにしていただきたい、このように思っております。

先日も、高齢者の方がワクチンを打つことができない、行けないという形で、市の私のほうに相談がありまして、市の民生部と相談し、ワクチンに対応する車を市のほうの形で準備させていただいた、こういったこともあります。ぜひともさらに幅広く市民への広報をよろしく願いいたします。

続きまして、防犯カメラの設置について総務部長にお聞きいたします。

近年広域化する犯罪、ごみなどの不法投棄、認知症などによる徘徊対策などに防犯カメラは有効な手段として各地で設置が進んでおります。そういったことから防犯カメラの設置は必要だと考えておりますが、今回提案されている防犯カメラの設置については、管理・運営は美濃市が行うのかどうか質問いたします。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 瀨瀬敬久君。

○総務部長（瀨瀬敬久君） 皆さん、おはようございます。

それでは、防犯カメラの設置の管理・運営についてお答えをさせていただきます。

防犯カメラの設置につきましては、新年度の政策の柱、安心・安全の推進の取組の一つとして新たに行うものでございます。

これまで市内における防犯活動につきましては、少年補導センターによる毎週1回の青色防犯パトロールや毎月1回の市内全域での声かけ活動、各地域のPTAやシニアクラブなど子ども見守り隊による地域ぐるみの防犯活動のほか、郵便局やコープぎふとの応援協定に基づき、配達員の方にバイクやトラックで随時パトロールを実施していただいております。また、警察においても市内パトロールをしていただいております。市といたしましては、こうした活動を継続していきたいと考えております。

今回の防犯カメラの設置につきましては、市民の皆様を中心とした活動に加え、犯罪の抑止や行方不明者の捜索、交通事故防止を目的として道路上に設置するものでございます。市民の皆様の安全・安心を守るための取組として行いますので、その管理・運営につきましては美濃市が行ってまいります。

〔3番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 現在、防犯カメラは小倉公園に設置されている、このように伺っております。

そこで2番目の質問ですが、防犯カメラの設置に当たり、運用指針の整備はどのように考えておられるのか質問いたします。

近年、プライバシーの問題とか、そういったことについての住民意識は非常に高く、この防犯カメラに対してもそういった懸念を持たれる方もたくさんお見えになります。現在そういった指針はつくられていない、このように考えておりますが、今後どうされていくのか、防犯カメラの設置に当たる運用指針の整備はどのようにされるのかお聞きいたします。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 瀨瀬敬久君。

○総務部長（瀨瀬敬久君） それでは、2点目の御質問、運用指針の整備についてお答えをさせていただきます。

防犯カメラの設置、運用及び管理に当たっては、防犯カメラの有用性を考慮しつつ、市民の皆様の個人情報の保護に配慮することが必要であると考えております。

自己の容姿等をみだりに撮影されたり、公表されることのない自由はプライバシーとして憲法第13条を根拠に保護されており、勝手に撮影することは撮影される側のプライバシーが侵害されるおそれがありますので、住民の皆様にご不安を与えないよう十分配慮していく必要があると考えております。

防犯カメラの運用に関するガイドラインとして管理要綱を設置し、本年4月から施行してまいります。

〔3番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。ぜひとも早急な整備、それを市民に伝えていく、こういったことをお願いしたいと思います。

続きまして、消防団員活動の推進について質問いたします。

消防署及び団員、非常勤消防団員の方々の地域の活動には本当に感謝しております。特に災害時における消防団員の地域での活動は、地域の人々にとって安心感を与えるものであり、そういった方々に多くの美濃市の地域の青年たちが加入されていることに本当に感謝しております。そういった中で、今回提案された消防団員の報酬等の引上げには賛成いたしますが、さらなる改善に向けての質問をいたします。

1つ目ですが、消防団員が働いている事業所に対して、消防団員への配慮要請・協力依頼などとしてはどのようにされているのかお伺いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 瀨瀬敬久君。

○総務部長（瀨瀬敬久君） それでは、消防団活動の推進についての1つ目の御質問、事業所に対して消防団員への配慮要請・協力依頼はどのようにされているかにつきましてお答えをさせていただきます。

市では、団員の勤務先事業所に対し、団員への配慮要請・協力依頼につきまして、これま

で主に3点実施してまいりました。

1点目は、毎年開催されている岐阜県消防操法大会に団員が出場する場合、勤務している事業所には訓練への参加に対する理解と協力をお願いをしております。これは4月から8月までの長期間、主に平日夜間の訓練となるため、勤務先事業所に対して勤務時間等に配慮していただくよう要請を行っているものでございます。

2点目が火災、警戒などに出動した際、希望する団員に出動証明書を発行し、事業所へ提出していただいております。急な出動に対し、事業所に理解をしていただくために行っているものであります。

3点目に、平成21年度から消防団活動について配慮をした就業規則を設けるなど、従業員の消防団活動を積極的にバックアップしていただいている事業所を顕彰する美濃市消防団協力事業所制度を設け、令和4年3月1日時点で20事業所に表示証を交付してまいりました。表示証を交付することにより、消防団と事業所との協力関係がより一層強化されるだけでなく、従業員の方も心置きなく安心して消防団活動に従事していただけるものと考えております。なお、この協力事業所制度については、県では法人事業税、個人事業税の減税支援制度を設け、消防団員の確保に努めているところでございます。

現在、団員に占める被雇用者の割合は80%を超え、勤務先事業所の理解なくして消防団活動は成り立たなくなってきました。ホームページや広報紙への同制度のPRに加え、今後は事業所、商工会議所等関係団体に対し案内や周知を行い、協力事業所数の増加を図ってまいります。

[3番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。さらなる事業所、また消防団員に対する配慮をぜひともよろしく願いいたします。

続きまして、消防団員の年額報酬や出動手当について、さらなる改善はできないかお問合せいたします。

現在、美濃市の消防団員が1回出動するについて2,000円が支払われております。令和3年4月1日の消防庁長官が各都道府県知事に通知した内容の一部に、非常勤消防団員の報酬等の基準として災害（水火災または地震等の災害）に関する出動に関しては、1日当たり8,000円を基準にすると通知されておりますが、美濃市はまだこの状況には程遠いものがあります。

しかし、美濃市は、国が定めた消防団員の基準人数よりもかなり多くの方がこの消防団員に加入され活動されている、こういった条件を踏まえながら考えると、8,000円までは行かないけれど、もう少し美濃市としてもこういった消防団員の方への感謝の気持ちをできないかと、こういったことで年額報酬や出動手当についてのさらなる改善はできないか、質問いたします。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 瀨瀨敬久君。

○総務部長（瀧瀬敬久君） それでは、2点目の御質問、消防団員の年額報酬や出動手当について、さらなる改善ができないかについてお答えをさせていただきます。

消防団員の年額報酬につきましては、平成26年及び令和3年に増額し、また今議会におきましても全階級一律3,000円増額する内容の条例改正案を上程し、継続して処遇の改善を図っているところであります。また、出動手当についても昨年増額し、現在1回の出動につき全階級一律2,000円としております。

昨年4月に消防庁長官から発出された文書におきまして、団員の成り手不足を解消する等の目的から基準額が定められておりますが、出動報酬につきましては訓練や警戒等の出動業務の負荷、活動時間等を勘案し定めることとされ、市の実情に合わせ実施することとなっております。

また、普通交付税算定における美濃市の消防団員数は300名ほどとなっておりますが、市の条例に定める団員定数は市民の皆様の安全・安心を守るという観点から420名と国の基準より120名ほど多い団員数としており、これに対する支援を国・県などにも要望しております。

市においては、昨年2月に第1期美濃市消防団活性化計画を策定し、今年度から適正な車両や装備品の貸与、組織の再編、団員数の見直し等に取り組み始めたところであり、団員の報酬、出動手当などについても引き続き改善を図ってまいります。

〔3番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

もともと国の基準よりも多い人数を美濃市は本当に団員の方々の協力で120名ほどの形で消防団員がされている。こういったことについて本来であれば、それでもやっぱり地元の防災、災害に対する団員としてはまだまだ十分ではないかなあという気もします。また人数でも、中身の問題でも大変な状況の中で消防団員の方はやられているようなふうに考えております。国や県に対する要望もぜひ答弁でされたような形でこの基準を広げていく、こういったことを働きかけていっていただきたいと、このように思っております。

引き続き消防団活動の推進に関して、総務のほうが優先的にやっていただくことを期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（佐藤好夫君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時26分

○議長（佐藤好夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） 発言通告に従いまして、一問一答でプラスチック資源のリサイクルについて、民生部長にお尋ねいたします。

世界経済フォーラムの2016年の発表によると、2050年にはプラスチック生産量が約4倍増加して、海洋プラスチックごみの量が海にいる魚を上回るとされております。環境問題への対策が喫緊の課題であります。

そのような中で、2022年本年4月よりプラスチックごみ削減とリサイクル促進を目的とするプラスチック資源循環促進法が施行されようとしております。同法施行によりまして、リデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（製品の再利用）、そしてリサイクル（資源の再生利用）である3Rと持続可能な資源化を推進することで、プラスチックの資源循環を促し、循環経済への移行の加速が期待されております。

誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指すSDGsにも、2025年までに海洋ごみや富栄養化を含む特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減するとの内容をはじめ、環境問題への目標が掲げられております。一人一人の意識改革、地域からの小さな取組が大きな改革の力になり、目標達成に不可欠であると考えております。

国内では、2018年に神奈川県鎌倉市由比ガ浜でシロナガスクジラの赤ちゃんが打ち上げられ、その胃の中からプラスチックごみが発見されました。このときSDGs未来都市である神奈川は、これをクジラからのメッセージとして受け止め、2030年までのできるだけ早期に、捨てられるプラごみゼロを目指すとの「かながわプラごみゼロ宣言」が行われました。行政や地域住民、そして企業団体などが団結して環境問題に取り組む機運が高まっております。

そこで未来の世代を守るため、さらなる3Rを推し進めるため、美濃市として環境問題に積極的に取り組む姿勢を明らかにするプラスチックごみゼロ宣言を行うことができないか、民生部長にお尋ねいたします。

○議長（佐藤好夫君） 民生部長 小森誠君。

○民生部長（福祉事務所長）（小森 誠君） 皆さん、おはようございます。

それでは、プラスチック資源のリサイクルについての1点目の御質問、プラスチックごみゼロ宣言を行うことはできないかについてお答えをいたします。

プラスチックは安価で使いやすいことから、現在私たちの生活に欠かせないものとなっている一方で、不用意に捨てられたレジ袋やペットボトルなどのプラスチックごみが河川などを通じて海に流れ込むことなどで海の環境を損なうばかりか、細分化されてマイクロプラスチックとして生態系に甚大な影響を与え、世界的な問題となっております。

この海洋プラスチック問題は、議員がおっしゃられたとおりSDGsの14番目の目標にも該当する解決すべき問題でございます。

美濃市では、夏場の板取川、長良川の河原の定期的な清掃「環境美化の日クリーン・ザ・美濃」において、地元住民による河原の清掃「川と海のクリーン大作戦」として市内の建築業者、市民ボランティア、行政による河川の清掃活動を行っており、これらの活動はこういった海洋プラスチックごみの削減にもつながると考えております。

プラスチックごみ問題などの課題について、多くの市民の方々と共有するためには、プラ

スチックごみゼロ宣言などを行うことも重要だと思いますが、それ以上に実際にごみの排出を少なくする、あるいはプラスチックのリサイクルを進めるといった具体的な施策を行うことが重要だと考えております。

市は、令和4年度の施策で、SDGsやカーボンニュートラルといった地球規模の課題に対応するために、官民一体で協議会を立ち上げ推進を図ることとしております。その中でプラスチックごみゼロ宣言、あるいはリサイクルの具体的な施策について検討することを考えております。

[8番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） 答弁ありがとうございます。

プラスチックごみには様々なものがあります。一番身近なものでペットボトルのリサイクルについて申しますと、我が国のペットボトルの回収率、リサイクル率は世界でもトップレベルであります。ペットボトルリサイクル推進協議会によりますと、その回収率は88.5%、そのリサイクル率は96.7%であります。2020年は、おおよそ48万8,000トンのペットボトルがリサイクルされております。例えば再びペットボトルになるだけではなく、衣類や建築資材、事務用品等、実際に多種多様な製品に生まれ変わっております。

また、温暖化防止の観点では、国内で利用されるペットボトルの資源採掘からペットボトルの生産、利用、そして排出回収、リサイクル、再利用までの温室効果ガスの総排出量はおよそ205万9,000トンであります。もしもリサイクル再利用がない場合、この温室効果ガスの総排出量は352万8,000トンとなり、比較すると約42%も温室効果ガスの排出量が少なくなっております。つまり、ペットボトルは、その高いリサイクル率によって大幅に環境負荷を低減していると言えると思います。

美濃市においても、市内ショッピングセンターやコンビニエンスストア、そしてエコスポットというところでプラごみ削減モデルショップがあり、資源回収に協力していただいております。美濃市民の皆様から回収されるペットボトルは大変きれいに洗浄され汚れのないものですが、全国的にペットボトルの回収過程で問題が生じております。

全国清涼飲料水連合会の調査によりますと、屋外に設置される自販機に併設されておりますリサイクルボックスの中に、ペットボトル以外の異物の混入が問題であります。その異物の混入率は31%、その中身はたばこや弁当の容器、紙カップ、ライターなど様々な異物が捨てられております。このリサイクルボックスへの異物混入の問題の要因として、例えば公共ごみ箱の撤去が進んでいること、そしてコンビニエンスストアなどがごみ箱を店内に移設していることなどが指摘され、その受皿としてリサイクルボックスが不適切に使われているとの考えもあります。いずれにしましても、先ほど申し上げたようにペットボトル以外の異物を飲料メーカーや流通事業者の方々が自主的に費用・労力等を負担して処理して下さっております。

自販機業界では、自主的に自販機のリサイクルボックスの異物低減に取り組んでおり、異

物の入りにくい新しいタイプのリサイクルボックスを試作し、浜松市や岡崎市、津市での実証実験が行われました。その結果、異物混入率を約10%減少させた結果の速報がござい
ます。自販機業界は資源のリサイクル、地域の環境美化のために取り組んでおるところであり
ます。

そこで美濃市として、さらに進んだペットボトルのリサイクルの取組はできないか、民生
部長にお尋ねいたします。

○議長（佐藤好夫君） 民生部長 小森誠君。

○民生部長（福祉事務所長）（小森 誠君） 2点目の御質問、市としてのさらに進んだペッ
トボトルのリサイクルの取組ができないかについてお答えをさせていただきます。

市が回収しております家庭内で発生するペットボトルは、おおむねきれいに洗われて出さ
れており、ほぼリサイクルされていると考えております。月1回ごみステーションでの収集
においてはリサイクルしやすいように出させていただいており、非常に感謝をしております。
引き続きこれからも行っていただけるようさらに啓発に努めてまいります。

なお、家庭から排出されるプラスチックごみ全体のリサイクルについては、この4月から
施行されるプラスチック資源循環促進法において、市町村には努力義務ではありますが、分
別の基準の策定とその基準に従って適正に分別できるよう市民への周知を行うこととされて
おりますので、市としましてもペットボトルを含めたプラスチックのリサイクルの促進に努
めてまいります。

〔8番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） 御答弁ありがとうございます。

美濃市における第6次総施策の41、循環型社会づくりの推進の中で、産業廃棄物の減量の
推進、リサイクルの推進、そしてクリーンプラザ中濃の将来的な維持という施策がございま
す。美濃市においても、ごみの減量化とリサイクルに取り組んでいるところですが、このペ
ットボトルはその優れたリサイクル率を適切な回収によって資源循環、温暖化防止に貢献で
きるなど、市民の皆様へのSDGsに即した意識啓発の推進を強くお願い申し上げます。

そして、もう一つのお願いは、美濃市家庭ごみ収集カレンダーは毎年1枚頂けるんですが、
そこにあるごみ収集日や忘れがちな資源回収日のカレンダーを、手軽に検索できるようスマ
ホなどに見られるようにしていただきたいというのが私の要望でございます。

家庭のごみの生ごみの減量とリサイクルの推進、その啓発を強くお願いして質問を終わ
ります。ありがとうございました。

○議長（佐藤好夫君） 以上をもちまして市政に対する一般質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、明日から3月22日までの8日間休会いたしたいと
思います。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、明日から3月22日までの8日

間休会することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（佐藤好夫君） 本日はこれをもって散会いたします。

3月23日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付をいたします。

本日は御苦労さまでございました。

散会 午前11時43分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年3月14日

美濃市議会議長 佐 藤 好 夫

署 名 議 員 須 田 盛 也

署 名 議 員 服 部 光 由

令和 4 年 3 月 23 日

令和 4 年第 1 回美濃市議会定例会会議録（第 4 号）

議 事 日 程 (第 4 号)

令和 4 年 3 月 23 日 (水曜日) 午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第 1 号 令和 4 年度美濃市一般会計予算
- 第 3 議第 2 号 令和 4 年度美濃市国民健康保険特別会計予算
- 第 4 議第 3 号 令和 4 年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算
- 第 5 議第 4 号 令和 4 年度美濃市下水道特別会計予算
- 第 6 議第 5 号 令和 4 年度美濃市介護保険特別会計予算
- 第 7 議第 6 号 令和 4 年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算
- 第 8 議第 7 号 令和 4 年度美濃市病院事業会計予算
- 第 9 議第 8 号 令和 4 年度美濃市上水道事業会計予算
- 第 10 議第 9 号 令和 3 年度美濃市一般会計補正予算 (第 12 号)
- 第 11 議第 10 号 令和 3 年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第 12 議第 11 号 令和 3 年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 13 議第 12 号 令和 3 年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 14 議第 13 号 令和 3 年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 15 議第 14 号 令和 3 年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 16 議第 15 号 令和 3 年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第 17 議第 16 号 令和 3 年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 18 議第 17 号 美濃市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 19 議第 18 号 美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 20 議第 19 号 美濃市積立基金条例の一部を改正する条例について
- 第 21 議第 20 号 美濃市教育研究所設置条例を廃止する条例について
- 第 22 議第 21 号 美濃市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 第 23 議第 22 号 美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 24 議第 23 号 美濃市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 25 議第 24 号 美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第 26 議第 25 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 27 議第 26 号 市道路線の廃止について
- 第 28 議第 27 号 市道路線の変更について
- 第 29 議第 28 号 市道路線の認定について
- 第 30 議第 31 号 美濃市一般職の任期付職員の採用等に関する条例について
- 第 31 議第 32 号 美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

第1から第31までの各事件

出席議員（12名）

1 番	松 嶋 哲 也 君	2 番	須 田 盛 也 君
3 番	服 部 光 由 君	4 番	豊 澤 正 信 君
6 番	永 田 知 子 君	7 番	古 田 秀 文 君
8 番	岡 部 忠 敏 君	9 番	辻 文 男 君
10 番	古 田 豊 君	11 番	太 田 照 彦 君
12 番	山 口 育 男 君	13 番	佐 藤 好 夫 君

欠席議員（1名）

5 番 梅 村 辰 郎 君

説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	堀 部 勉 君
教 育 長	島 田 昌 紀 君	総 務 部 長	瀬 瀬 敬 久 君
民 生 部 長 (福祉事務所長)	小 森 誠 君	産 業 振 興 部 長	永 田 幸 泰 君
建 設 部 長	伊 藤 篤 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	篠 田 博 史 君
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	井 上 博 司 君	美 濃 病 院 事 務 局 長	林 信 一 君
民 生 部 参 事 兼 保 健 セ ン タ ー 所 長	辻 幸 子 君	建 設 部 参 事 兼 都 市 整 備 課 長	島 田 勝 美 君
総 務 課 長 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	西 部 睦 人 君	秘 書 課 長	高 橋 保 雄 君

職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	澤 村 浩	議 会 事 務 局 次 長	辻 美 鶴
議 会 事 務 局 議 事 調 査 係 長	内 藤 佳 奈 子		

開議の宣告

○議長（佐藤好夫君） 皆さん、おはようございます。

議場内の皆さんにお願いします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源をお切りくださるようお願いします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、議席及び執行部席を移動して、間隔を広げて着席し、議場内の換気のため一部の扉を開放しています。また、議場内でのマスク着用をお願いします。

議長席、演壇席及び質問席にアクリル板を設置しております。アクリル板の前ではマスクを外して発言することを認めます。

なお、感染予防のため、発言者ごとに職員が演壇及び質問席の拭き取り消毒を行いますので、御承知をお願いします。

これより私もマスクを外して議事を進行いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日、梅村辰郎議員から欠席の届けが提出されておりますので、御報告をします。

開議 午前10時01分

○議長（佐藤好夫君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤好夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、4番 豊澤正信君、6番 永田知子君の両君を指名いたします。

第2 議第1号から第31 議第32号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（佐藤好夫君） 日程第2、議第1号から日程第31、議第32号までの30案件を一括して議題といたします。

これら30案件について、各常任委員会における審査の結果を求めます。

最初に、総務産業建設常任委員会委員長 松嶋哲也君。

○総務産業建設常任委員会委員長（松嶋哲也君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会において総務産業建設常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る3月15日午前9時からと16日午前9時からの2日間にわたり、委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告申し上げます。

最初に議第1号 令和4年度美濃市一般会計予算中、総務産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第3号 令和4年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算を議題とし、関係職員か

ら詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第4号 令和4年度美濃市下水道特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第8号 令和4年度美濃市上水道事業会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第9号 令和3年度美濃市一般会計補正予算（第12号）中、総務産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第11号 令和3年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第12号 令和3年度美濃市下水道特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第16号 令和3年度美濃市上水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第17号 美濃市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第19号 美濃市積立基金条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第21号 美濃市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第23号 美濃市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第24号 美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第25号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とし、関係職員から詳細にわ

たり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第26号 市道路線の廃止についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第27号 市道路線の変更についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第28号 市道路線の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第31号 美濃市一般職の任期付職員の採用等に関する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第32号 美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（佐藤好夫君） 次に、民生教育常任委員会委員長 須田盛也君。

○民生教育常任委員会委員長（須田盛也君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会において民生教育常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る3月17日午前9時からと18日午前9時からの2日間にわたり、委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に議第1号 令和4年度美濃市一般会計予算中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第2号 令和4年度美濃市国民健康保険特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第5号 令和4年度美濃市介護保険特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第6号 令和4年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第7号 令和4年度美濃市病院事業会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第9号 令和3年度美濃市一般会計補正予算（第12号）中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第10号 令和3年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第13号 令和3年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第14号 令和3年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第15号 令和3年度美濃市病院事業会計補正予算（第3号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第18号 美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第20号 美濃市教育研究所設置条例を廃止する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第22号 美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（佐藤好夫君） 以上で、各常任委員会委員長の報告は終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 特に質疑はないものと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に議第1号について、各常任委員長報告は原案を可決であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第1号は各常任委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第2号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第2号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第3号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第3号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第4号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第4号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第5号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第5号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第6号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第6号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第7号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第7号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第8号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第8号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第9号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第9号は各委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第10号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第10号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第11号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第11号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第12号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第12号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第13号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第13号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第14号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第14号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第15号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第15号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第16号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第16号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第17号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第17号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第18号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第18号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第19号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第19号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第20号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第20号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第21号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第21号は委員長報告のとおり可決い

たしました。

次に議第22号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第22号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第23号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第23号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第24号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第24号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第25号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第25号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第26号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第26号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第27号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第27号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第28号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第28号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第31号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第31号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第32号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第32号は委員長報告のとおり可決いたしました。

閉会の宣告

○議長（佐藤好夫君） 以上をもちまして、この定例会の会議に付議された案件は全て議了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、令和4年第1回美濃市議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時28分

市長挨拶

○議長（佐藤好夫君） 閉会に当たりまして、市長の挨拶があります。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

令和4年第1回美濃市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

このたびの定例会におきましては、令和4年度一般会計予算をはじめとする32の議案につきまして慎重に御審議を賜り、いずれも原案のとおり議決をいただき、誠にありがとうございました。

会期中に議員各位から賜りました御意見、御要望につきましては、これを十分尊重し、検討し、市民福祉の向上に反映するよう努めてまいりたいと思っております。

今議会の会期中には、東京赤坂の豊川稲荷東京別院にて、美濃和紙国際交流展「ここにはある」の開催や、日本全国から15チームが参加した第一回美濃市ドローン空撮大会を開催いたしましたところでありますけれども、美濃和紙の魅力を使った情報発信はもとより、ドローンやSNSなど新しい切り口での情報発信につきましては、今後の市の活性化に向けた新たな芽吹きというふう感じております。交流人口の拡大に大きく寄与するものと期待をしております。今後も積極的に発信に努めてまいりたいと考えています。

また、新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置が一昨日をもちまして解除され、経済活動や人流が活発になることが見込まれます。しかしながら、感染者の高止まり、第7波への再拡大なども警戒をしまいらなければなりません。したがって、市民の皆

様には手洗いや手指消毒、マスクの着用、3密回避など基本的な対策を引き続き行っていただくようお願い申し上げます。また、桜見のシーズンでございます。できるだけ大人数での会食につきましても控えていただきますようお願いできればと思っています。

また、この4月からは成人年齢が18歳に引き下げられます。そういったことでいろいろなトラブルも考えられますので、適切な情報発信、対策についても対応をしっかりやってまいりたいと思っていますし、ロシアによるウクライナの侵攻は、まだまだ予断を許さない危機状態でございます。我々が何をやるということもなかなかできませんが、早く終戦を迎えられることを念願することばかりでございます。引き続き平和の尊さというものを市民の皆様にも訴えながら、美濃市の発展に寄与できればいいかなあと考えております。

最後になりましたけれども、日差しにも春が感じられ、桜の開花の声も聞こえるようになってまいりました。議員各位におかれましては、健康にはなお一層御留意されるとともに、議員各位に御尽力賜りますことを心からお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（佐藤好夫君） 本定例会には、令和4年度予算をはじめ数多くの重要案件が提出されましたが、議員各位の熱心な審議により、ここに全ての案件を議了することができました。議事運営に対する御協力に対し、厚く御礼を申し上げます。

執行部におかれましては、成立した案件の執行に当たり、議会の意向を十分に尊重されまして、市政進展に尽くされますようお願いを申し上げます。閉会といたします。

本日は御苦労さまでございました。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年3月23日

美濃市議会議長 佐 藤 好 夫

署 名 議 員 豊 澤 正 信

署 名 議 員 永 田 知 子

総務産業建設常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
議第1号	令和4年度美濃市一般会計予算中、所管に関する事項	原案可決
議第3号	令和4年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決
議第4号	令和4年度美濃市下水道特別会計予算	原案可決
議第8号	令和4年度美濃市上水道事業会計予算	原案可決
議第9号	令和3年度美濃市一般会計補正予算（第12号）中、所管に関する事項	原案可決
議第11号	令和3年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議第12号	令和3年度美濃市下水道特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議第16号	令和3年度美濃市上水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議第17号	美濃市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第19号	美濃市積立基金条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第21号	美濃市営住宅管理条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第23号	美濃市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第24号	美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第25号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
議第26号	市道路線の廃止について	原案可決
議第27号	市道路線の変更について	原案可決
議第28号	市道路線の認定について	原案可決

議 第 3 1 号	美濃市一般職の任期付職員の採用等に関する条例について	原案可決
議 第 3 2 号	美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について	原案可決

令和 4 年 3 月 16 日

総務産業建設常任委員会委員長 松 嶋 哲 也

美濃市議会議長 佐 藤 好 夫 様

民生教育常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	結 果
議 第 1 号	令和 4 年度美濃市一般会計予算中、所管に関する事項	原案可決
議 第 2 号	令和 4 年度美濃市国民健康保険特別会計予算	原案可決
議 第 5 号	令和 4 年度美濃市介護保険特別会計予算	原案可決
議 第 6 号	令和 4 年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議 第 7 号	令和 4 年度美濃市病院事業会計予算	原案可決
議 第 9 号	令和 3 年度美濃市一般会計補正予算（第12号）中、所管に関する事項	原案可決
議 第 10 号	令和 3 年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）	原案可決
議 第 13 号	令和 3 年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議 第 14 号	令和 3 年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議 第 15 号	令和 3 年度美濃市病院事業会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議 第 18 号	美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 20 号	美濃市教育研究所設置条例を廃止する条例について	原案可決
議 第 22 号	美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決

令和4年3月18日

民生教育常任委員会委員長 須田盛也

美濃市議会議長 佐藤好夫様